

第4次 東海村地域福祉計画

地域で支え合い笑顔でいきいき暮らせるまちを創る



令和3年度～令和7年度
東海村

目次

ごあいさつ(東海村長)

はじめに(東海村地域福祉計画推進会議アドバイザー)

序論 さあ、みんなで地域福祉活動に参加しよう！	1
1. 地域福祉ってなんだろう？	2
2. なぜ「地域福祉」が必要なんだろう？	4
3. 地域に生まれたセーフティネットワーク	12
4. 協働による地域福祉の推進に向けて	16
5. さあ、みんなで地域福祉活動に参加しよう！	19
第1部 地域福祉計画の策定	21
第1章 地域福祉計画とは	22
1. 計画策定の背景と目的	22
2. これまでの計画の概要と本計画との関連	23
3. 計画の策定手法	24
4. 計画の期間	24
5. 計画の位置づけ	25
第2章 東海村の地域福祉の現状	29
1. 統計からみた本村の現状	29
2. 地域福祉に関する住民の意識(ニーズ調査より)	34
3. 地域福祉を取り巻く国の動向	43
第3章 計画の実施状況と見直し	49
第2部 基本構想	55
第1章 計画の基本理念	56
第2章 基本目標	57
第3章 施策の体系	61
第4章 第4次計画の進行管理及び評価方法	62

第3部 施策の推進.....	65
基本目標1 地域福祉を担うひとづくりを推進します	66
基本目標2 地域で支え合う体制(しくみ)づくりを推進します.....	68
基本目標3 安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します	70
基本目標4 すべての人々の権利擁護(アドボカシー) を推進します	72
成年後見制度利用促進基本計画	74
資料編.....	81
資料1. 東海村で展開されている様々な地域福祉活動.....	82
資料2. 統計データ	90
2-1. 人口動態に関する統計.....	90
2-2. 子どもに関する統計.....	97
2-3. 高齢者に関する統計.....	100
2-4. 障がい者に関する統計	102
2-5. 地域活動に関する統計	103
2-6. 地域で困っている人に関する統計	113
2-7. 社会資源に関する統計	117
付属資料	118
東海村地域福祉計画推進会議設置要綱	118
東海村地域福祉計画推進会議委員名簿	120
おわりに.....	121
東海村地域福祉計画推進会議委員からのメッセージ.....	121

ごあいさつ



東海村長 山田 修

わが国では、少子高齢化の進展による人口減少や経済規模の縮小が見込まれ、また近年の自然災害の頻発化など、私たちを取り巻く状況は厳しさを増しています。一昨年
末からは、新型コロナウイルス感染症がパンデミックとなり、感染拡大の防止や社会
経済活動の維持など、新たな課題にも直面しています。

本村では、これまで第1次―第3次東海村地域福祉計画に基づき、様々な事業を積
極的に展開し、地域の支え合いの基盤を整備してまいりました。また、(社福)東海村社
会福祉協議会との連携により、制度の狭間にある支援を必要としている方への個別支
援や、地域住民による地域福祉活動への支援の充実を図るとともに、各機関・団体相互
の連携を推進し、地域の様々な福祉課題の解決に取り組んでまいりました。

しかし、近年では、家族や隣近所など身近なところで支えられていた困りごとを、誰に
も相談できないまま抱え込み、周囲から孤立する人や、複雑な課題を抱える人など、こ
れまで以上に生きづらさや困難を抱える人が増えています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、高齢者、障がい者、子ども
など世代を超えたすべての人々が役割をもって、ともに支え合いながら地域を創って
いくことが重要であり、現在、国においては、「支える側」と「支えられる側」という関係を超
え、地域の課題に対し「我が事」としてとらえ、「丸ごと」取り組むことで、地域をともに創
っていく「地域共生社会」の実現が提唱されています。

「第4次東海村地域福祉計画」では、基本理念である「地域で支え合い笑顔でいきい
き暮らせるまち」を実現するため、「ひとづくり」「体制づくり」「安全・安心」「権利擁護」を
キーワードに、この「地域共生社会」の実現に向けた重層的な支援体制づくりを、地域福
祉の主役である「村民の皆様」とともに取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお
願い申し上げます。

結びに、この計画策定にあたりアドバイザーとしてご指導くださいました淑徳大学の
稲垣美加子先生、御尽力をいただきました「地域福祉計画推進会議」委員の皆さま、ニ
ーズ調査などを通じて多くの御意見・御提案をいただきました村民の皆さまに心より感謝
を申し上げます。

令和3年3月

はじめに



東海村地域福祉計画推進会議アドバイザー

淑徳大学 教授 稲垣 美加子

今回の計画策定では、コロナ禍という想像もしていなかった日々の中、オンラインを通じて委員の皆さんと議論させていただきました。限られた環境の中でも、皆さんが丁寧な議論をされているのをお聴ききしながら、直接話合いに参加できないことを寂しく思いつつも、高校生から年齢を重ねた皆さんまで、幅広い世代が垣根なく議論される様子を頼もしく拝見しておりました。

現在、社会福祉全体が「地域共生社会」を基盤とした自助・共助による“ソーシャルインクルージョン：誰一人見逃すことのない包括的支援”を目指そうとしています。コロナ禍はそこに大きく、そして強靱な楔を打ち込んだといえるでしょう。私が日頃暮らす地域ではシャッターの降りた店舗が増え、夜は20時を過ぎれば人気も無くなります。人と人とのコミュニケーションも疎遠になりがちです。“共に生きる”ためには創意工夫が必要です。

私たちの社会は古くから感染症との闘いを重ねてきました。社会福祉はそこに生じる貧困や生活問題に対応してきた側面もあります。我が国は1959年の伊勢湾台風による被害の教訓から上下水道の整備が進み、それは現在の清潔つまりは、世界でも有数の安全な生活基盤の獲得に繋がっています。

地域福祉に画期的なカンフル剤はありません。丁寧にしていねいに、そこに在住・在学・在勤さらには来訪する方達も含め、日々声を掛けることから“繋がり”やがて、その“繋がり”が編み上がって“絆”になっていきます。かつて、災害から安全な生活基盤を獲得したように、この困難の中から新しい“絆”の編み方を見いだしていきたいものです。

まだまだ、皆で知恵を出し合い、支え合い困難に立ち向かわなければいけない状況が続きます。期せずして筆をとっている今日は3月10日です。東日本大震災からちょうど10年です。まだまだ余震が続いています。自然や環境はいつも私たちが優しく包んでくれるとは限りません。自然の力に畏怖の念を忘れず謙虚に、しかし、互いを信じて果敢に日々の課題に挑戦していきたいものです。

先に述べたように、この計画策定には高校生の委員が参加して下さっています。彼／彼女らが暮らす未来の東海村に持続可能な良い資源をどのように受け渡していくか、いましばらく皆さんと共に知恵を出し合う機会をいただければと思っています。

どうぞ、皆さんの想いを東海村らしい「住民主体」の“絆”に編み上げていってください。

最期に、計画にご尽力くださった前委員長の黒澤 達さんのご冥福をお祈り申し上げます。長年暖かいご指導をいただきました。心より感謝申し上げます。

令和3年3月

序論

さあ、みんなで地域福祉活動に参加しよう！

1. 「地域福祉」ってなんだろう？
2. なぜ「地域福祉」が必要なんだろう？
3. 地域に生まれたセーフティネットワーク
4. 協働による地域福祉の推進に向けて
5. 住民の皆さんの地域福祉活動を支援します
6. さあ、みんなで地域福祉活動に参加しよう！

1. 地域福祉ってなんだろう？

皆さんは、「地域福祉」という言葉を聞いたことがありますか。「地域福祉」とはいったいどのようなものなのか、そして、誰のためのものなのかご存知でしょうか。

分かりやすく説明すると、次のようになります。

「地域福祉」とは・・・

地域に暮らす全ての人が、
住み慣れた家庭や地域、あるいは施設において、
自分らしく安全で安心した生活を送ることができるよう、
同じ地域に暮らす仲間同士がお互いを大切にして、
地域全体で支え合っていくこと。
また、そのような関係を、みんなが協力してつくっていくこと。

いかがですか。なんとなく理解していただけたでしょうか。このわずか6行の中には、とても大切な思いが3つ隠れています。

ポイント① 「地域に暮らす全ての人」 — 地域福祉の「対象」

皆さんは、地域にどのような人たちが暮らしているのか、考えたことはあるでしょうか。地域には、生まれたばかりの赤ちゃんから100歳を超える高齢者まで、様々な人たちがいます。これは年齢から見た分け方ですが、別の見方もできます。

例えば、体や心の状態から見れば、健康で元気あふれる人、様々な病気で悩んだり苦しんだりしている人、寝たきりや認知症で介護を必要としている人、障がいを持っている人などがいます。このほかにも、経済的に余裕のある人とそうでない人、働いている人と働いていない人、働きたくても働けない人、会社を退職したばかりの人、ひとり暮らしの人、結婚したての若い夫婦、高齢者のみの家族、逆に10人以上の大家族など...

また、少し視野を広げると、国籍、言語、宗教や思想など、社会にはさらに多くの見方が存在し、それらによる違いが人々の多様性を生み出しています。

他にも、住所は他市町村にあって、仕事や学業で一日のある時間だけ、また一年のある時期にだけ東海村に来ている人もいます。

このように「地域に暮らす全ての人」というのは、多様な暮らし方をしている全ての人たちを指します。当然、この中には、今、この文章を読んでいる「あなた」も含まれます。

ポイント②「住み慣れた家庭や地域、あるいは施設において、自分らしく安全で安心した生活を送ることができる」

— 地域福祉の「目標」

「地域に暮らす全ての人」の中には、病気、加齢、離婚、家族との死別、経済的問題など様々な原因によって、住み慣れた家庭や地域から離れざるを得ない人や、心配ごとを抱えて安心した生活を送ることができない人たちが少なからずいます。

これらの人たちが抱える様々な問題を「生活課題」（「生活のしづらさ」のこと）といいます。このような人たちが、生活課題を軽減・改善し、誰にも遠慮したり気兼ねしたりすることなく自己実現（※¹）できること、ましてや、差別や偏見の目にさらされたり排除（邪魔者扱い）されたりすることなく、かけがえのない存在として社会活動や文化活動に参加できるようにするためにはどうしたらよいのか、みんなで考える必要があります。このような考え方を「ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）（※²）」といい、地域住民が、お互いに相手のことを「自分のこと」として共感的に理解しようと努力し、日常的に支え合うことのできる地域を創り出すことを、地域福祉は目標としているのです。

また、私たちは東日本大震災という未曾有の災害を経験し、災害時に互いに支え合うことの重要性や、平常時からソフト・ハード両面において災害に強いまちづくりを進めていくことの重要性も学びました。地域福祉には、地域の安全・安心を実現していく役割も求められています。

ポイント③「仲間同士、地域全体で支え合っていく」

— 目標を実現するための「手段」

皆さんは「向こう三軒両隣」という言葉をご存知でしょうか。これは、「普段から親しくつきあうご近所」という、「地縁」を表した言葉です。自分の家の向かい側にある三軒の家と自分の家の左右の二軒の家を指し、一昔前、私たちはこの関係の中、生活上の様々な場面で助け合って暮らしていました。

しかし、様々な要因から、人と人が出会ったり関わったりする機会が減り、今では、この言葉自体が、あまり使われなくなってきました。

つまり、地域福祉とは、全ての人が自分らしく安心した生活を送ることのできる社会をつくるため、また、災害時でも住民同士が助け合っていけるよう、この「向こう三軒両隣」という言葉に表されるような、地域の支え合いの意識と支え合いの関係を「取り戻す」こと、もしくは「新しく形づくっていく」ことであり、そのための活動にみんなが参加し、ともに考え、一緒に行動していくことが大切なのです。



¹ 自己実現…人々が自分の人生や生活において、自らの目標に対し可能性を最大限に発揮しその実現のために努力すること。

² ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）…「誰一人見逃すことなく全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。

2. なぜ「地域福祉」が必要なんだろう？

「地域福祉」という言葉が理解できたところで、なぜ今、地域福祉を推進する必要があるのかについて考えていくことにしましょう。

「生活課題」を持っている人は、自分らしい生活をするために、まず、自分自身や家族で生活課題の解決に向けた努力をします。しかし、本人や家族の努力だけでは生活課題を解決できない場合もあります。このような場合は、民生委員・児童委員やNPO活動・ボランティア活動をしている皆さんの協力を得ながら、行政や村社会福祉協議会(以下「村社協」)が生活課題の解決に乗り出すことになります。

ところが、近年、経済格差の拡大や、少子高齢化による人口構成の逆ピラミッド化などが急速に進み、民生委員・児童委員や村社協、行政の努力や、今までの「仕組み」では解決できない生活課題が増えてきていて、一人ひとりの求めに応じたきめ細かな対応をしていくのが難しくなっています。

生活課題がこれほど増えてきた原因は、具体的には以下のような社会の変化やその影響があり、これによって、地域社会の「つながり」や「絆」が弱まり続けていることにあります。



(1) 社会の変化

20世紀末から経済の仕組みやスピードが急に変わったことにより、激しい競争社会となり、21世紀に入ってから、定年退職するまで同じ企業で働き続けられる「終身雇用」が崩れたり、企業の社員に対する福利厚生制度が少なくなったりしています。また、「派遣労働(※³)」や「非正規雇用(※⁴)」の増加などの雇用形態(会社での雇われ方や働き方の形)や産業構造の変化によって、「新たな貧困」や「格差」が増大してきました。このことから、正規雇用と非正規雇用の待遇差の解消を目的に「同一労働同一賃金(※⁵)」の取組みが始まりましたが、今なおこのような状況は若年層にも広がっており、さらには、貧困家庭で育った子どもたちが大人になって貧困に陥ってしまうという「貧困の連鎖」の問題も出てきました。

³ 派遣労働…事業主(派遣元)が、自分が雇用する労働者を自分のために労働させるのではなく、他の事業主(派遣先)に派遣して、派遣先の指揮命令を受けて派遣先のために労働させること。派遣労働者は、正規雇用労働者に比べて人件費が安いことなどから、一般企業が人件費を圧縮する手段として労働者派遣会社を利用する傾向が高まり、このことが低収入の派遣労働者を増大させ、いわゆる格差やワーキングプアの原因の一つとなっている。

⁴ 非正規雇用…正規雇用以外の雇用形態のことで、一般的に、有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者などをいう。非正規雇用の労働者は正規雇用と比べて給与が少ない、退職金がない、雇用が不安定、社会保険等による身分保障がないなど、待遇面で差別化されることが多い。

⁵ 同一労働同一賃金…同一企業・団体で同一の仕事に従事する場合は、正規雇用労働者か非正規雇用労働者かを問わず同じ水準の賃金が支払われるべきであるという考え方。

(2) 住環境の変化

マンションやアパートなど、集合住宅がたくさんできたことにより、人々の暮らしへの意識が一軒一軒の家の内側に向き、「隣に誰が住んでいるのか分からない」とか、「知りたくもない」といった暮らし方をする人も珍しくなくなりました。また、生活も便利になり、電話やインターネットでの買い物、その後の宅配も充実し、非対面のコミュニケーションで不便なく暮らせるようにさえなってきました。

その結果として、近隣の助け合いが昔ほど必要ではなくなりました。便利になったことは良いことですが、隣に誰が住んでいるのか分からなければ、いざというときに、助けたり、助けられたりすることができません。

(3) 価値観の変化

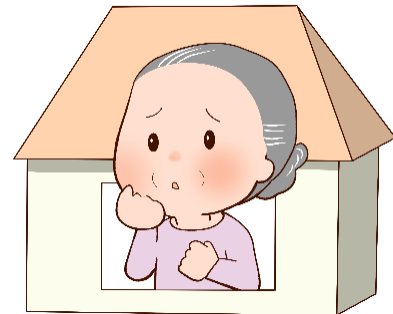
人々の価値観(「何にどういう価値を認めて優先するか」という考え方)が変わってきました。人と関わることが苦手だったり、隣近所との関わりを「わずらわしい」と感じて拒む人、近所の人に無関心な人が増えました。意識的に玄関に表札を出さない人もいます。それ故でしょうか、自治会など“互助”の基礎となる活動を行う地域自治組織への加入の必要性を感じる人が減り、自治会の加入率も低下傾向にあります。

(4) 家族の形の変化

核家族の増加や核家族の多世代化(※⁶)により、家族の人数が少なくなりました。また高齢者のひとり暮らしや夫婦ふたり暮らしが増え、孤独感を抱いたり、急な病気や災害など、いざというときの不安を抱える高齢者が増えました。

一方で、「子育てのベテラン」である高齢者と一緒に暮らさなくなった(暮らせなくなった)ことなどにより、育児について誰にも相談できず不安を抱える若い夫婦なども増えています。さらに、一昔前までは当たり前だった「親の面倒は必ず子どもがみる」といった考え方にも変化が生じていることが、高齢者のみの世帯の増加につながっています。

こうした変化は、運転免許証の返納による交通弱者の増加といった新たな問題にもつながっています。



いかがでしょうか。このような背景により増加している生活課題は、その数の増加だけでなく、種類も増え、内容も深刻化しています。

次に、生活課題の解決をより難しくしている要因を見てみましょう。

⁶ 核家族の多世代化…核家族が2世代目、3世代目と繰り返されている状態を指す。

(1) 制度の狭間^{はざま}（制度と制度の谷間）で苦しむ人々

行政や村社協による公的福祉サービスが充実しても、それだけでは限界があります。現在の社会福祉制度も、他の制度同様、高齢者、障がい者、児童など、対象ごとの「法の縦割り」に沿ってつくられています。これは、国の法律や制度がそうなっているため仕方のない面もありますが、そのため、制度の狭間にある問題や、新しく生まれてきた問題には対応できず、苦しむ人たちが出てきています。



(2) 制度の基準に合わないニーズ

行政や村社協による公的福祉サービスは、基準に合えば誰でも利用することができるという優れた面を持っていますが、反面、基準に少しでも合わなければ、サービスを利用することが難しいということになります。これは、基準に合わないニーズを抱えて困っている人にとって切実な問題であるとともに、サービスを提供する側の悩みでもあります。実際のケースでは、サービス提供側も「何とかサービスを提供したいけれどできない…」という矛盾に悩むことが、決して少なくありません。

(3) 身近なセーフティネットにつながろうとしない人々

生活課題を持っている人の中には、周りの人たちが支援の手を差し伸べようとしても、「ほうっておいてくれ！」「私はいいです」などと拒否する人もいます（専門的には、健康や生命が危険なのに「ほうっておいてくれ！」などと主張し続けることを「セルフネグレクト」といいます）。しかし、その人が言うとおりにほうっておいたら、場合によってはさらに状況が悪化する可能性も出てきます。

このように、「周りの人が支援の必要性に気づいているのに支援できない」という状態にある人をどうするか、ということも課題です。



(4) 既存の施策では応え切れない「ちょっとしたニーズ」への対応

電球の交換、体調が悪いときのごみ出し、墓参りの手助け、入院中の猫の世話など、ちょっとした手伝いは、公的福祉サービスで支援すべきかどうか判断に迷うニーズです。実際の支援の場面では、ほかの生活課題と組み合わせられた形でこのようなニーズが数多く確認されます。このような「ちょっとしたニーズ」が単独で訴えられた場合には、サービス提供者の配慮や工夫で対応できますが、そうでない場合には、既にある公的福祉サービスでは応えられないことが多くあります。

(5) 意識から生まれる問題、社会的排除（差別や偏見の目にさらされたり邪魔者扱いされること）の対象になりやすい人の問題

世の中には、様々な理由で、人とのコミュニケーションがうまく取れない人がいます。また、このような人たちに加え、家族の介護に疲労を深めている人たち、自死遺族（自殺によって愛する家族を失った人たち）、低所得者、性的マイノリティ（※⁷）や言語の異なる人たちなどは、地域社会から理解を得ることが難しい場合もあり、社会的に排除されやすく、このような人たちが孤立化してしまうことがあります。



(6) “重複して課題を抱える世帯” への対応

地域の中には、「8050問題（高齢の親がひきこもりの子どもの生活を支える）」や「ダブルケア（育児をしながら親の介護をしている）」など、対応すべき問題は複合的（様々な問題を同時に抱えている）なのに、相談機関では自分の担当する分野にしか専門的な対応ができないという問題があります。

このような問題には、様々な部署の関係者がこれまで以上に連携して、重層的に問題の解決に当たらなければなりません。それだけでなく、責任を持って複数の制度を組み合わせる専門家の育成や配置も必要です。



(7) サービスに関する情報が届かず、うまくサービスを利用できない人の問題

福祉サービスの利用に関しては、広報紙やホームページ、SNS（※⁸）、チラシやパンフレットの活用などにより、一昔前に比べてより多くの情報が村民の皆さんに届くようになりました。

しかし、生活課題を持っている人たちの中には、それらの資料を読まなかったり、判断能力に課題があり内容が理解できなかったり、サービスにたどり着く方法が分からないなどの理由で、必要な情報が得られない人たちもいます。



⁷ 性的マイノリティ…自身が持つ性的指向（どのような性別の人を好きになるか）や性自認（自分の性をどのように認識しているか）が、性的多数派とは異なる人々のこと。少数派であるために、周囲からの差別や偏見によってさまざまな困難を抱える場合がある。

⁸ SNS…「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略。インターネット上の交流を通して、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことで、友人同士、趣味仲間、近隣地域の住民同士など、ある程度閉ざされた世界での密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきている。

(8)「地域移行」に伴う問題

「地域で自分らしく暮らしたい」という願いに応え、障がい者が病院や施設から出て、地域へ移行できるようにするための政策を国が進めていますが、障がい者を地域で受け入れ地域で支えるためには、公的福祉サービスの強化、福祉と保健、医療との連携、住宅の確保、就労支援、居場所づくり、地域社会との関係づくりなど、たくさんの「仕組みづくり」が必要です。

いかがでしょうか。対応が難しい生活課題がたくさんあることをご理解いただけたと思います。

このように、どんどん数が増え、多種多様になってきた生活課題に対応するためには、これまでのように、行政や村社協の提供する公的福祉サービス中心のやり方だけでは、数の面でも質の面でも対応に限界があります。

そこで、公的福祉サービスの更なる充実強化と合わせて、住民の皆さんが地域の実情に対応できるように工夫を凝らした、新たなサービスが必要になってきたのです。



防災・減災対策と「地域福祉」

地域福祉を推進する理由はほかにもあります。それは「災害に備える」ということです。

平成23年3月11日に起きた東日本大震災では、村も大きな被害を受けました。震度6弱の揺れにより、電気・上下水道・ガス等のライフライン機能が停止、道路や家屋の損壊、津波による耕地の浸水が発生し、村内15か所の避難所に3,500人以上が避難しました。また、村には多数の原子力施設があり、平成11年にはJCO臨界事故も経験しています。そのため、自然災害だけでなく、原子力災害も念頭においた防災・減災対策を考えていかなければなりません。さらに、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症が全世界で大流行しました。このことから、避難時等における感染拡大防止のための対策も重要事項に加えられました。

これまでも村では、震災を教訓とし、住民の皆さんとも協議しながら、様々な面で対策を講じてきました。例えば、「地域防災計画」の大幅な見直し、他の自治体や事業者などとの「災害時相互応援協定」の締結、基幹避難所への井戸や備蓄倉庫の設置、「基幹避難所運営マニュアル」、「福祉避難所運営マニュアル」、「災害時職員行動マニュアル」の作成、それに、高齢者や障がい者など、災害時に自力避難等ができない方たちを地域で支援するための計画である「東海村災害時避難行動要支援者避難支援全体計画」（災援プラン）の策定などです（次ページ参照）。令和2年度には、新型コロナウイルス感染症対策のための行動計画や避難所マニュアル等も作られました。

しかし、計画やマニュアルがあるからといって油断はできません。大規模災害の発生直後は、村や消防、警察等（公助）が迅速な救出・救助・消火活動を行うことは難しいという現実があります。被害を拡大させないためにも、自分たち（自助）、ご近所、自治会や地域の人たち（互助・共助）が率先して行動することが大切です。

そのため、各家庭で食料品や日用品を備蓄しておくことはもちろん、日頃からご近所や地域住民とのつながりを大事にし、非常時に助け合える体制を築くこと（“地域の力”の強化）が必要です。

現在、村内では、「東海村災害時避難行動要支援者避難支援全体計画」（災援プラン）をもとに、単位自治会ごとに自主防災組織が立ち上がり、地域の高齢者や障がい者の避難を自分たちで支援する体制が整いつつあります。これは「自分たちでできることは自分たちでやろう」という住民の皆さんの気概が生んだものです。今後は、これまで以上に住民の皆さん同士で、また、行政も一緒になって、地域の防災・減災対策を考えていく必要があります。



東海村の防災・減災対策

地域防災計画

防災に関する総合的な指針及び対策計画を定めたもので、村、県、指定地方公共機関等がその有する全機能を有効に発揮して、村内における災害予防、災害応急対策、災害復旧等を実施することにより、村民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画です。災害の種類に応じて、地震・津波・風水害・原子力災害の4編に分けられています。

東日本大震災の教訓を活かして平成24～25年度に各計画の全面改定を行いました。さらに、平成25年6月に改正災害対策基本法の公布以降、関係法令の改定に伴い、平成31年4月に改定しました。

災害時相互応援協定

地震や豪雨などによる大規模災害が発生した際に、飲料水及び食料、生活必需物資の供給や、職員、ボランティアの派遣、高齢者や障がい者など要支援者を中心とした避難者の受入れなどを互いに行い、災害時における応急対策、復旧対策を円滑に行うことを目的に、平成23～24年度にかけて国内の4自治体、平成29年度に1自治体と締結しました。

協定締結自治体

三重県菰野町(こものちょう)、長崎県川棚町(かわたなちょう)、
富山県砺波市(となみし)、新潟県妙高市(みょうこうし)
大阪府熊取町(くまとりちょう)



基幹避難所運営マニュアル・福祉避難所運営マニュアル

災害時に開設される避難所のうち、優先して開設する避難所を「基幹避難所」といい、コミセン・総合体育館など9か所を指定しています。また、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病人のうち「特別の配慮を必要とする者」を一時的に受け入れてケアする避難所を「福祉避難所」といい、「総合福祉センター『絆』」、「なごみ・総合支援センター」がその役割を担います。

平成25年度に策定され、各マニュアルの中で、避難所の運営に係る行政の平常時・災害時の取組みをまとめました。

災害時職員行動マニュアル

東海村地域防災計画に基づき、項目別に具体的な行動内容を時系列的に定めたもので、本村職員が実際に災害対応を行う際の手引きです。平成24年度に作成され、その後、平成26年度に改定されました。

東海村災害時避難行動要支援者避難支援全体計画（災援プラン）

災害時に自力や家族で避難したり、災害情報を入手したりすることが難しい高齢者や障がい者（「避難行動要支援者」といいます）の情報を自治会や民生委員などの「地域の支援者」と共有し、災害が発生したときには、「地域の支援者」が避難行動要支援者に対し、安否確認や避難誘導を行うための仕組みについてまとめた計画で、この計画に基づき、単位自治会ごとの自主避難体制づくりが進められています。

平成23年度に策定され、その後、平成25年の災害対策基本法の改正内容を踏まえ、平成26年度に改定されました。

避難所運営要領「新型コロナウイルス感染症対策編」

災害が発生した際の避難所開設・運営に当たり、新型コロナウイルス感染症対策について令和2年7月に取り纏めたものです。

災害時における物資の供給協力に関する協定

災害が発生した場合などに、被災者を救援するための物資を迅速かつ円滑に調達し供給することを目的に、令和元年8月に株式会社カスミと協定を締結しました。

災害時における段ボール製品等の調達に関する協定

災害が発生した場合などに、村が設置する避難所の生活環境向上を図ることを目的に、村の協力要請に基づき、段ボール製品（間仕切り、簡易ベッド等）の供給を受けするため、令和2年8月に東京コンテナ工業株式会社と協定を締結しました。

災害時における施設等の利用に関する協定

災害が発生した場合などに、村の協力要請に基づき、高エネルギー加速器研究機構が所有する施設を避難所として利用することを目的に、令和元年8月に大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構と協定を締結しました。

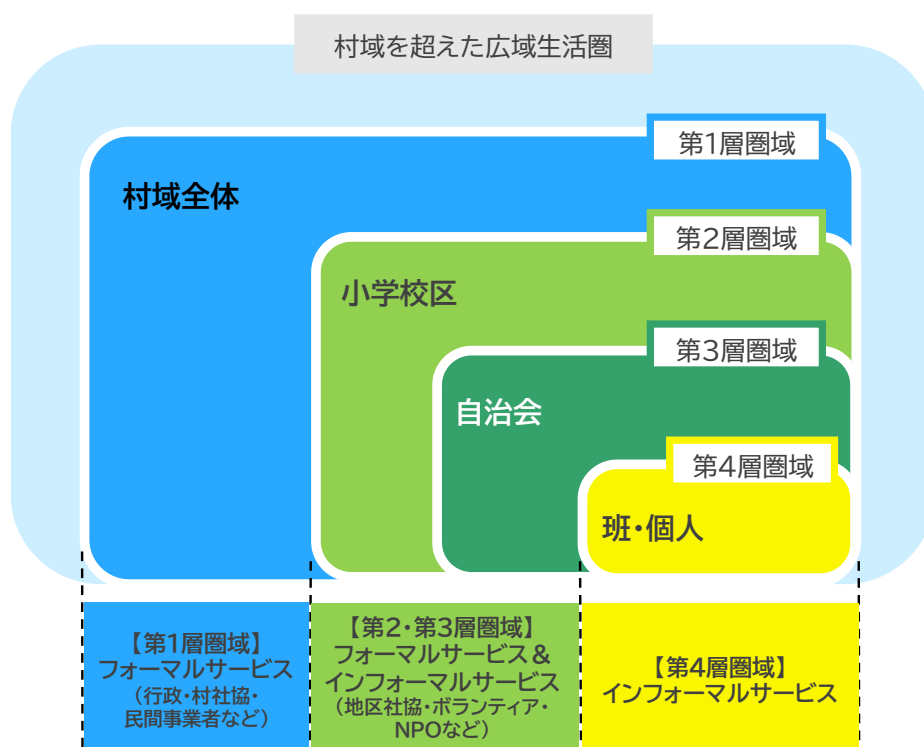


3. 地域に生まれたセーフティネットワーク

地域の中で支援を必要としている人に、必要な支援を、必要なときに届けるためには、フォーマルサービス、インフォーマルサービスの更なる充実強化はもちろん、フォーマルサービスとインフォーマルサービスさらにはその中間的サービスであるセミフォーマルサービスが連携し、網の目のようなネットワークを組んでいく必要があります。

下の図をご覧ください。これは、東海村及び東海村を含む広域的な地域の中でフォーマルサービス、インフォーマルサービス、セミフォーマルサービスが最も効果的に提供される範囲を表したもので、「地域福祉推進圏域」といいます。

「地域福祉推進圏域」と、提供されるサービスのイメージ



圏域	提供されるサービス
村域を超えた 広域生活圏	自治体の枠を超えたネットワークを構築し、医療、福祉、防犯、防災等の広域行政サービスを提供する。
第1層圏域	行政や村社協が民間の協力を得つつも、公としての責任を持ってフォーマルサービスを提供する。
第2層圏域 第3層圏域	行政や村社協、民間事業者が提供するフォーマルなサービスと、地区社協やNPO法人、ボランティアが提供するインフォーマル・セミフォーマルサービスとが重層的に提供される。
第4層圏域	「向こう三軒両隣」などの、近隣や地域住民による支え合いを中心としたインフォーマルサービスが重点的に提供される。

行政や村社協、関係機関等は、主に第1層圏域(村域全体)でサービスを提供しており、日頃から情報を共有し、連携していくことで、福祉・保健・医療サービスを包括的に提供するための体制を強めてきました。これによりフォーマルサービス同士の連携は着実に進んでいます。

注目していただきたいのは、第2・3層圏域(小学校区エリアと自治会エリア)です。これらは、住民の皆さんによる地域福祉活動が活発に行われているエリアで、多様な主体によるサービスが展開されています。その結果、フォーマルサービスとインフォーマルサービス、さらにはセミフォーマルサービスの連携も進んでおり、今では、地域の中に地域福祉のネットワークが網の目のように広がっています(15 ページの図参照)。

しかし、この網の目は、まだまだ粗いといわざるを得ません。住民の生活課題がより困難化・重度化・複雑化している一方で、地域のつながりは希薄化してきています。そこで、小さな生活課題も見逃がさないようにするためには、地域に張り巡らされた各種のネットワークを相互につなぎ合わせたり重ねたりして、網をより広く、またより細かくしていく必要があります。

つまり、ネットワークは1つだけでなく、様々な種類のものが幾重にも張り巡らされていることが理想です。今後、村では、このような重層的なネットワークをつくっていきたいと考えています。

また、第2・3層圏域では、地域によって歴史や住環境、住民構成などが違っており、そこに暮らす住民の生活課題にも差があることが「村政懇談会」(※⁹)や「住民座談会」(※¹⁰)における議論結果などから明らかになっています。そのため、今後は、これまで行政や村社協等が行ってきた全村的・画一的なサービス提供だけでなく、地域特性に応じた福祉サービスをつくっていくことも必要になってきています。

そのためにも、たくさんの住民の皆さんに地域福祉活動に参加していただき、また、これまで活動されてきた方々も団体の枠を超えて連携し、自分たちの地域のことを考えていただきたいのです。

⁹ 村政懇談会…東海村の行政運営について、村長をはじめ村執行部や関係職員などが村民と直接話し合う場として、小学校区ごとに年1回定期開催している。

¹⁰ 住民座談会…地区社協の設置に向けた具体的議論を行うために、平成17年度に「これからの地域福祉活動を考える会」という名称で初めて開催され、平成19年度の地区社協の立ち上げに大きく寄与した。平成25年度に現在の名称に変わり、現在は、地区社協、村社協、行政の3者共催により地区社協ごとに年1回開催している。毎回、テーマに基づく学習やグループワークなどを行い、地域福祉に対する住民一人ひとりの意識や知識を深める場となっている。

フォーマルサービスとインフォーマルサービス、セミフォーマルサービス

フォーマルサービス

行政や村社協、そのほか様々な関係機関が行う、生活課題を抱えている人を支援するための法や制度に基づいた公的サービスを、専門的には「フォーマルサービス」といいます。フォーマルサービスは、責任者が明確であり、サービスを安定して提供できるという点で優れていますが、新しい生活課題や個別性の高い支援には対応しにくいといった特徴があります。

インフォーマルサービス

支援が必要な人たちの家族、親戚、友人・知人、近隣住民、ボランティアなどが提供する、公的な制度や機関によらないサービスを「インフォーマルサービス」といいます。インフォーマルサービスは、個別の生活課題への柔軟性が高く、新たに必要となった支援に即座に対応しやすいといった利点がありますが、確実性、安定性、専門性を十分に保証することが難しいと考えられています。

セミフォーマルサービス

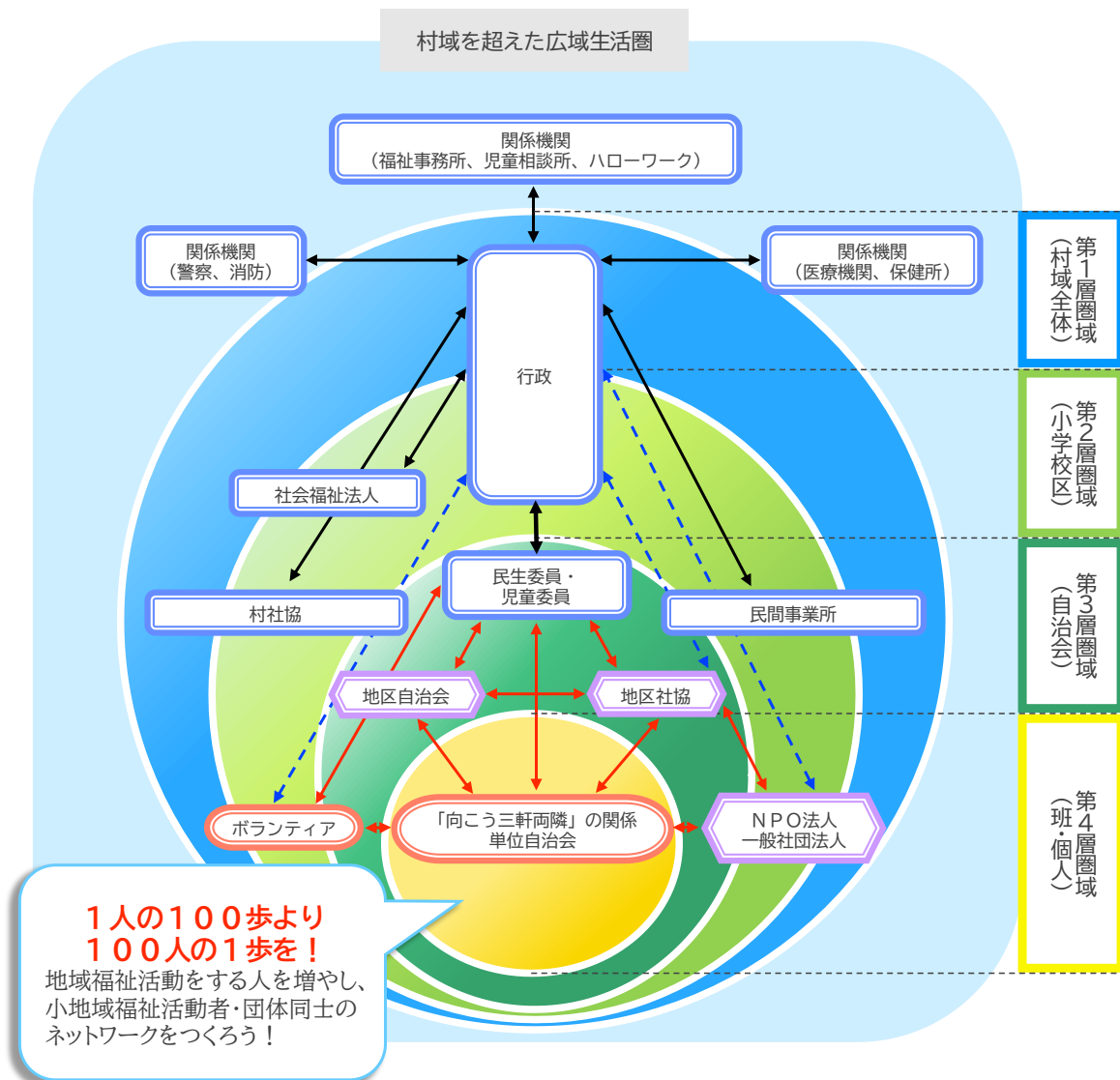
本村ではNPO法人が介護保険制度を担ったり、有償サービスが活躍したりと、フォーマルサービスとインフォーマルサービスの両方の性格を持つサービスが展開されるようになってきています。地区社会福祉協議会(以下「地区社協」)の地域での活動なども、フォーマル・インフォーマルの区別を超えた新しい活動といえるでしょう。


このような、フォーマルサービスとインフォーマルサービスの間ともいえるサービスを、東海村独自の用語として、「セミフォーマルサービス」と呼んでいます。


これらのサービスにはそれぞれに長所と短所があるため、地域のあらゆる生活課題に対して包括的に支援するために、サービスごとの長所を生かしつつ、お互いの足りないところを補い合いながら連携していくことが重要です。




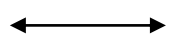
各圏域で提供されるサービス及びそのつながりのイメージ




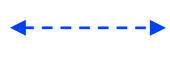
 フォーマルサービス

 インフォーマルサービス

 セミフォーマルサービス

 フォーマルサービス同士の連携を表したもの

 インフォーマル（セミフォーマル）サービス同士の連携を表したもの

 フォーマルサービスとインフォーマル（セミフォーマル）サービスの連携を表したもの

※図示されているネットワークはあくまでもイメージであって、全てのネットワークを示しているわけではありません。

※2015年改正の介護保険法で位置づけられた生活支援体制整備事業の中でいう「第1層圏域」から「第4層圏域」に該当します。

4. 協働による地域福祉の推進に向けて

地域福祉を推進していくうえで「連携」が大事であることは、ここまで述べてきたところですが、もう一つ大事な考え方が「協働」です。

東海村では、「自治基本条例」・「協働の指針」を定め、「協働」によるまちづくりを推進しています。「協働」とは、住民の皆さんと行政が一緒になって考え行動していく取り組みです。

協働とは・・・

村民や村民団体、NPO、事業者、行政などが、自主性・自立性を尊重し合い、対等・平等な立場でそれぞれの知恵や力を出し合い、地域の課題に一体となって取り組むこと

「東海村協働の指針～“協働”の基本的な考え方と進め方～」より

これまで述べてきた「連携」が「同じ目的や対象のために、関わるべき関係機関・団体等がより効果的に協力し合うこと」を指すのに対し、「協働」は「新しい事業や目的のために、本来異なる目的や事業特性を持った団体等が、使命(ミッション)を共有し、取り組むこと」を意味しています。

この協働の考え方は、住民自治にとっても非常に重要になることから、近年では行政の様々な計画等にも必ず登場し、行政や村社協だけでなく、住民の皆さんにも考え方が浸透しつつあります。その結果、村では地域住民の方々や行政が一緒になって取り組む活動が増えてきました。

地域福祉の分野でも、いくつかの取り組みがすでに始まっていますが、今後はこのような「協働」の取り組みをさらに増やしていくため、たくさんの方々に、この「協働」の考え方について理解していただき、その取り組みに参加していただきたいのです。

そのためにも、村では、この第4次計画で、住民の皆さんの地域福祉活動を様々な方面から支援していきます。

次のページでは、地域福祉分野における「協働」の取り組みのイメージと、協働の進め方についてご紹介します。

地域福祉分野における「協働」の取組みのイメージ

※すでに始まっている取組みもあります。

高齢者を地域で見守る
ネットワークをつくる取組み



多世代が交流し、
地域の絆を強める取組み



空き家対策や、住民が集いやすい
地域の拠点をつくる取組み



災害時に自力避難が難しい方を
地域で支援する取組み



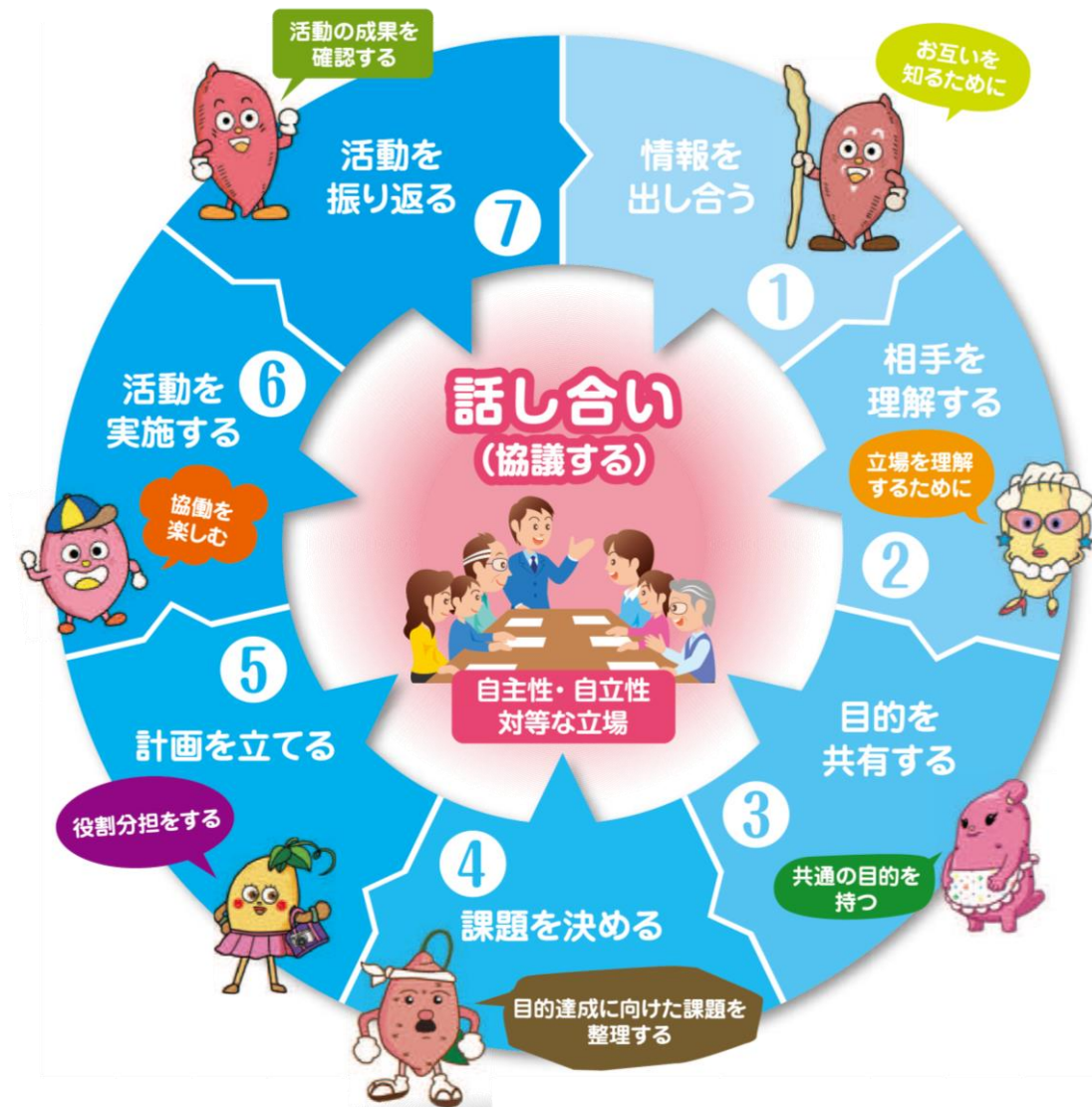
「協働」のまちづくりに関する計画

- 東海村自治基本条例(平成24年6月策定)
「村民が主役のまちづくり」を推進するための基本原則を定めたもの。東海村の「地域課題」にどのように対応していくか、また、誰がどのような役割を担い、どのような方法でまちづくりを進めていくかなど、「自治のあり方」を表しています。
- 東海村協働の指針～“協働”の基本的な考え方と進め方～(平成27年3月策定)
「協働」を行うにあたっての基本的なルールを示しました。
- 第3次地域福祉計画(平成28年度策定)
本計画の前の計画であり、地域福祉の推進を目指し、住民や行政、多機関との協働体制の充実・強化に取り組みました。
- 第6次総合計画(令和2年度策定)
まちづくりを総合的かつ計画的に推進していくために策定する計画であり、行政運営の総合的な指針となる計画。令和2年度から令和6年度までの5年間の計画として策定されました。「共に生き 共に育つ しなやかで活力あるまち」のビジョンを掲げ、「人づくり」と「まちづくり」を施策の中心として、全体において協働の理念が取り入れられています。

「協働」の進め方について

協働は、それぞれ違った考え方を持った人々同士の取組みです。そのため、「協働」の取組みをスムーズに進めていくためには、十分な話し合い(協議)が必要であり、その際は、下記の①～⑦のポイントを理解して、お互いの立場を尊重し、お互いに認め合いながら、それぞれが対等な立場で関わり合っていくことが大切です。

協働の進め方のポイント



※「東海村協働の指針～“協働”の基本的な考え方と進め方～」より抜粋

5. さあ、みんなで地域福祉活動に参加しよう！

地域福祉活動は「あなた」の人生を豊かにします！

地域福祉活動は、自分自身のためだけでなく他の人や社会のために取り組むもので、お金をもらうことや自分だけが満足することを目的としてはいません。だからこそ、地域福祉活動は、地域社会をより良くしていくとともに、活動する方々自身も豊かにする力を持っています。

例えば、活動を通して、感動や喜び、充実感、達成感などが得られたり、活動そのものが楽しみになったりします。また、地域福祉活動を通して様々な体験をしたり、人や社会、自分について新しく気づくことがあったり、知識や技術を学ぶこともできます。さらには、様々な人たちと知り合ったり、協力し合うことで、人とのつながりを広げることもできます。

このように、地域福祉活動は、活動上の苦勞も伴いますが、それ以上にやりがいを感じる事ができるものであり、また未来の東海村への投資にもつながるものなのです。住民の皆さんには、地域福祉活動を通して、ぜひ「幸福のバトン」をたくさんの人々に渡していただきたいと思えます。

お互いさまがあたりまえの社会をつくろう！

地域福祉の考え方の中では、「誰かが誰かを一方的に支える」ことだけでは、本当の意味での「その人らしい生活」を実現したことにはなりません。一見「支えられる人」のように見える人も、ときには自分が得意なことで他の人を支えたり、元気づけたりすることができるものです。地域福祉とは、最初は「誰かを支える」こと、あるいは自分たちの困りごとを解決することを目的に地域に関わる人たちが、最終的には「支援する者」「支援される者」といった区別なく、共に生き、暮らしを立てることによって、住民一人ひとりが何らかの役割を持って、地域の中で光り輝く社会を目指すことでもあります。

つまり、“誰かが誰かのため”ではなく、“お互いさまの支え合い”、“想いのかけ合い”の中で、東海村らしい暮らしの安全・安心を語っていくことなのだと思います。そのような、人間本来の“あたりまえの暮らし”ができるようになれば、声にならない“SOS”を見逃すことのない、ふるさと東海村になっていくのではないのでしょうか。

地域で活動してみたい「あなた」を応援します！

村では、これからも、住民の皆さんが地域福祉活動に参加することで、「やりがい」や「楽しさ」を感じていただけるよう、様々な方面から支援するとともに、皆さんや村社協と一緒に考え、企画し、創り上げていく協働のプロセスを大切にしていきます。

地域福祉活動は自分が関心のあるテーマ、自分にできることから始められる、とても身近な活動です。また、自分の意志で行う地域福祉活動は、誰かに強制されたり、義務で行ったりするものではなく、自分の考えで参加したり、取り組んだりするものです。そんな活動がどこかの誰かの力になり、自分の支えとなったら良いと思いませんか？そして、もし、「あなた」の中に少しでも「やってみたい」という気持ちが芽生えているのであれば、まずは小さなことから動き出してみませんか？

「あなた」にもできる地域福祉活動の“初めの一步”



行政や村社協が主催する講習や研修会に参加してみる

行政や村社協では、要望があれば地域に出向き、地域福祉に関する出前講座を開催しており、その情報をそれぞれの広報紙にも掲載しています。また地区社協や村社協ではイベントや勉強会を行っています。「地域福祉活動がどんなものか知りたい」「そのうち活動しようとは思っているが、なかなかキッカケがつかめない」と思っている方は、まずは気軽に出かけてみましょう。

ボランティア市民活動センター「えがお」に相談してみる

「活動に参加してみたいけど、どうしたらいいのかわからない」と感じている方もいらっしゃるかもしれません。

「えがお」では、ボランティア活動や市民活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介を行っています。また、NPO・ボランティア団体等の活動支援や、講座やセミナーなどの学習の機会を設けるなどしています。

「えがお」は、これからボランティア活動を始める皆さんを応援する窓口ですので、分からないことや困ったことがあれば、どんどん相談してみましょう。

東海村ボランティア市民活動センター「えがお」 TEL:029-283-4538

各団体に問い合わせてみる

「この団体の活動に参加してみたい」というはっきりとした意思がある方は、直接団体へ問い合わせてみましょう。活動をしている「先輩」方が、「仲間」として温かく迎え入れてくれます。もし、問合せ先が分からない場合は、行政か村社協にご相談ください。

東海村福祉部福祉総務課 TEL:029-282-1711(代表)

東海村社会福祉協議会 TEL:029-282-2804(代表)

そのほか

「仕事や子育てが忙しくて参加できない」という方もいらっしゃると思います。地域福祉活動は、「できるときに、できることを」するものです。行政や村社協は、例えば「親子が一緒に参加できるような活動」をつくるような工夫が必要ですし、住民の皆さんにも「このような活動に参加することも地域福祉活動なんだな」と理解していただきたいと思います。また、仕事で忙しい方も、ご近所の高齢者にはあいさつをするとか、一人で歩いている高齢者の方を見かけたら声をかけるなど、時間的にも、精神的・肉体的にも無理をせず余裕を持ってできることから始めましょう。特にあいさつは地域の方々と関わる第一歩として大切な行動です。まずはそこから始め、自分なりの地域福祉活動を見つけてみてください。



第1部

地域福祉計画の策定

第1章 地域福祉計画とは

1. 計画策定の背景と目的
2. これまでの計画の概要と本計画との関連
3. 計画の策定手法
4. 計画の期間
5. 計画の位置づけ

第2章 東海村の地域福祉の現状

1. 統計からみた本村の現状
2. 地域福祉に関する住民の意識（ニーズ調査より）
3. 地域福祉を取り巻く国の動向

第3章 計画の実施状況と見直し

第1章 地域福祉計画とは

1. 計画策定の背景と目的

我が国では、近年における少子・高齢化、都市化、核家族化の進展や核家族の多世代化、さらには単身化の急速な進展やライフスタイルの多様化などにより、従来の「支え合いの仕組み」として機能してきた家族や地域とのつながりが弱くなるなど、社会福祉を取り巻く環境が大きく変化しています。このような変化で地域の支え合いの力が弱まったことにより、様々な障がいや困難、生活課題を抱えた人々が地域の中で孤立するなどの問題が出てきました。

そうした中で、平成12年6月に「社会福祉法」が改正され、法律の中に初めて「地域福祉の推進」という言葉が盛り込まれました。同時に、平成15年度から市町村は地域福祉計画を、県は地域福祉支援計画をつくることが求められました。

地域福祉計画は、各地方自治体が、地域住民の意見を十分に反映させながら主体的に策定する計画であり、各地方自治体における今後の地域福祉を総合的に推進する上で、大きな柱となるものです。

地域福祉を進めていく目的は、福祉サービスを必要とする住民に対し、地域社会の一員として毎日の生活を送り、社会、経済、文化その他様々な分野の活動に参加する機会を柔軟に提供できるようにすることです。

そのためには、地域に関わる全ての人々が一体となり、ともに助け合い、支え合う地域づくりと、そのための羅針盤となる地域福祉計画の策定、さらには、まさに、住民と行政の“協働”による計画の推進・実現が重要になります。



2. これまでの計画の概要と本計画との関連

村ではこれまでに、地域福祉計画を3度策定してきました。ここで、これまでの計画の概要を紹介し、東海村の地域福祉推進の流れを振り返ります。

【第1次地域福祉計画】（平成16～20年度）

第1次地域福祉計画（以下「第1次計画」）は、平成15年度という茨城県内でも早い時期に策定されました。その際には、住民や行政、民生委員・児童委員、村社協等が連携し、地域に根ざした1,200を超える生活課題を集めました。そして、それらを解決するため、住民と行政がそれぞれに取り組むべき施策と協働で取り組むべき施策について示しました。

その結果、多くの住民及び福祉関係者が計画の策定を通して「地域福祉」の重要性を認識することができ、地区社協や複数の福祉関係NPO法人設立の、一つの契機となりました。第1次計画は、住民の地域福祉への意識を醸成し、住民活動を活性化させるきっかけをつくった計画と言えます。

しかし、対象とした生活課題の範囲があまりにも広がったため、その後の進行管理及び評価が難しくなったという反省も残りました。

【第2次地域福祉計画】（平成23～27年度）

第2次地域福祉計画（以下「第2次計画」）では、対象範囲を大幅に見直し、広義の福祉ではなく、狭義の福祉、いわゆる「地域福祉」を範囲とし、実現可能で、かつ、実効性の高い計画としました。さらに、「地域福祉の充実のために行政として何をすべきか」について整理し、行政施策を中心とした計画としました。また、「協働」という言葉について定義付けを行い、「行政主体」「住民主体」といった言葉の使い方や考え方についても住民と行政間、行政組織内部で意思統一を図るよう努めました。

しかし、計画期間中に東日本大震災が起き、その対応に追われたことなどもあり、十分に実施できない施策がいくつか残りました。

【第3次地域福祉計画】（平成28～令和2年度）

第3次地域福祉計画（以下「第3次計画」）では、東日本大震災後に第2次計画の進行管理が思うように進まなかった反省を踏まえ、計画策定時にあらかじめ評価方法や評価基準を定め、施策の進行、評価を速やかに行えるようにしました。

しかし、地域福祉の専門家からは第3次計画の目標に向かって事業が進められていると評価されたものの、住民からは取組みが地域に十分浸透していないという評価を受け、これまでの取組みをより一層進め、住民への事業の周知と理解を得ることが課題となりました。

【第4次地域福祉計画】（令和3～令和7年度）

今回、第3次計画の策定から5年が経過したため、これまでの施策の実施状況や社会情勢の変化、法制度の改正等を踏まえたうえで第3次計画の見直しを行い、引き続き東海村の地域福祉の基本計画として、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする第4次地域福祉計画を策定しました。

3. 計画の策定手法

地域福祉計画の策定は、住民参画が基本です。その目的は2点あります。

1. 計画の策定過程で住民の皆さんに自分たちの地域の福祉に関心を持ってもらい、地域のあらゆる人たちのために主体的に行動する意識を醸成するため。
2. 地域福祉の推進には、住民と行政の協働が欠かせないものであり、計画策定過程からその体制をつくっていくため。

第4次計画の策定にあたっては、計画の推進及び進行管理を行う組織である「地域福祉計画推進会議」に、住民、学識経験者、民生委員・児童委員、主任児童委員、地区社協代表者、ボランティア団体代表者、村社協職員など、幅広い層の住民が参画し、前計画の評価から東海村の現状及び課題の分析、新計画の施策体系の検討など、平成28年度から令和2年度にかけて、計19回の会議を重ねました。その結果、委員の方々から「住民の声を代弁」する形で多くの意見や示唆をいただき、それらを計画に反映させ策定しました。

この間、同時進行で関係各課の持つデータを収集し、担当者の意見も幅広く聴取したうえで、連携して施策を推進していけるよう、調整を行いました。

また、住民の皆さんや民生委員・児童委員、地区社協、介護・障がい等サービス事業所へニーズ調査を行い、地域の現状を把握するとともに、地域福祉に関する意見を伺いました。

さらに、計画の素案完成後には、住民全般へ向けたパブリックコメントを実施し、そこでいただいた意見をもとに最終案を完成させるなど、住民の意向を十分に反映させました。



このように、地域福祉計画は住民の皆さんと行政が一緒になって考え、作った計画です。そのため、両者はともに計画に対する責任を分かち合い、助け合って施策を推進し、構想を実現していくこととなります。



地域福祉計画推進会議の様子

4. 計画の期間

この計画の計画期間は、令和3年度から7年度までの5年間とし、社会情勢や住民ニーズの変化等に対応するため、令和5年度には計画の見直しを行います(64ページ「第4次計画の進行管理及び評価方法」参照)。

5. 計画の位置づけ

【総合計画との関係】

村には、未来に向けたまちづくりの指針として、行政の大きな方向性を示した「第6次総合計画」があります。

第4次地域福祉計画は、そのうちの健康・福祉分野の政策の1つを担っており、「第6次総合計画」の下位計画として、両計画は整合性が図られています。

【他の行政計画との関係】

平成30年の法改正により、地域福祉計画は策定が任意とされていたものが努力義務となったほか、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられることになりました。

現在、本村における福祉・健康分野では、本計画のほかにも、高齢者、障がい者、子ども・子育て、健康づくり、自殺対策といった各分野で計画がつくられ、それぞれに定める理念に基づき、具体的な施策を推進しています。

「地域福祉計画」はこれら個別計画の上位計画として、福祉・健康分野に共通する基本的な理念を示し、地域の福祉力を高めるための計画となっています。

ほかにも関係する行政計画等として、「自治基本条例」「協働の指針」「男女共同参画行動計画」「地域防災計画」「災害時避難行動要支援者避難支援全体計画(災援プラン)」などがあります。

【成年後見制度利用促進基本計画との関係】

高齢化の進展により成年後見制度の必要性が高まっているにもかかわらず、利用が進んでいないという状況を受け、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。法第14条では、市町村で「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」(以下「成年後見制度利用促進基本計画」)を策定するよう努めることとされています。

本村では、成年後見制度利用促進基本計画を、地域福祉計画と一体的に策定しています。

【村社協計画との関係】

村社協が策定する「地域福祉活動計画」は、地域住民や民間団体が主体となって地域福祉を計画的に推進するための基本計画・実施計画であり、同時に、「地域福祉計画」の具現化を担う、アクションプランとしての側面も持っています。

つまり、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに「Well Being(ウェルビーイング)(※¹¹)」理念を共有し、地域福祉の推進を目指すため相互に連携するとともに、補完し合いながら地域福祉を推進する、「車の両輪」としての役割が期待されているのです。

¹¹ Well Being(ウェルビーイング)…社会福祉活動の達成目標を表す概念として、個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることをいう。

【SDGsとの関係】

SDGsとは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称です。SDGsは2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標です。

SDGsは、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済・社会・環境を巡る広範な課題に統合的に取り組むもので、「すべての人に健康と福祉を」、「質の高い教育をみんなに」、「ジェンダー平等を実現しよう」、「住み続けられるまちづくりを」、「平和と公正をすべての人に」などの17の目標と、これを達成するための169のターゲットを掲げています。

「誰一人取り残さない」社会の実現というSDGsの理念は、住み慣れた地域で全ての人々が安心して暮らすことのできる地域をつくるという地域福祉の考え方と共通しており、地域福祉計画においてもSDGsの視点を持ち、持続可能なまちづくりに向けて施策を推進する必要があります。

以下の表にて、地域福祉と関連の強い目標とターゲットを整理しました。地域福祉の観点では、目標17にある「公的、官民、市民社会のパートナーシップ」によって、その他の目標の実現に向けて取り組んでいくことが基本になります。

地域福祉計画に関連する目標と目標を達成するためのターゲット

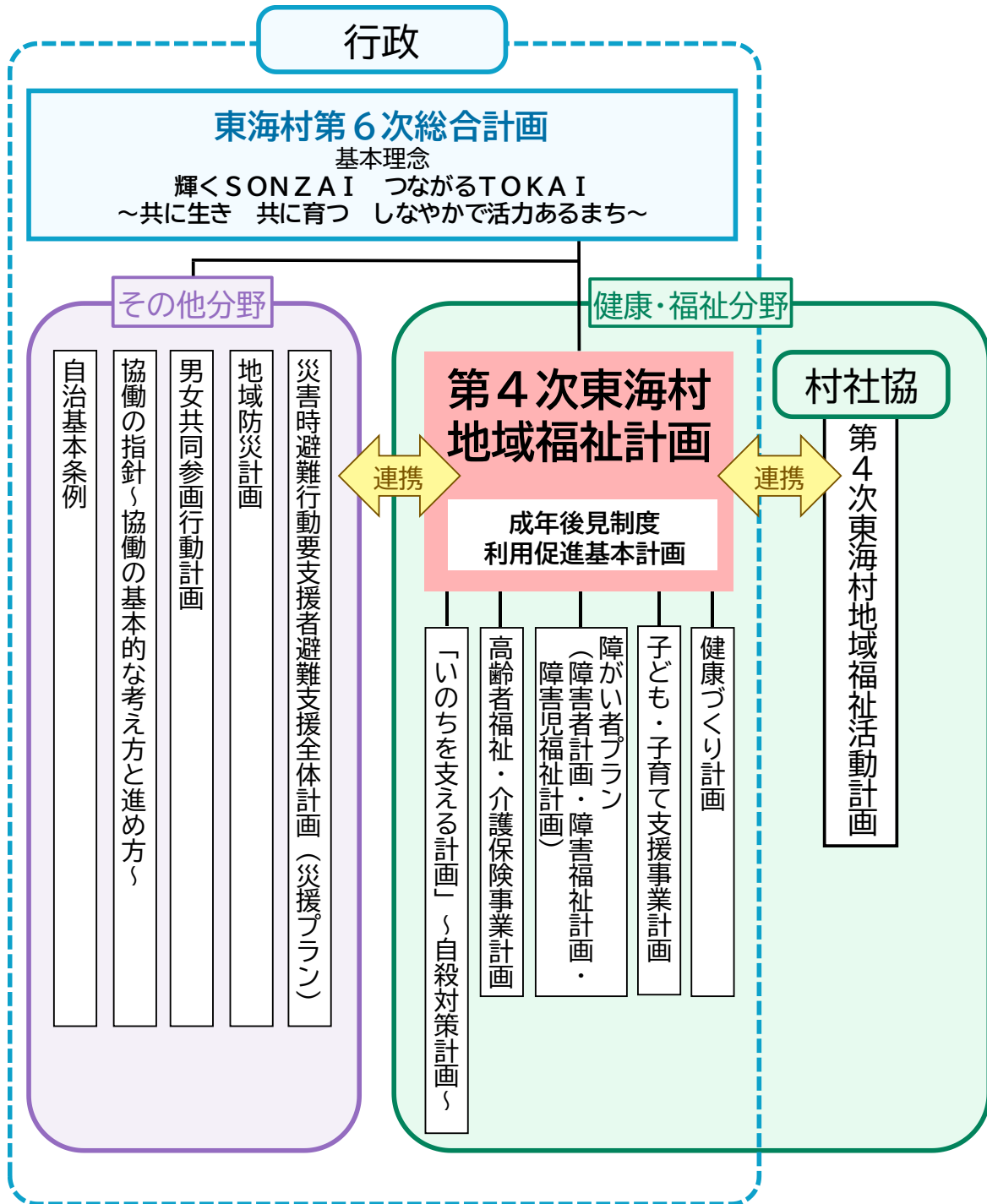
目標	ターゲット ※()内は地域福祉に関連するターゲットの番号
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。(1.2) 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。(1.3)
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。(3.3) すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(※¹²)(UHC)を達成する。(3.8)
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達支援、ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。(4.2) 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ(※¹³)、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。(4.7)

¹² ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ…全ての人々が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられる状態を指す。

¹³ グローバル・シチズンシップ…一人ひとりが世界のどこにいてもその人らしく振舞い、行動するだけでなく、多種多様な価値観を持つ人と共に取り組み、新たな価値を生み出して社会に参画すること。

<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる場所におけるすべての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。(5.1) 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。(5.2)
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。(10.2)
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。(11.2) 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。(11.5) 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。(11.7)
<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。(16.1) 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。(16.2)
<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<ul style="list-style-type: none"> さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。(17.17)

【地域福祉計画の位置付け】



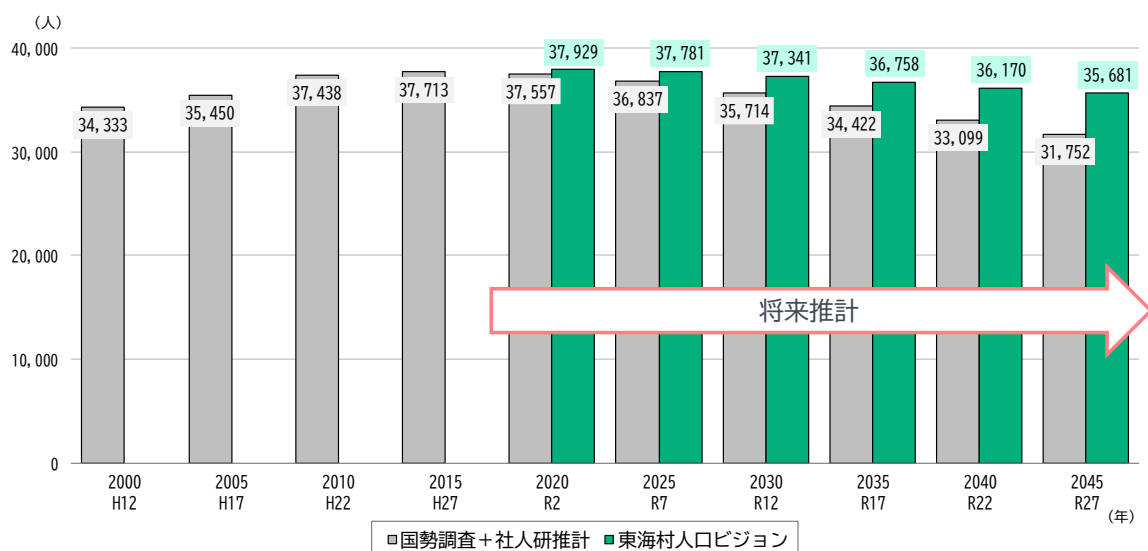
第2章 東海村の地域福祉の現状

1. 統計からみた本村の現状

(1) 総人口の推移と将来推計

本村の人口は、昭和30年に発足して以降、原子力事業所の進出、周辺地域での工業化の進展などにより年々増加し、平成27年10月1日現在では、37,713人となっています。その動態は、転入転出の社会増減(※¹⁴)が多いことが特徴であり、安定した増加傾向が続いていましたが、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計によると、将来的には徐々に減少していき、令和27年(2045年)には32,000人を割り込むとされています。

このような推計がなされる中で、「東海村人口ビジョン」(令和2年3月改訂版)においては、本村の目指すべき人口規模を、令和22年(2040年)から令和27年(2045年)に約36,000人としました。そのための条件として、「合計特殊出生率(※¹⁵)及び年間出生数の維持」、「転入が転出を上回る社会増への転換と継続」を挙げています。



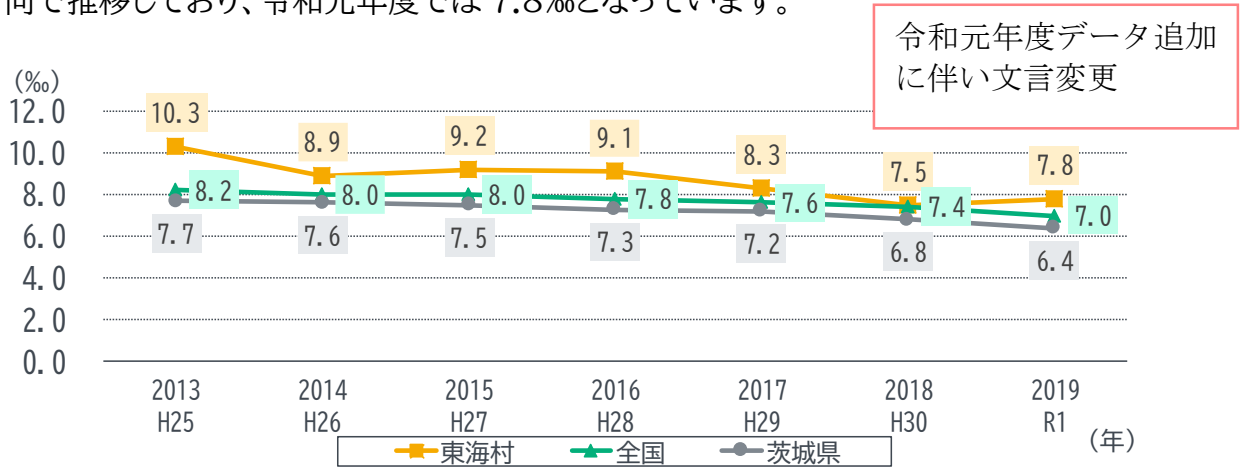
資料：総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
各年10月1日現在
東海村人口ビジョン(令和2年3月改訂版)

¹⁴ 社会増減…人口増減の要因の一つで、引越し等に伴う転入と転出による人口増減のことをいう。なお、もう一つは、出生と死亡による自然増減である。

¹⁵ 合計特殊出生率…「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、次の2つの種類があり、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

(2) 普通出生率の推移

本村の普通出生率(※¹⁶)は、国や県と比較すると高い水準にあります。減少傾向で推移しており、令和元年度では7.8%となっています。

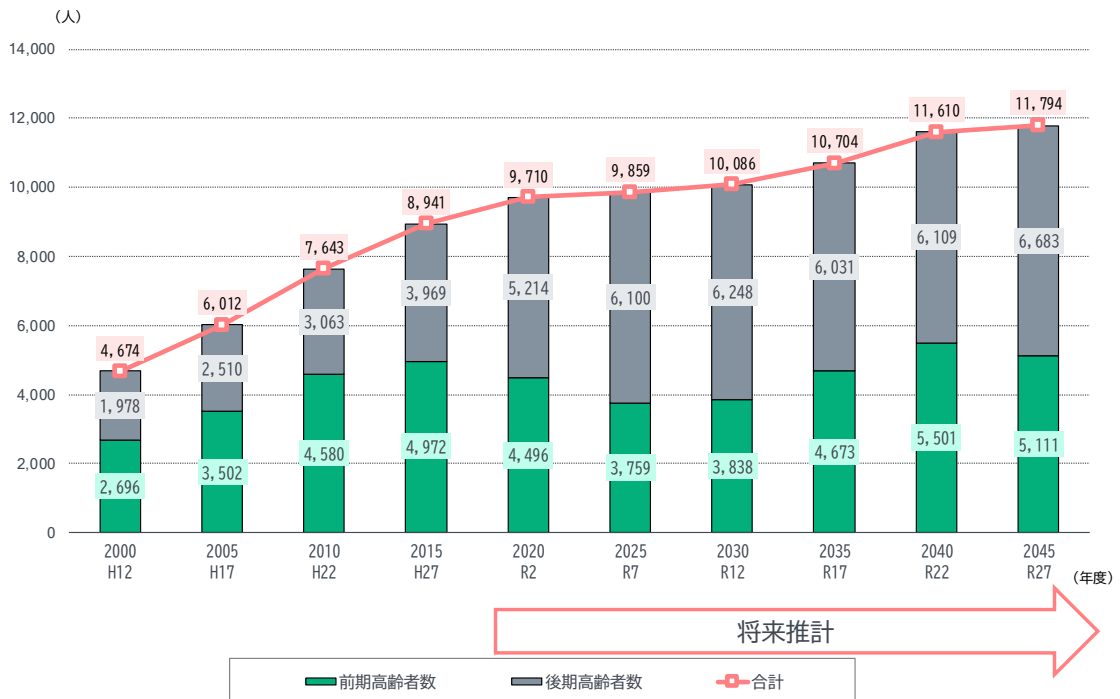


資料：茨城県「人口動態統計」

‰ (パーミル) は、1000 分の 1 を 1 とする単位 (千分率)。

(3) 前期・後期高齢者数の推移と将来推計

本村の高齢者数は年々増加しており、平成27年度には8,941人となっています。将来推計人口によると、高齢者数はその後も増加を続けるほか、令和7年度には団塊の世代が75歳以上となり、本村の高齢者数に占める後期高齢者の割合が高くなることが推計されています。

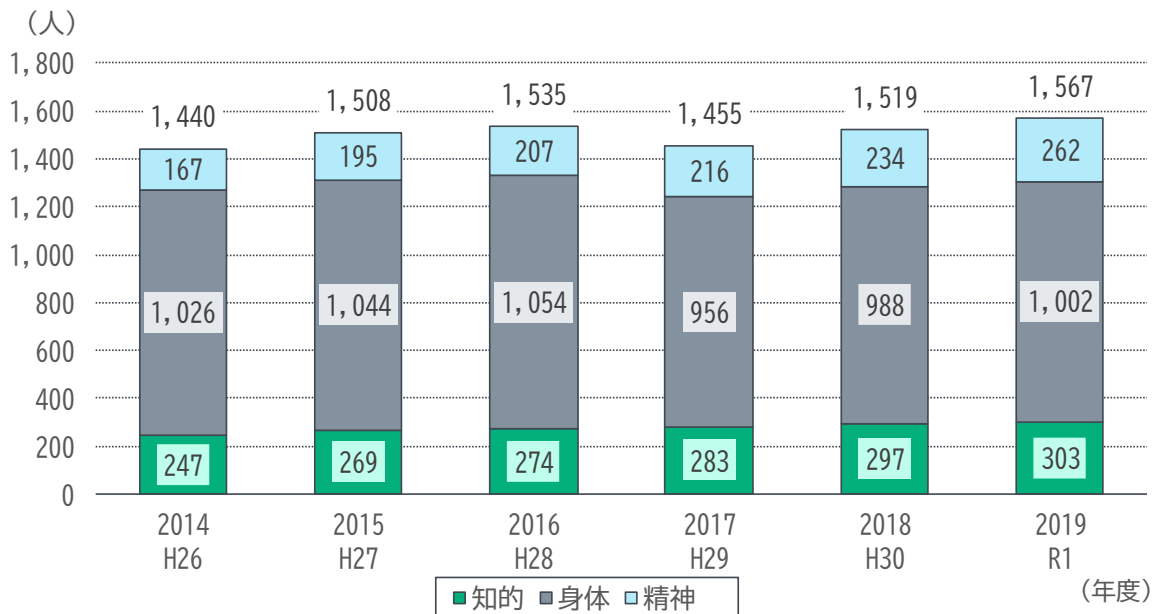


資料：総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」各年10月1日現在

¹⁶ 普通出生率…一定人口に対するその年の出生数の割合をいう。通常、人口1,000人当たりにおける出生数をいう。なお、合計特殊出生率とは、一人の女性が一生に産む子どもの平均数をいう。

(4) 障害者手帳所持数の推移

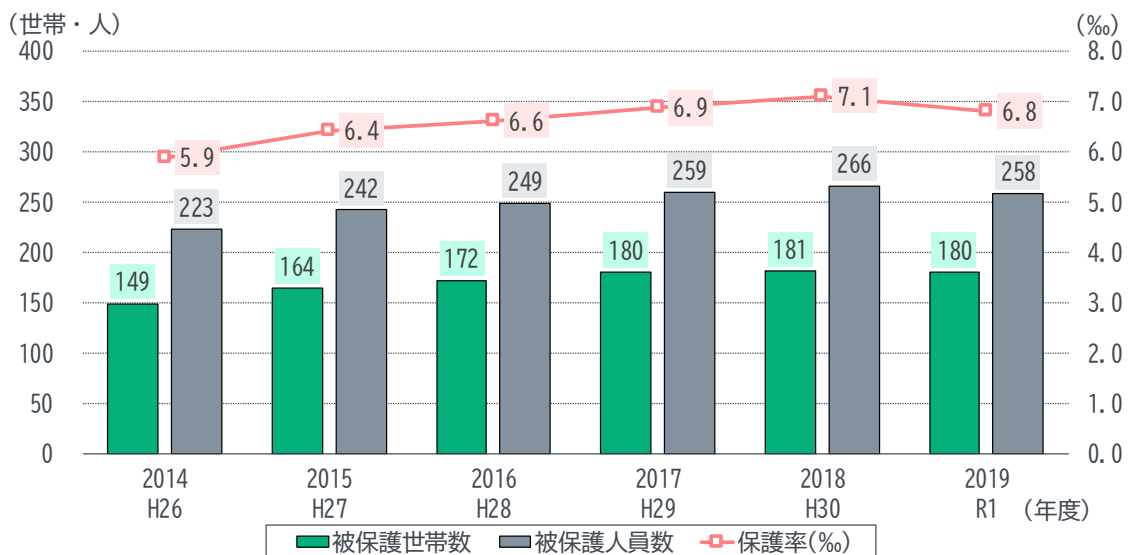
増加傾向で推移しており、令和元年度には全体で1,567人となっています。



資料：東海村福祉部障がい福祉課調べ

(5) 生活保護受給者・保護率の推移

令和元年度では、前年よりも生活保護受給者、保護率ともに減少しているものの、5年前の平成26年度と比較すると増加しており、被保護世帯数が180世帯、被保護人員数が258人、保護率が6.8%となっています。



資料：茨城県保健福祉部福祉指導課掲載データ

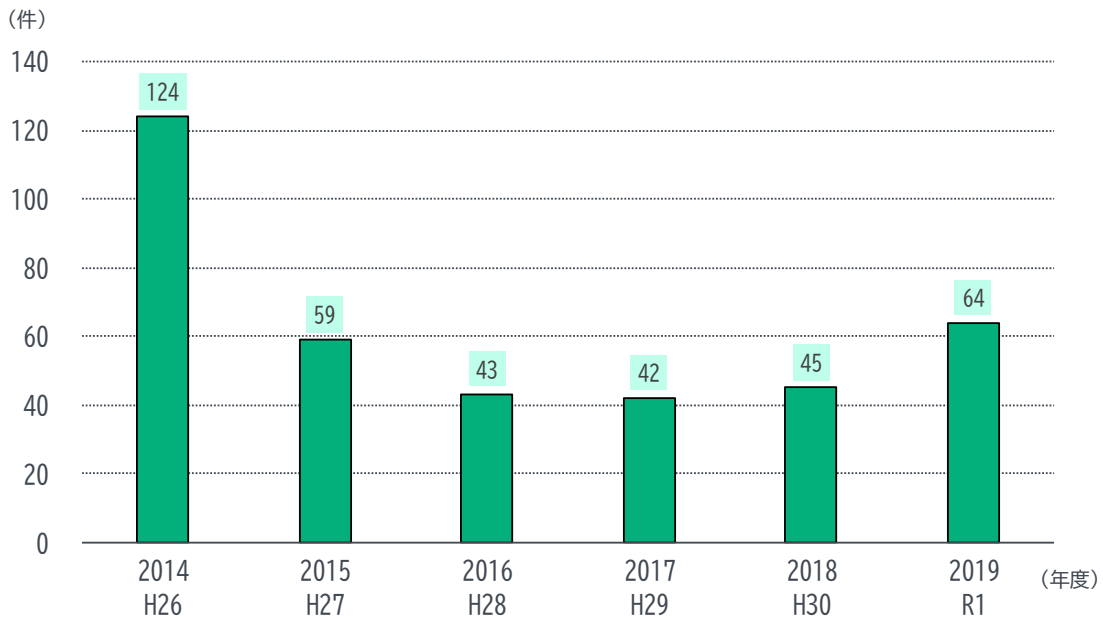
平成26年度のみ3月1日時点、平成27年度以降は各年3月末時点

各データは保護停止分を含む。

% (パーミル) は、1000分の1を1とする単位 (千分率)。

(6) 権利擁護相談件数の推移

地域包括支援センターへの権利擁護に関する相談件数は、平成26年度以降減少傾向でしたが、平成30年度から増加傾向に転じており、令和元年度では64件となっています。

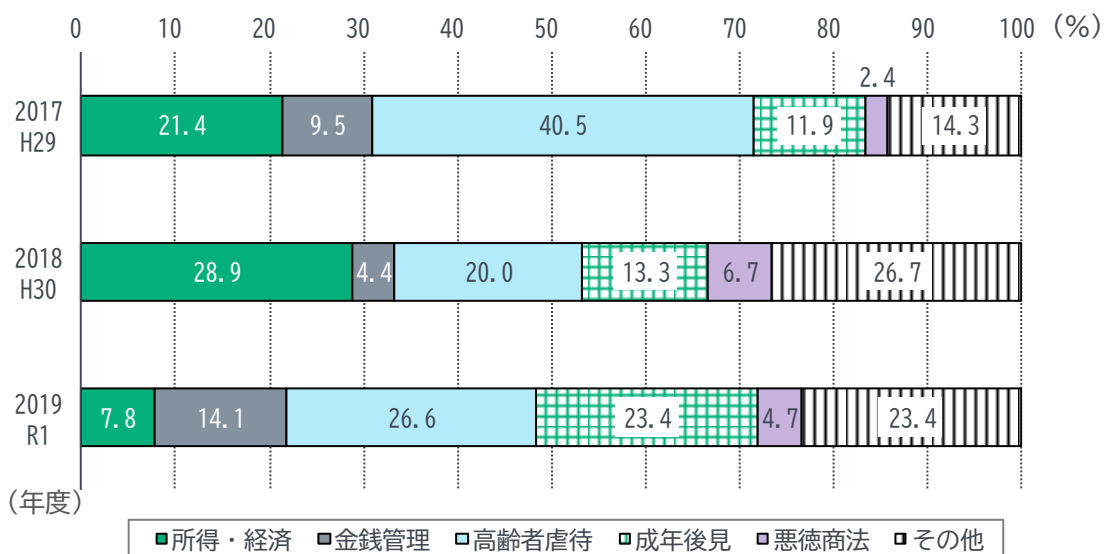


資料：東海村福祉部高齢福祉課調べ

(7) 権利擁護相談内容の推移

相談内容について、令和元年度では高齢者虐待に関するものが最も多く、26.6%となっています。

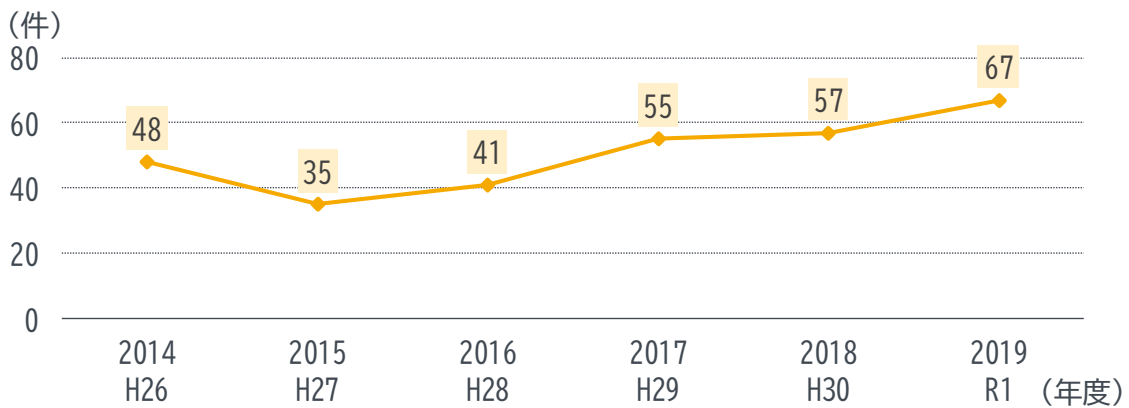
また、近年では成年後見についての相談が多くなってきています。



資料：東海村福祉部高齢福祉課調べ

(8) 児童虐待相談件数の推移

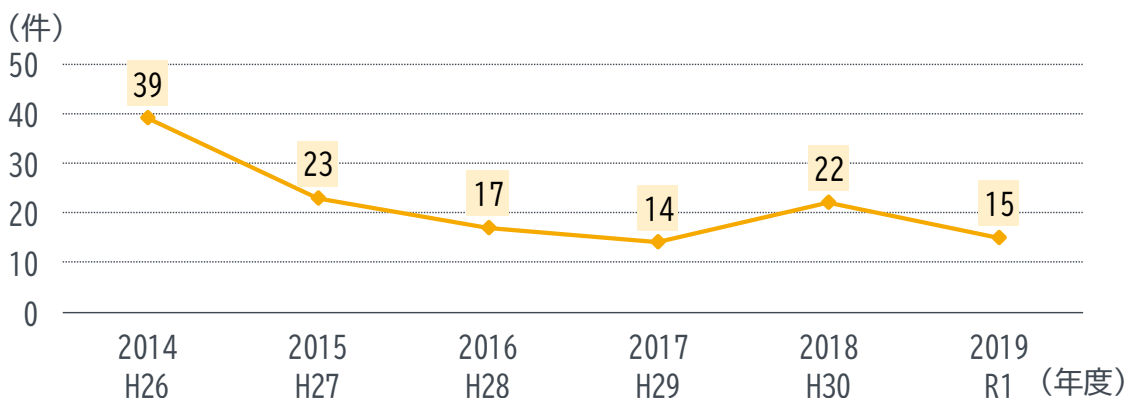
平成27年度以降は増加傾向にあり、令和元年度には67件となっています。



資料：東海村福祉部子育て支援課調べ

(9) DV（家庭内暴力）に関する相談件数の推移

減少傾向で推移していますが、令和元年度には15件の相談がありました。



資料：東海村福祉部福祉総務課（村民相談室）調べ

高齢者数の増加により、福祉サービスの受け手が増えていく一方で、少子化の進行と人口減少により、地域の担い手が不足していくと考えられます。また、団塊世代が後期高齢者となっていくことから、これまで活躍していた地域の担い手が減少することも予想されます。令和22年頃に向けて団塊ジュニア世代が前期高齢者層に入ってくることから再び増加しますが、就労を継続する高齢者が増加傾向にあることから、地域の担い手の確保はますます困難となることが予想されます。

他にも、障害者手帳所持数や生活保護受給者が増加の傾向にあることから、地域で課題を抱える人が増加していくことが予想されます。

権利擁護に関する相談では、特に高齢者虐待や成年後見に関する内容が多くなっています。今後高齢化が進行し、高齢者数が増加していくことから、高齢者に対する権利侵害の問題が増加することが懸念されます。児童虐待、家庭内暴力といった問題も依然として発生していることから、人権教育を一層進めるとともに、権利擁護のための施策を充実していくことが求められます。

2. 地域福祉に関する住民の意識（ニーズ調査より）

地域福祉計画の策定にあたり、住民の皆さん、民生委員・児童委員、地区社協、介護・障がい等サービス事業所を対象に、以下のニーズ調査を実施しました。

【住民ニーズ調査】

調査対象	村内在住の16歳以上の方（無作為抽出）
調査期間	2020年3月19日から4月20日まで
実施手法	郵送調査法
配布数	3,000
回収数	1,020
回収率	34.0%

【民生委員・児童委員ニーズ調査】

調査対象	村内の民生委員・児童委員の方
調査期間	2020年6月19日から7月9日まで
実施手法	郵送調査法
配布数	61
回収数	56
回収率	91.8%

【地区社協役員ニーズ調査】

調査対象	村内の地区社会福祉協議会（地区社協）役員の方
調査期間	2020年6月25日から7月13日まで
実施手法	手渡し
配布数	27
回収数	19
回収率	70.4%

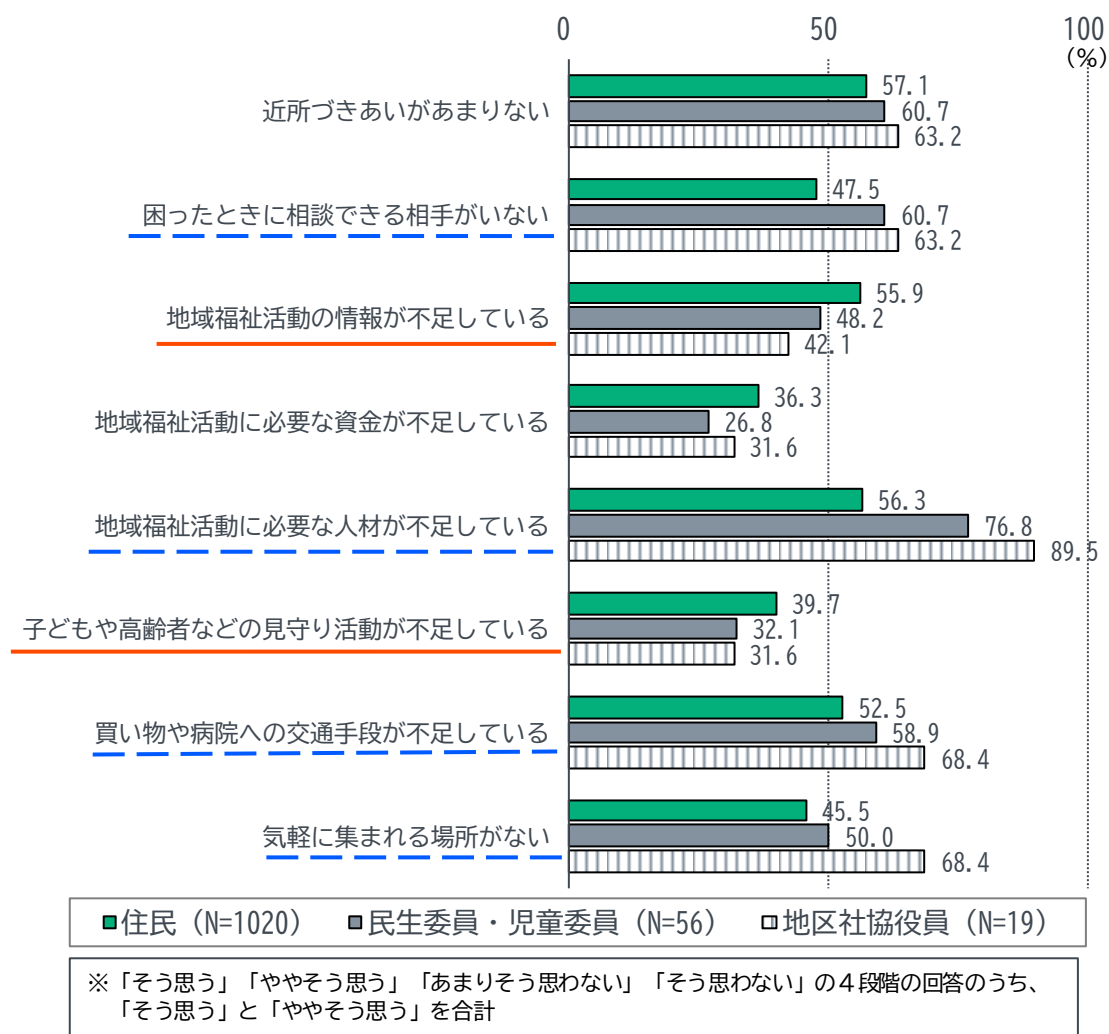
【成年後見制度に関する介護・障がい等サービス事業所ニーズ調査】

調査対象	村内の介護・障がい等サービス事業所の方
調査期間	2020年6月19日から7月13日まで
実施手法	手渡し
配布数	26
回収数	19
回収率	73.1%

①地域福祉に関する問題点や不足しているもの

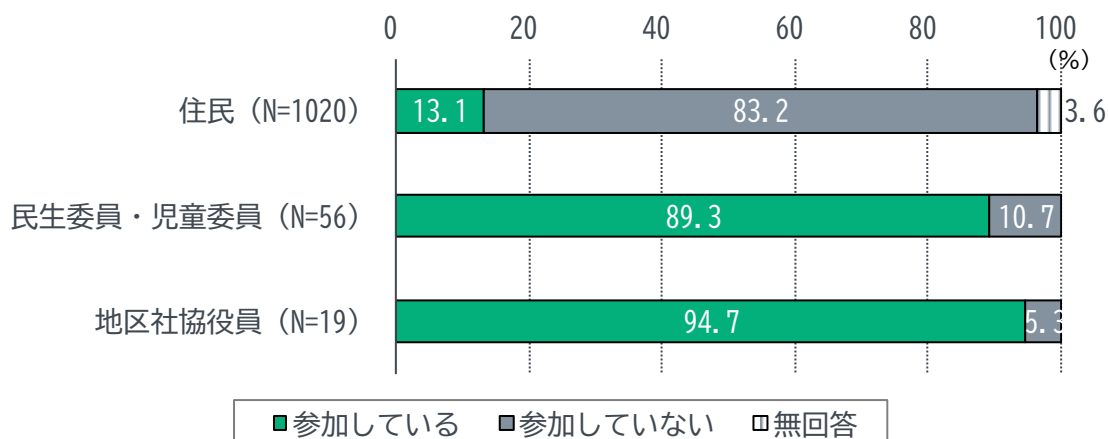
住民が課題と感じていることは、「地域福祉活動の情報不足」「子どもや高齢者などの見守り活動の不足」などです。

民生委員・児童委員と地区社協役員が課題と感じていることは、「地域福祉活動の人材不足」「困ったときに相談相手がいないこと」「買い物や病院への交通手段の不足」「気軽に集まれる場所がないこと」などです。



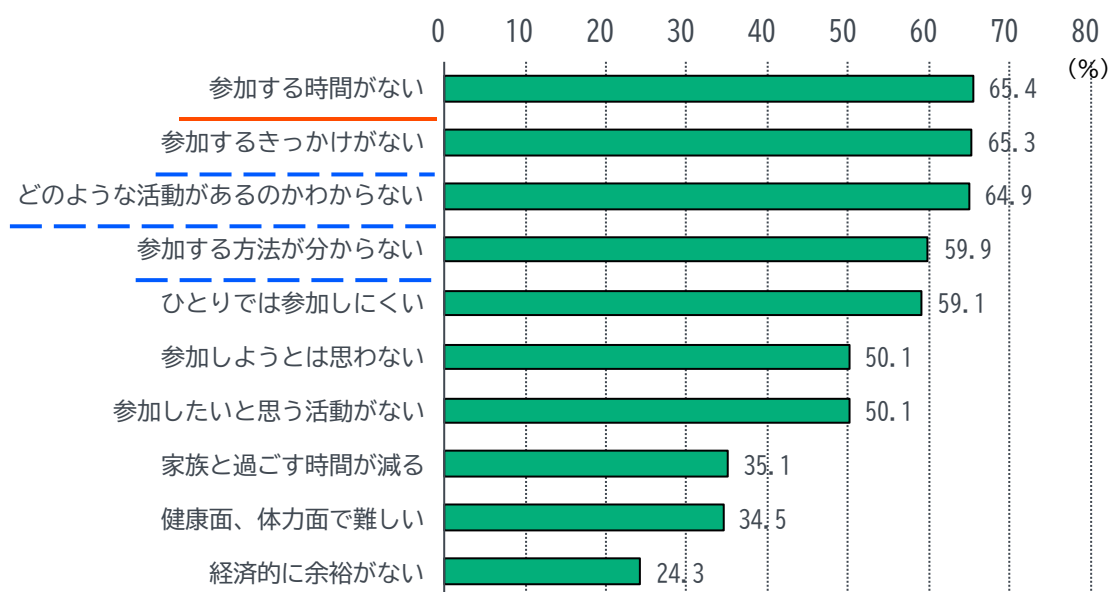
②地域福祉活動への運営側としての参加状況

住民の運営側としての参加は13.1%で、民生委員・児童委員、地区社協役員は9割前後が参加しています。



③地域福祉活動参加に対する課題（住民のみ）

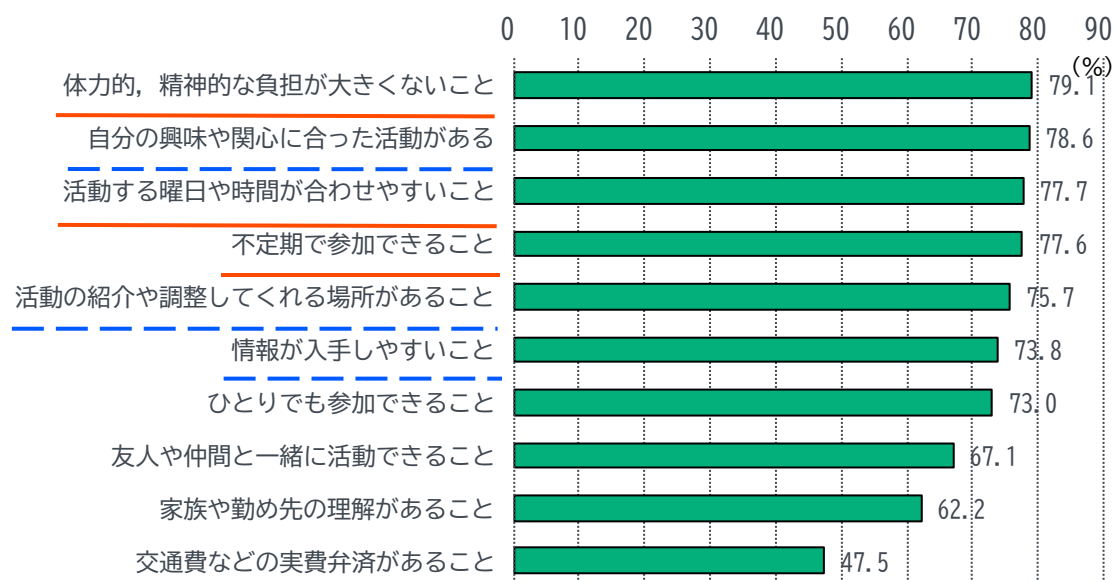
住民が参加に対して課題と感じていることは、「参加する時間がない」が最も多く、「参加するきっかけがない」「どのような活動があるのかわからない」「参加する方法がわからない」といった情報の不足によるものが続いています。



※「そう思う」「ややそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」の4段階の回答のうち、「そう思う」と「ややそう思う」を合計 (N=1020)

④地域福祉活動への参加の動機となること（住民のみ）

参加への動機としては、「体力的、精神的な負担が大きくないこと」や「活動する曜日や時間が合わせやすいこと」「不定期で参加できること」といった、負担の少なさや参加しやすさに関することや、「自分の興味や関心にあった活動があること」「活動の紹介や調整してくれる場所があること」「情報が入手しやすいこと」といった、情報の受発信によって解決しそうなことが多くなっています。

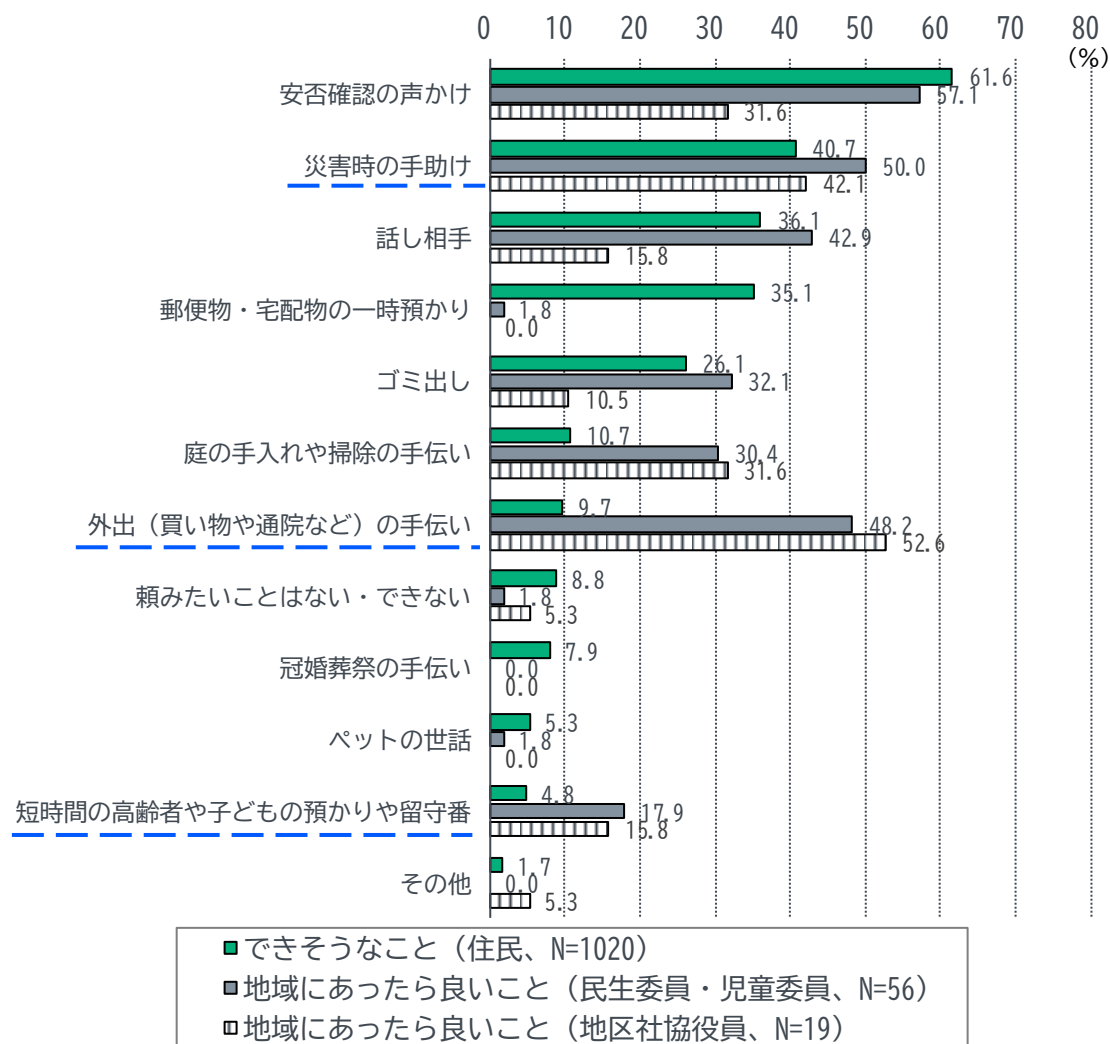


※「そう思う」「ややそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」の4段階の回答のうち、「そう思う」と「ややそう思う」を合計 (N=1020)

⑤近所の人に頼まれたらできそうなこと（住民）、地域にあったら良いこと（民生委員・児童委員、地区社協役員）

住民の「できそうなこと」よりも、民生委員・児童委員や地区社協役員が「地域にあったら良い」と感じているのは、「災害時の手助け」「外出（買い物や通院など）の手伝い」「短時間の高齢者や子どもの預かりや留守番」などです。

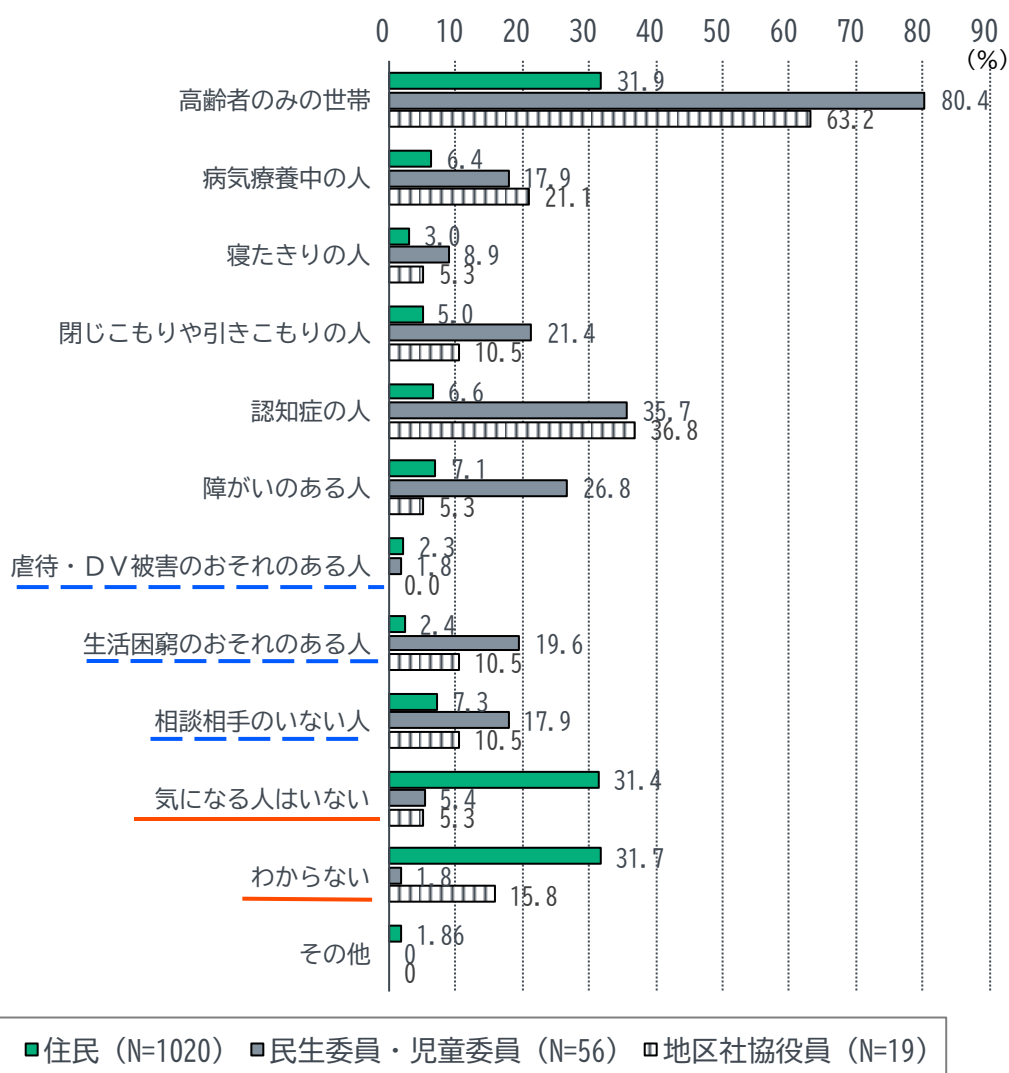
これらの手助けは、住民も必要なものと感じてはいるが、相手の身の安全にかかわることであることから、積極的に「できそう」とは言いにくいのではないかと思います。



⑥近所の支援が必要な人の存在について

近所に支援が必要な人について、「気になる人はいない」「わからない」と回答した住民がそれぞれ3割以上です。

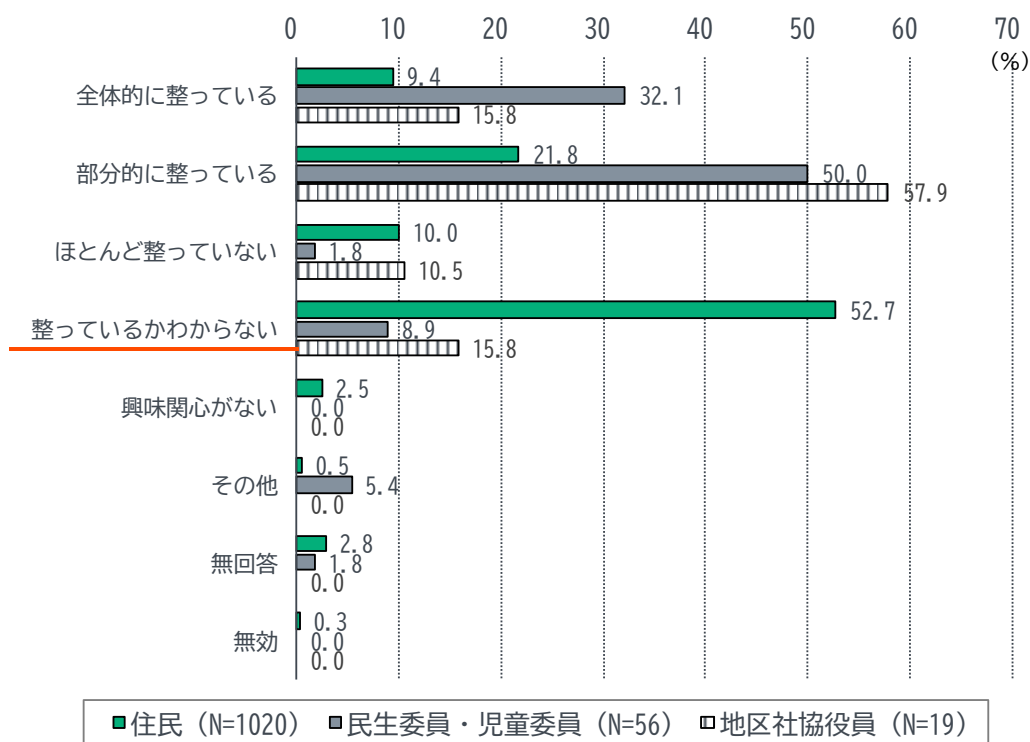
高齢者や認知症の人、障がいのある人などは、民生委員・児童委員や地区社協役員によって把握されていたり、福祉サービスが提供されていたりする可能性が高いですが、「虐待やDV被害者」「生活困窮者」「相談相手のいない人」などについては、近所の人気が付かないと見過ごされてしまう可能性があります。



⑦見守りや緊急時等の支援体制の整備状況

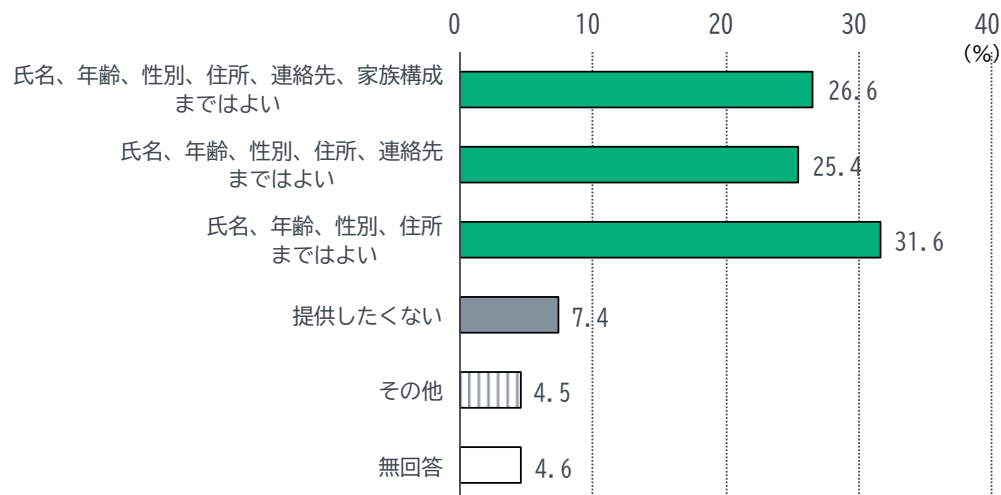
民生委員・児童委員と地区社協役員は、7割以上が「全体的に整っている」「部分的に整っている」と回答していますが、住民は5割以上が「整っているかわからない」と回答しています。

住民に対する情報提供や、民生委員・児童委員、地区社協との関わりなどを強めていく必要があると考えられます。



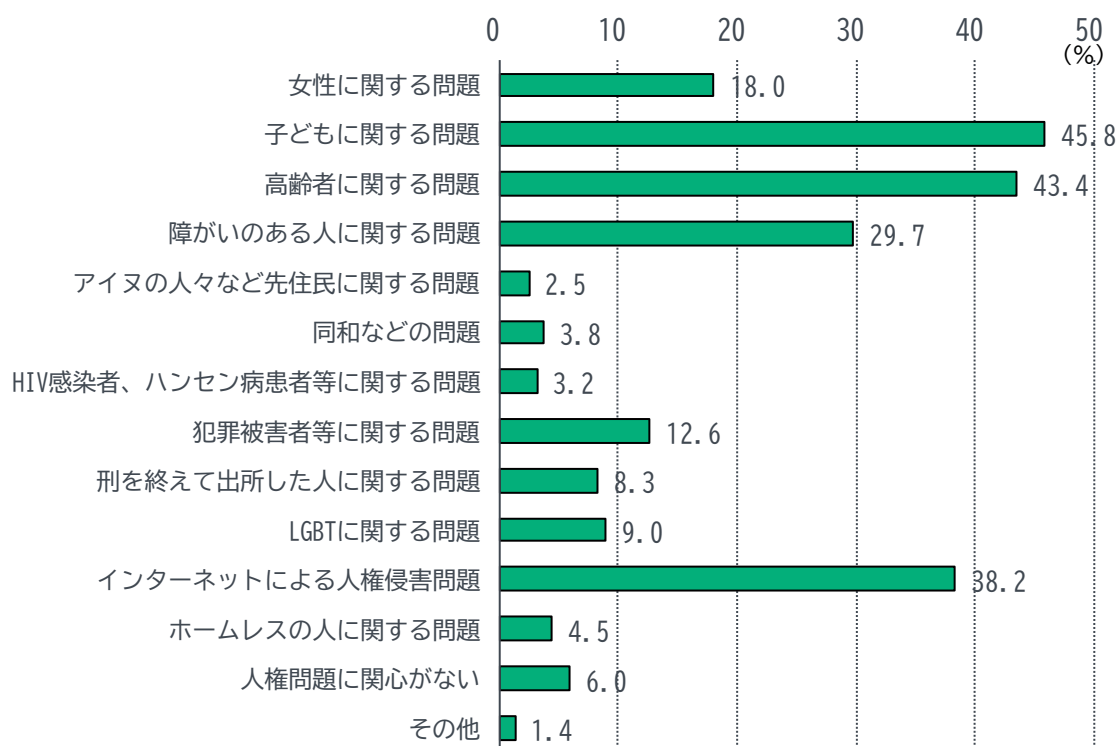
⑧支援を受ける場合の個人情報の提供範囲（住民のみ）

8割以上の住民は、地域から支援を受ける場合に個人情報を提供してもよいと考えていますが、提供したくないと考える住民もいることから、情報管理と利用ルールの明確化と丁寧な説明が必要と考えられます。



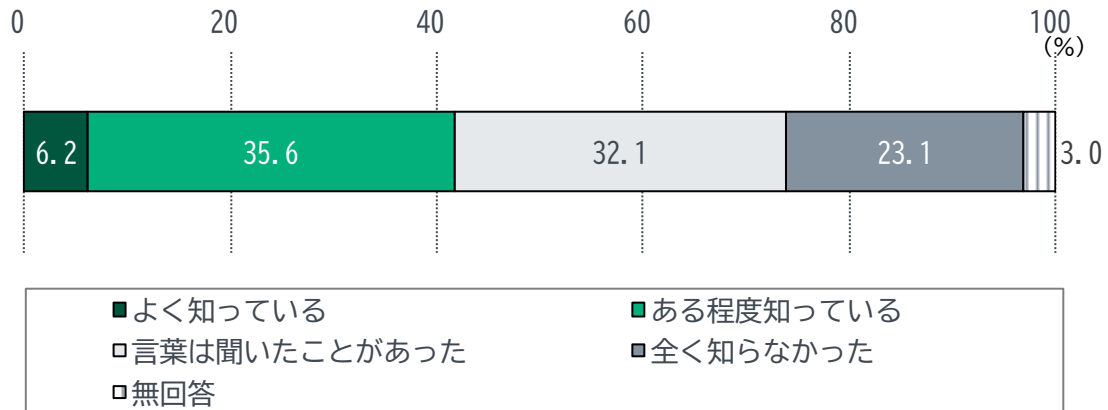
⑨関心のある人権課題（住民のみ）

子どもや高齢者、障がい者に関する問題から、女性に関する問題や犯罪被害者に関する問題、LGBTに関する問題など、人権課題に対する意識の高まりが感じられます。インターネットによる人権侵害問題については、スマートフォンの普及などにより近年急激に増加しているものであり、学校教育や家庭教育、社会教育の分野などでも対応を強化していく必要があります。



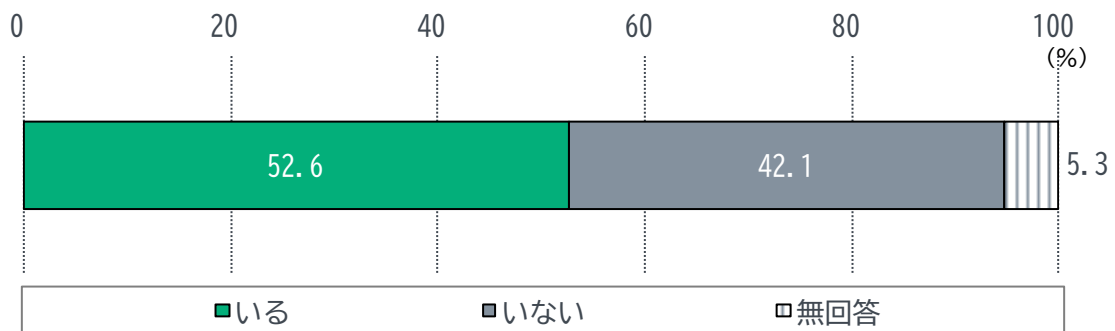
⑩成年後見制度の認知度（住民のみ）

「良く知っている」「ある程度知っている」との回答が約4割で、2割以上が「全く知らなかった」と回答しています。



⑪制度の申立てが必要な人はいるか（介護・障がい等サービス事業所のみ）

52.6%の事業所で「いる」としています。



3. 地域福祉を取り巻く国の動向

第2章で述べてきたように、本村には様々な地域課題が存在しています。また、これらの課題は本村だけでなく、全国的なものとなっています。

この対策として、国は平成28年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、「地域共生社会」を実現するという目標を掲げました。地域共生社会とは、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者などすべての人が生きがいと役割を持ち、地域の人と繋がりを持って助け合いながら暮らす社会のことです。

現在、地域共生社会の実現に向けて、各福祉分野で法制度を整備するとともに、分野をまたぐ地域課題を包括的に支援するための体制の構築を進めています。

下記にその一部を簡単に紹介します。

地域福祉

【生活困窮者自立支援制度】

昨今の生活保護受給者や生活困窮者の増加を踏まえ、平成27年4月に施行され、平成30年6月に改正されました。経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある方を対象に、個別に相談を受け、その方が自立できる方法を支援員と一緒に考え、本人の状況に応じて必要な支援機関に結び付け、自立を目指していきます。

実施主体は、「福祉事務所設置自治体」であり、具体的な支援方法は以下のとおりです。

①自立相談支援

就労その他の自立に関する相談支援、自立プランの作成などを行います。

②住居確保給付金の支給

離職により住宅を失った方に対し、家賃相当の給付金(有期)を支給します。

③就労準備支援

就労に向けた支援や就労機会を提供します。

④家計改善支援

家計相談支援や貸付のあっせん等を行います。

⑤学習・生活支援

生活困窮世帯の子どもへ、学習支援や学習場所を提供します。



東海村は福祉事務所を設置していないため、茨城県が実施するこの事業に協力していますが、より住民に近い存在であるため、一次窓口として生活に困っている方からの相談に最初に対応したり、地域で対象者を早期に発見し、支援につなげていく役割が求められています。

そのためにも、行政内部の連携はもちろんのこと、各専門機関・団体、地域住民に広く働きかけるとともに、職員が対象者宅に直接足を運んで状況を把握する「アウトリーチ」の手法を身に付けていく必要があります。

高齢者福祉

【介護保険法等の改正】

令和7年には、団塊の世代がいわゆる後期高齢者になり、日本は人口の高齢化のピークを迎えます。また、令和22年には団塊ジュニア世代が前期高齢者となり、高齢者数がさらに増えると考えられます。

人口の高齢化に伴い、将来的に介護サービス需要の増加や、高齢者福祉を担う人材の不足が予想されることから、国では現在、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で最期まで自分らしく生活するために必要な医療、介護、福祉サービス等を一体的に提供するとともに、地域全体で生活を支え合うという「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

この地域包括ケアシステムをさらに推進し、地域共生社会を実現するため、令和2年6月に介護保険法等が改正されました。改正内容は以下の通りです。

①地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築

市町村において、地域住民の多様な生活課題を解決するため、新しい事業の創設を推進します。(50ページ「重層的支援体制の整備」参照)

②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

認知症に関する施策の推進や、高齢者向け住まいの設置状況の把握と質の確保に努めます。

③医療・介護のデータ基盤の整備の推進

質の高い医療・介護サービスを提供するため、医療・介護分野のデータの利活用を促進します。

④介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化

担い手不足が予想されることを踏まえ、介護人材の確保・資質の向上や介護に係る業務の効率化を進めます。

⑤社会福祉連携推進法人制度の創設

社会福祉事業の効率化や質の向上を目的に、社会福祉法人間の新しい連携体制として、「社会福祉連携推進法人」が創設できるようになりました。



障がい児・者福祉

少子高齢社会の進行等の社会情勢が変化する中、障がい児・者を取り巻く状況は、障がいのある人の高齢化が進むとともに、障がいの重度化、重複化が進んでいます。また、障がいのある人の家庭においても介助者の高齢化が進んでおり、核家族化をはじめとした家族形態の変化に伴い、地域における介助・支援機能が低下するなど、状況は大きく変化しています。

このような状況下、最近の国の動きは主に次の3点にまとめられます。

①「障害者の権利に関する条約」の批准・発効（平成26年）

条約には、障がいを理由とする差別の禁止と「合理的配慮」（障がい者が他の者と平等に全ての人権等を享有・行使するために必要な調整等）が規定されています。国連総会における平成18年の条約採択及び平成19年の我が国の署名以降、関連する国内法の整備を進めてきたことを踏まえ、平成26年に批准・発効に至りました。発効により障がい者を社会の対等な一員である「権利の主体」として、国際的な枠組みの中で、自らの意思により社会、経済文化その他あらゆる分野への参加を促進するための改革を進めることが求められ、障がい者の権利の実現に向けた施策の取り組みが一層強化されています。

②「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「児童福祉法」及び「発達障害者支援法」の改正（平成28年）

改正により、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実が図られるとともに、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しや、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援策の拡充等、サービスの質の確保及び向上を図るための規定が盛り込まれました。また、障がい児や医療ケア児への支援体制を整備するために、市区町村において障害児福祉計画を策定することが義務付けられました。

③「社会福祉法」の改正（平成30年）

「地域共生社会」の考え方が法に明確に位置付けられ、障がい児・者施策においても、障がい者福祉分野のみにとらわれず、あらゆる分野との連携・協働を図りながら、地域共生社会の実現という大きな枠組みの中で、障がい者福祉の推進を図ることの重要性がこれまで以上に重要視されることとなりました。

令和2年5月、国は、都道府県及び市区町村が令和3年度を初年度として策定する「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」に係る新たな基本指針を定めました。基本指針では、都道府県及び市区町村に対し、引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組むことを求めています。

障がいのある人自身の「自助」、地域における住民同士の支え合いである「互助」、自助を支えるための社会連携による医療や障害福祉サービス等に代表される「共助」、行政の責任で行う「公助」の視点を複合的にかんがみ取組みがより一層求められています。

子ども・家庭福祉

【子育てをめぐる現状と国の子ども・子育て支援施策】

近年、わが国における少子化は急速に進行し、核家族化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加なども加わり、子ども・子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの成長と子育て家庭を社会全体で支援していくことが求められています。

こうした変化を受け、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が成立し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、制度と財源を一元化して新しい仕組みを構築し、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進してきました。

しかしながら、その後も依然として待機児童が発生し続けており、国は、待機児童の解消を目的とする「子育て安心プラン」の前倒し実施、更なる放課後児童対策を目指した「新・放課後子ども総合プラン」の策定、幼児教育・保育の無償化に向けた「子ども・子育て支援法」の改正など、子育て支援対策を加速化させており、今後も国県及び市町村、地域社会が一体となって子育て支援に取り組むことが求められています。

【「第二期東海村子ども・子育て支援事業計画」の策定】

平成27年に「子ども・子育て支援法」が施行されたことにより、村では同法に基づき設置された「東海村子ども・子育て会議」の審議を経て、「第一期東海村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い教育・保育の確保を図るとともに、地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進してまいりました。さらに、第一期計画の到達点を検証し、更なる子育て環境の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第二期東海村子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、教育・保育や子育て支援に関する事業の質・量を充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、すべての人が子ども・子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進してまいります。

(1) 幼児期の教育・保育の確保

地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望を踏まえて、教育・保育の量の充実を計画的に実施できるよう、確保方策を設定します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本村が実施する地域子ども・子育て支援事業について、事業ごとに、計画期間における量の見込みと確保方策及びその実施時期を設定します。

【児童虐待を防止するための取組み】

平成12年の「児童虐待の防止等に関する法律」施行から20年が経過しました。この間、児童福祉法と合わせて8回の大きな改正が行われ、令和元年の「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」により、子どもの権利擁護に関し、親権者等による体罰禁止



の法定化、児童相談所の体制強化、関係機関間におけるDV対策の連携等の措置が講じられました。このように、子ども虐待については発生予防、早期発見、早期の適切な対応、虐待を受けた子どもの保護・自立に向けた支援等、切れ目のない支援が行われるよう対策が推進されています。

そこで、国は地方公共団体に対して、要保護児童の適切な保護や、要支援児童や特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体等により構成される「要保護児童対策地域協議会」を設置するよう努めることとしています。

また、虐待予防の観点から、母子保健担当部署と関係機関が連携し、出産後の母子が健やかな生活を送るための支援も重要であることから、国は、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置を促進しています。

さらに、要保護児童対策地域協議会や子育て世代包括支援センターが連携し、その機能を最大限に発揮できるよう、調整力を発揮し、地域の総合力を高めていく「市区町村子ども家庭総合支援拠点」を整備することで、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、関係機関との連絡調整を行う「要保護児童対策調整機関」を担うことが期待されています。

国においては、児童虐待を発見しやすい立場にあり、早期発見に努めなければならないと児童虐待防止法に規定されている保育所、幼稚園、学校、児童福祉施設、医療機関、母子生活支援施設等の関係機関に対して、虐待対応に関する知識や求められる責務について、引き続き周知していくとしています。

虐待事例への支援は地域の関係者が協働して取り組むことが肝要ですが、その効果的な連携のためには、「誰が」「何を」「どのように」見守るのか、各関係機関の役割分担を確認し、徹底する必要があることから、国としては、要保護児童対策地域協議会等において各機関が情報を共有し、子どもの安全確保に十分活用するとともに、関係機関間のネットワークの強化が必要不可欠であるとしています。



重層的支援体制の整備

地域で支援を必要としている人には、親の介護と子育てを同時に行うダブルケアや、高齢の親がひきこもりの子どもの生活を支えるいわゆる8050問題など、分野を超えた地域課題を抱えているケースが少なくありません。

このように複雑化・複合化した地域住民のニーズに対応するため、複数の地域課題を包括的に支援する体制づくりを市町村で進めるよう、平成29年に社会福祉法等を含めた地域福祉に関する法律が改正されました。

その後、令和2年の法改正では、包括的支援体制をより強化していくために、「重層的支援体制整備事業」という新しい事業の創設が定められました。

本事業では、以下の3つの支援を一体的に行うことを想定しています。

①相談支援

- ・ 包括的相談支援：相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、どのような相談でも受け止めます。
- ・ 多機関協働支援：受けた相談のうち、複雑化・複合化しているものについては、多分野の相談支援関係者が円滑に連携して解決にあたるよう支援します。
- ・ アウトリーチ等を通じた支援：
長期にわたりひきこもり状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合は、アウトリーチ等の手法を用いて、要支援者本人との関係性の構築を図ります。

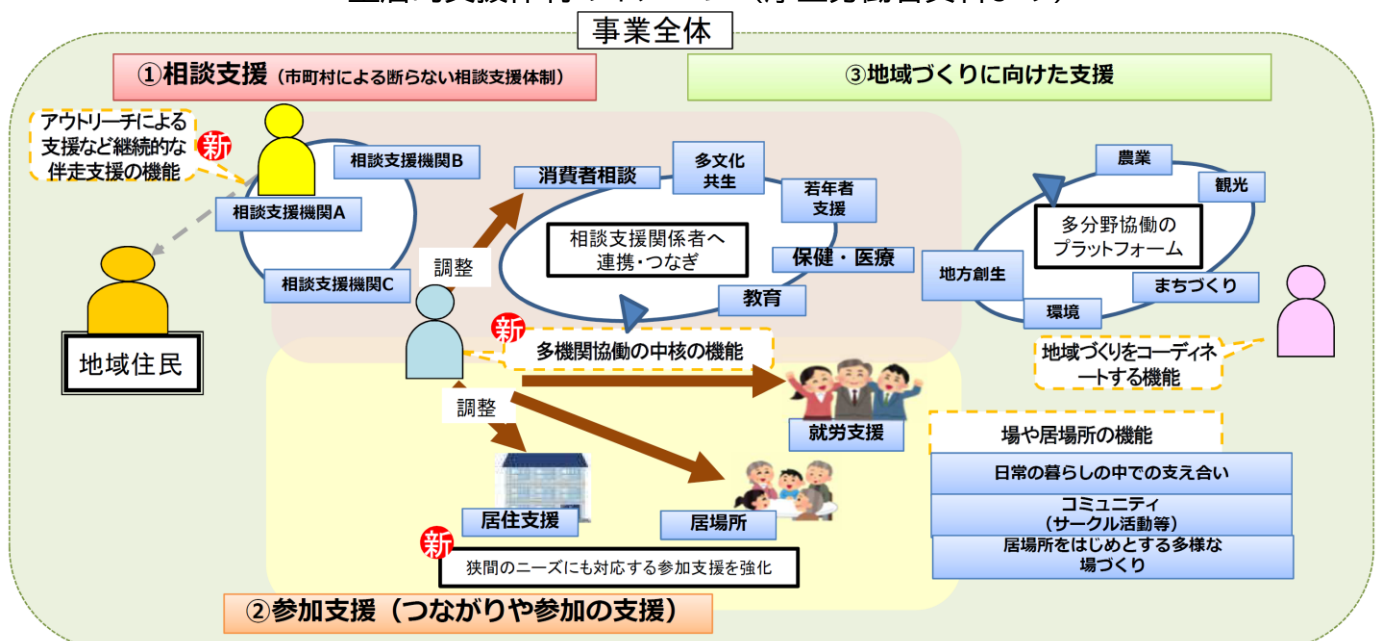
②参加支援

社会とのつながりが薄れている人には、本人のニーズと地域資源との間を調整し、就労支援や居住支援等によって社会参加を促します。

③地域づくりに向けた支援

要支援者が地域社会から孤立することを防ぐため、多世代との交流や多様な活躍の場を確保します。

重層的支援体制のイメージ（厚生労働省資料より）



第3章 計画の実施状況と見直し

ここでは、第3次計画の評価結果を公表し、第4次計画へつなげていくために、地域福祉計画推進会議内で検討した内容をご紹介します。

第3次計画の評価方法

第3次計画では、策定後の計画の評価方法についてあらかじめ定め、平成28年度以降の作業をスムーズに行えるようにしました。併せて、第3次計画から第4次計画への改定作業もスムーズに行えるよう、第3次計画期間中から地域住民や地域福祉関係者へのニーズ調査や地域福祉関係各課による意見交換会を行い、次期計画への課題や実施すべき施策を抽出しました。

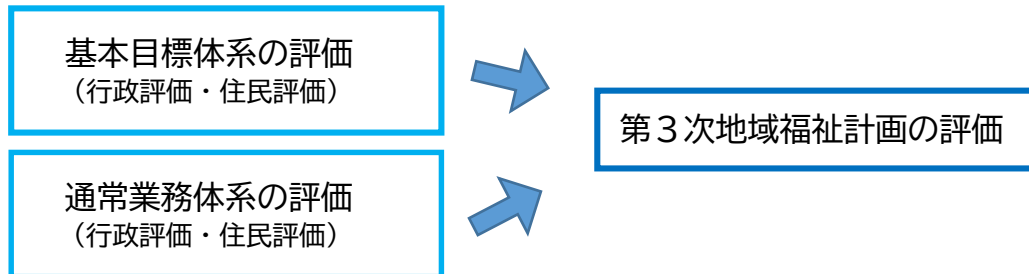
【第3次地域福祉計画の評価スケジュール】

- ①計画期間中は、年度ごとに評価を行いました。
- ②平成30年度には中間評価を行い、その結果をもとに、残り2年間の進め方を検討しました。
- ③令和2年度には計画期間全体についての総合評価を行い、その結果をもとに第4次地域福祉計画を策定しました。

評価	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年度評価	●	●	●	●	●
中間評価			●		
総合評価					●

【評価の出し方】

- ①基本目標体系と通常業務体系それぞれに、行政評価と住民評価（地域福祉計画推進会議委員による評価）を行いました。
- ②両体系の評価結果を踏まえ、計画全体を総合的に評価しました。



また、評価の際は、下記の「3つの視点」を考慮して評価・考察を行いました。

【基本目標体系を評価する際の3つの視点】

視 点	評価内容
タスク・ゴール	・施策がどの程度達成できたか。
プロセス・ゴール (定性評価を実施)	・計画の策定・推進の過程で、住民や関係者の意識がどのように変化してきたか。 ・行政として、主体的に問題解決に当たるべきことが、どの程度解決・改善し得たか。 ・住民が主体的に取り組むための働きかけを行政がどの程度できたか。
パートナーシップ・ゴール (定性評価を実施)	・関係機関、住民との関係性がどの程度強まってきたか。 ・関係機関、住民と「連携」の強化がどの程度できたか。 ・民間団体・組織と「協働」の開発・推進の取組みがどの程度できたか。

評価にあたって考慮すべきこと

第2次計画までの評価では、数値化可能な実績を出せる施策の場合、単純に数値の増加(減少)のみで実績を計っていました。しかし、例えば、住民からの相談件数を計上する場合、同じ「1件」でも、その内容は軽微な問合せであったり、深刻な福祉課題を含んだ相談であったりと、内容は様々です。第3次計画からは、これらを同じ「1件」として計上してしまうのではなく、より深刻な相談を受けた際には評価点数を高くできるような工夫をし、より実情に合った評価を行いました。

第3次計画の評価結果

上記の方法で評価を実施した結果、基本目標体系の評価は「B」、通常業務体系の評価は「A」となりました。

基本目標体系については、地域福祉の専門家からは行政主体の事業がその目的に沿って進められていると評価された一方で、住民の視点では取組みが地域に十分浸透するまでには至っていないと評価されたことから、これまでの取組みを一層推進していくことが求められ、総合評価は「B」となりました。

総合評価	基本目標	施策の方向性	総合評価
B	1 人的資源 地域福祉の心を育み、地域福祉に対する理解にあふれた人材を育成します。 行政評価結果:B 住民評価結果:A	1 住民に対し、地域福祉の重要性を伝える啓発・研修を行い、地域福祉の理念を広めます。	A
		2 住民に対し、地域福祉活動の魅力や必要性、参加方法を分かりやすく周知します。	B
		3 行政職員に対し、地域福祉の推進に必要な専門性を身に付けられるような教育を行い、一人ひとりのスキルアップを図ります。	B
	2 情報資源 住民による小地域福祉活動を支援します。 行政評価結果:B 住民評価結果:B	1 小地域福祉活動に貢献する個人・団体を多方面からバックアップし、多様な担い手を育成します。	B
		2 小地域福祉活動を担う個人・団体同士の交流・連携・協議の場をつくり、住民主体の小地域福祉活動を推進します。	B
		3 今後の村の地域福祉のあり方について住民と協議する場をつくり、小地域福祉活動を村全体の地域福祉活動につなげます。	B
		★ 地域に地域福祉の専門職である「支え合いコーディネーター」を配置し、地域に根ざした住民支援・小地域福祉活動支援を行います。	A
	3 関係性の資源 地域福祉の推進を目指した連携・協働の充実強化を図ります。 行政評価結果:B 住民評価結果:A	1 新たな福祉拠点のあり方について検討します。	B
		2 災害時における地域主体の防災体制づくりを支援します。	A
		3 多職種・多機関との連携や、地域活動者との協働により、各ライフステージ、領域における切れ目のない重層的な支援体制を構築します。	B
		4 生活困窮者に対する支援を推進します。	B
		★ 支援を必要とする人を早期に発見するための取組みを強化します。	B
		★ 個人情報保護と地域及び関係機関が共有すべき情報のルールづくりを行います。	C
	4 物的資源 福祉的な支援を必要とする全ての人々の権利擁護(アドボカシー)を推進します。 行政評価結果:B 住民評価結果:A	1 成年後見制度(未成年後見を含む)を中心としたサービス利用を推進します。	B
		2 全ての住民が相談しやすい福祉の窓口(総合相談窓口)をつくります。	C
		3 全ての住民の尊厳を守り、地域で安心した生活を送ることができるよう支援します。	B

【基本目標ごとの評価・分析】

基本目標1	地域福祉の心を育み、地域福祉に対する理解にあふれた人材を育成します。	行政評価／住民評価
		B/A
<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉の理念を広める活動として、「東海村地域福祉計画子ども版」の小学校の人権教室での配布・解説や、住民座談会・シンポジウムなどを実施し、住民の福祉的視点は高まってきた。今後は中高生やイベントに参加しない住民にも広げる方法を考える必要がある。 地域福祉活動に関する情報宣伝活動として、SNSによる情報発信や「やったん祭」での「地域福祉計画子ども版」の配布などを実施し、若者との接点を持つことができた。今後は多様化した情報受発信のツール(紙媒体も含む)のより効果的な活用方法を考える必要がある。 行政職員の地域福祉に関するスキルアップについて、新規採用職員研修、地域共生社会研修会、地区自治会活動への若手職員の派遣などを実施し、職員の福祉知識の取得や現場の理解につながった。今後は対象職員の拡大や現場への継続的な派遣による関係性の深化などに取り組んでいく必要がある。 		

基本目標2	住民による小地域福祉活動を支援します。	行政評価／住民評価
		B/B
<ul style="list-style-type: none"> 小地域福祉活動のバックアップとして、ボランティアポイント制度の実証や地域支え合い団体補助制度の実施などにより、地域住民との関係強化や地域の居場所づくりにつながったが、新たな担い手の確保という点では、十分な成果が得られなかった。今後は金銭的支援ではない別な視点での支援策も検討していく必要がある。 小地域福祉活動を担う団体の連携・協議の場づくりとして、「相談支援包括化推進会議」を立ち上げ、地域の関係団体と行政職員とが地域の課題や情報を共有し、連携した取組みも進んできた。しかし、連携を図るべき分野が残っており、引き続き事業を推進していく必要がある。 「相談支援包括化推進会議」は村全体としての協議の場として定例化してきたが、小学校区や単位自治体ごとの協議体制の整備を進めていく必要がある。民生委員・児童委員の意見や要望などを関係各課に提供し、改善を図ったが、今後はその他の団体や住民からの意見を集約し、改善を図る取組みが必要である。 専門職による小地域福祉活動支援として、「支え合いコーディネーター」を配置し、同コーディネーターを軸とした関係各課や村社協、病院、施設などによるカンファレンスの実施など、複合的な課題への対応が進み、身近で相談しやすいと高い評価も得ているが、まだ住民全体への認知度の向上や、相談件数の増加への対応などが必要である。 		

基本目標3	地域福祉の推進を目指した連携・協働の充実強化を図ります。	行政評価／住民評価
		B/A
<ul style="list-style-type: none"> 地域の防災体制づくりとして、安心サポーター制度や自主防災訓練等が定着し、防災組織での災害時に備えた設備の充実が図られている。重度障がい者に対する避難所の確保や感染症に対応した避難所運営要領の変更なども評価できるが、自治会に加入しない若年層など、災害時の避難場所や方法などについて理解していない村民に対するアプローチも必要である。 重層的な支援体制の構築に向けて、多様な生活課題を有する要支援者に対するケース会議を、村内関係者及び外部の関係者(保健所や警察など)も含めて実施し、参加者のスキルアップや支援組織の関係強化につながった。こうした取組みを今後も継続していくとともに、より効果的な連携体制の強化に向けた協議を進めていく必要がある。 生活困窮者に対する支援として、「東海村フードバンク地域連携推進事業」を実施したところ、フードBOXへ多くの寄付が寄せられた。今後は住民が見守りなどにおいても関係機関とともに生活困窮者を支える仕組みづくりを検討する。 要支援者の早期発見のための取組みとして、様々な分野に対する情報提供や民生委員・児童委員への協力依頼などで早期発見・早期対応が実現したケースがみられた。今後については、最も身近な地域住民の協力が得られるよう、取組みを広げていく必要がある。 個人情報取り扱いについて、民生委員・児童委員への研修や住民ニーズ調査を実施したが、見守りや支え合いに必要な情報の取扱いのルールづくりには至っておらず、協議を深めルールを作るとともに、より多くの住民への理解を促進する必要がある。 		

基本目標4	福祉的な支援を必要とする全ての人々の権利擁護(アドボカシー)を推進します。	行政評価／住民評価
		B/A
<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の利用促進について、普及啓発や個別相談対応、市民後見人の養成などを実施し、実際の支援につながることができた。この間、行政と関係機関の連携強化は進んだが、今後はより多くの住民への周知と利用のハードルを下げる必要がある。 相談しやすい福祉の窓口づくりとして、窓口業務における庁内連携について周知した結果、要支援者が来庁した際に各担当課から福祉部の各課に情報提供が行われるようになった。今後についても職員の意識や知識の向上を図り、「気づいてつなげる」職員の増加を図る。 権利擁護について、介護サービス事業所や障害福祉サービス事業所での実地調査などにより虐待の未然防止や早期発見につないでいる。今後についても様々な形での啓発活動や関係各課との連携強化を図る。 		

第2部

基本構想

第1章 計画の基本理念

第2章 基本目標

第3章 施策の体系

第4章 第4次計画の進行管理及び評価方法

第1章 計画の基本理念

本村が地域福祉を推進するために目指すべき基本理念を次のとおりとします。

第4次東海村地域福祉計画の基本理念

地域で支え合い 笑顔でいきいき暮らせるまちを創る

～ながよぐやっぺよ TOKAI～

基本理念とは、この計画の根底にある基本的な考え方の中で、この計画に携わる全ての人々にとっては、ある意味で合言葉のようなものです。この言葉は、計画に基づきこれから実現を目指す東海村における地域福祉のあり方の理想を表しています。

基本理念によって実現される東海村の将来像の具体的なイメージは、次の(1)～(3)のとおりです。

(1) 支え合いの心を持ち、主体的に地域づくりに関わる住民がたくさんいるまち

東海村にはこれまでも地域で活動をしている人たちがたくさんおり、「人のため」「地域のため」という精神を持っています。これを多くの人に伝え、子どもから高齢者まで誰もが東海村を愛し、ともに住み良い地域をつくっていけるような風土づくりを目指します。

(2) 住民同士が互いに顔の見える関係を築ける程度の地理的範囲ごとに、独自の地域福祉施策が推進されているまち

「住民同士が互いに顔の見える関係を築ける程度の地理的範囲」とは、ここでは地区自治会、地区社協の活動単位である第2層圏域(小学校区エリア)を指します。また、このような住民の生活感覚に即した「生活圏」での活動を「小地域福祉活動」といいます。東海村には小学校が6か所あるため、各エリアの地域特性に合った独自の施策を住民とともに考え、つくっていきます。

(3) 行政、関係機関、住民による連携・協働のネットワークがより強固なものとなり、地域で支援を必要とする人を早期発見し、支援する体制がきめ細やかに整っているまち

住民誰もが、困ったときには素早く支援が受けられるよう、また、誰もが不当に自由や権利を侵害されることなく安心して生活を送ることができるよう、村全体で体制を整えます。



第2章 基本目標

基本理念の実現を図るため、「ひとづくり」「体制づくり」「安全・安心」「権利擁護」の4つの分野の基本目標を掲げ、各種施策を展開します。

■基本目標1

地域福祉を担うひとづくりを推進します

これまで地域福祉活動を支えてきた人たちの高齢化や、新たな担い手の減少による将来的な担い手不足への対策として、地域福祉の理念の啓発や活動に関する情報提供、小地域福祉活動の支援などに取り組み、地域の担い手を確保・育成するとともに地域福祉活動の活性化を促進します。

【施策の方向性】

- ①地域福祉の理念を広めるとともに、地域福祉活動参加のきっかけをつくります。
- ②効果的な情報受発信により、地域課題を適切に把握するとともに地域福祉活動への参加を促進します。
- ③住民による地域に根差した小地域福祉活動の一層の活性化を支援します。
- ④行政職員に対し、地域福祉の推進に必要な専門性を身に付けるための教育を行い、一人ひとりのスキルアップを図ります。

【SDGsの視点】



多様な世代の住民と行政職員が、地域の持続可能性を高めるための知識を学び、多くの人々が地域福祉活動に参加する地域づくり

■基本目標2

地域で支え合う体制（しくみ）づくりを推進します

高齢者福祉・障がい者福祉・その他生活支援など、複数のニーズのある人や家族に対して、それらを総合的に支援する重層的支援体制を整備するとともに、住民同士が支え合って課題を解決する環境をつくります。

【施策の方向性】

- ①複雑化・多様化した生活課題に対応するため、重層的な支援体制を整備し必要な支援を届けます。
- ②分野を超えた新たなつながりと役割を生み出す共生の場をつくります。
- ③個人情報保護と利用のルールをつくり、地域及び関係機関が適切に活用します。
- ④地域診断(※¹⁷)を実施し、地域ごとの課題解決に活用します。

【SDGsの視点】



すべての住民が、必要最低限の暮らしを確保し、必要な保健サービスにアクセスすることができる、年齢や障がいなどに関わりなく平等に参加できる地域づくり

¹⁷ 地域診断…地域福祉を推進するにあたり、以下の項目について把握・分析すること。

①支援を提供しなければいけない人がどれだけいるか②その地域に現在どのような資源・サービスがあるか③対象者は既存サービスをどのように利用しているのか④足りない資源・サービスは何か⑤今度どのようなサービスをどれだけ整備する必要があるか

■基本目標3

安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します

防災や防犯、支援が必要な人の見守りについて、行政が主体となって支援体制を整えるとともに、住民の自主的な活動を支援します。

住民のニーズに応じた交通サービスの充実や、緊急時の支援体制についての積極的な情報提供などを通じて、住民全員が安全・安心に暮らすことのできる地域をつくりま

【施策の方向性】

- ①災害発生時における行政主体の支援体制の整備と住民主体の防災活動の支援を推進します。
- ②地域住民主体の見守り活動や防犯活動を支援します。
- ③住民が安心して地域活動ができるように、災害発生時等における感染症対策を推進します。
- ④地域の実情に合った交通サービスを充実させ、交通弱者の移動を支援します。
- ⑤安全・安心な生活のために必要な情報を提供し、サービス利用を促進します。

【SDGsの視点】



すべての住民が、災害発生時に避難することができる、安全に移動することができる、安心して住み続けられる地域づくり

■基本目標4

すべての人々の権利擁護（アドボカシー） を推進します（成年後見制度利用促進基本計画）

子ども、女性、高齢者、障がい者、性的マイノリティなどすべての住民に対する権利侵害の未然防止に努め、権利侵害が発生した場合には迅速に検証・解決にあたります。

成年後見制度については、高齢者の増加に伴いニーズが高まっていることから、制度の利用促進を進めていきます。

【施策の方向性】

- ①すべての住民の尊厳を守るため、様々な権利侵害を早期に発見し、解消に向けた支援を行います。
- ②成年後見制度(未成年後見を含む)を中心としたサービス利用を推進します。
「成年後見制度利用促進基本計画」

【SDGsの視点】



すべての住民が、差別や偏見、虐待などに苦しむことのない、平等で平和な地域づくり

第3章 施策の体系

第4次計画では、基本理念を実現するために4つの基本目標を掲げています。そして、それぞれの基本目標に向かって、行政として取り組むべき施策の方向性を示しています。

基本理念	
地域で支え合い 笑顔でいきいき暮らせるまちを創る ～ながよぐやっぺよ TOKAI～	
基本目標	施策の方向性
① 地域福祉を担う ひとづくりを 推進します	地域福祉の理念を広めるとともに、地域福祉活動参加のきっかけをつくります。 効果的な情報受発信により、地域課題を適切に把握するとともに地域福祉活動への参加を促進します。 住民による地域に根差した小地域福祉活動の一層の活性化を支援します。 行政職員に対し、地域福祉の推進に必要な専門性を身に付けるための教育を行い、一人ひとりのスキルアップを図ります。
② 地域で支え合う 体制（しくみ） づくりを推進します	複雑化・多様化した生活課題に対応するため、重層的な支援体制を整備し必要な支援を届けます。 分野を超えた新たなつながりと役割を生み出す共生の場をつくります。 個人情報保護と利用のルールをつくり、地域及び関係機関が適切に活用します。 地域診断を実施し、地域ごとの課題解決に活用します。
③ 安全・安心に 暮らせる地域づくり を推進します	災害発生時における行政主体の支援体制の整備と住民主体の防災活動の支援を推進します。 地域住民主体の見守り活動や防犯活動を支援します。 住民が安心して地域活動ができるように、災害発生時等における感染症対策を推進します。 地域の実情に合った交通サービスを充実させ、交通弱者の移動を支援します。 安全・安心な生活のために必要な情報を提供し、サービス利用を促進します。
④ すべての人々の 権利擁護 （アドボカシー） を推進します	すべての住民の尊厳を守るため、様々な権利侵害を早期に発見し、解消に向けた支援を行います。 成年後見制度（未成年後見を含む）を中心としたサービス利用を推進します。 「成年後見制度利用促進基本計画」

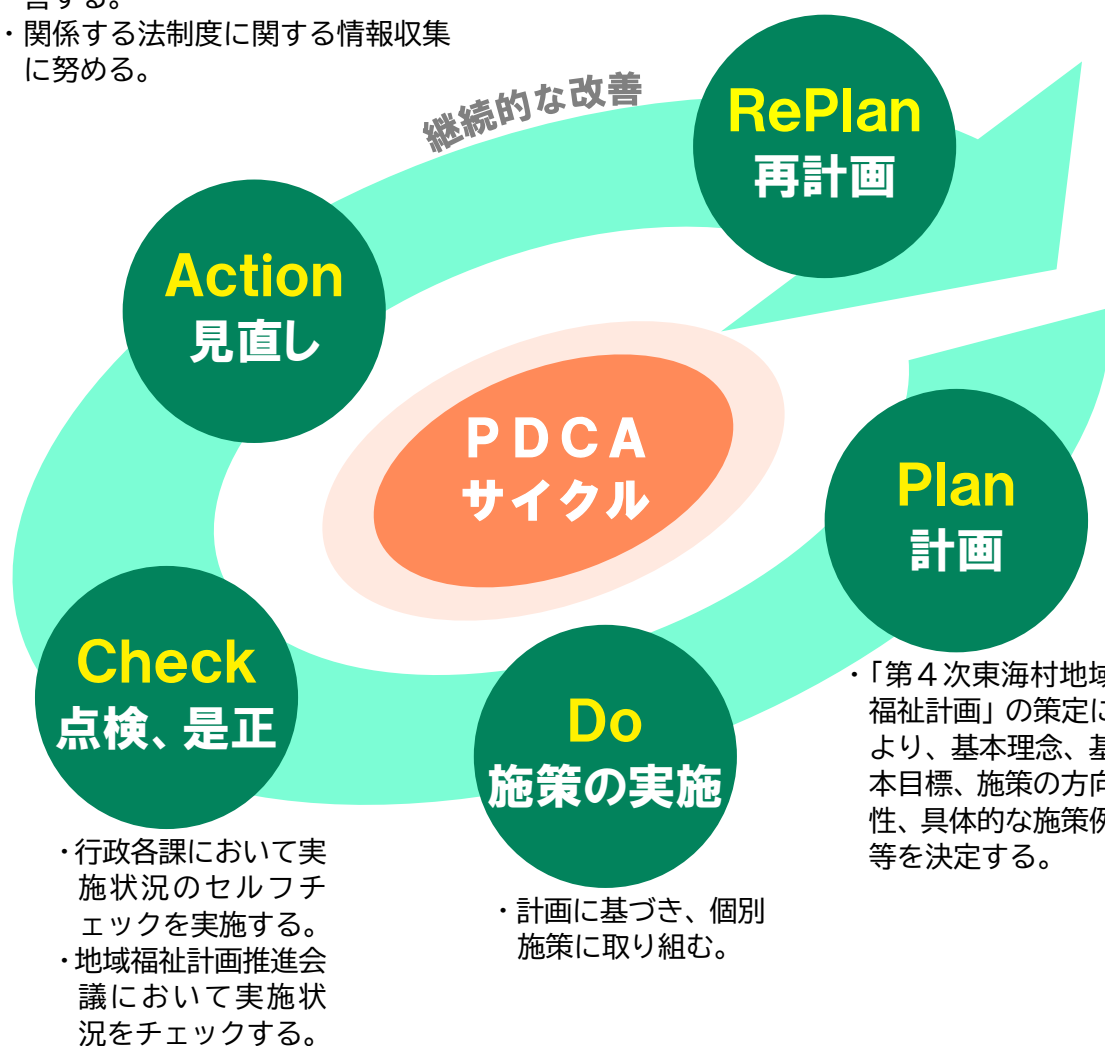
第4章 第4次計画の進行管理及び評価方法

【第4次計画の進行管理】

計画の進行管理の手法は、「計画・実施・点検・見直し」の循環(PDCAサイクル)により、計画の策定・推進母体である「地域福祉計画推進会議」に定期的に諮りながら、最終的な見直しの方向性や内容を決定します。このようなサイクルで継続的に改善を図っていくとともに、次期計画につなげていきます。

「地域福祉計画」の進行管理のためのPDCAサイクル

- ・地域福祉計画推進会議において方針や施策内容の見直しを図る。
- ・行政各課において実施方法等を改善する。
- ・関係する法制度に関する情報収集に努める。



【第4次計画の評価方法】

第4次計画では、策定後の計画の評価方法についてあらかじめ定め、年度ごとの評価をスムーズに行えるようにしました。併せて、第4次計画から第5次計画への改定作業もスムーズに行えるよう、第4次計画期間中から地域住民や地域福祉関係者へのニーズ調査や地域福祉関係各課による意見交換会を行い、次期計画への課題や実施すべき施策を抽出していきます。

【第4次計画の評価スケジュール】

- ①計画期間中は、年度ごとに評価を行います。
- ②令和5年度には中間評価を行い、その結果をもとに、残り2年間の進め方を検討します。
- ③令和7年度には計画期間全体についての総合評価を行い、その結果を第5次計画に活かしていきます。

評価	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年度評価	●	●	●	●	●
中間評価			●		
総合評価					●

また、評価の際は、下記の「3つの視点」を考慮して評価・考察を行います。

【行政評価の視点】

視 点	評価内容
タスク・ゴール	・施策がどの程度達成できたか。
プロセス・ゴール (定性評価を実施)	・計画の策定・推進の過程で、住民や関係者の意識がどのように変化してきたか。 ・行政として、主体的に問題解決に当たるべきことが、どの程度解決・改善し得たか。 ・住民が主体的に取り組むための働きかけを行政がどの程度できたか。
パートナーシップ・ ゴール (定性評価を実施)	・関係機関、住民との関係性がどの程度強まってきたか。 ・関係機関、住民と「連携」の強化がどの程度できたか。 ・民間団体・組織と「協働」の開発・推進の取組みがどの程度できたか。

【住民評価の視点】

視 点	評価内容
タスク・ゴール	・住民の立場から評価を加えると、施策の効果はどの程度評価できるか。
プロセス・ゴール (定性評価を実施)	・計画の策定・推進の過程に参加して、自分たちの意識がどのように変化したか。 ・行政の活動について、どのように評価するか。 ・自分たちの主体性をどのように評価するか。
パートナーシップ・ ゴール (定性評価を実施)	・住民から見て、行政との関係性はどの程度強化されたか。 ・「連携」の強化、「協働」の開発・推進の取組みはどの程度評価できるか。

第3部

施策の推進

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

成年後見制度利用促進基本計画

基本目標1

地域福祉を担うひとづくりを推進します

●現状と課題

一昔前の日本には「向こう三軒両隣」という言葉に象徴されるように、地域の中に助け合いや支え合いの仕組みがありました。しかし、近年では核家族化の進展や共働き世帯の増加など家族形態や社会の仕組みが変化したことなどから、以前のような近所づきあいや交流の機会が減ってしまい、こうした地域の中での助け合いの仕組みが失われつつあります。幸い東海村には、支援が必要な人の「支え手」となって活動して下さる方々が以前から大勢おり、こうした方々の活動によって、支援を必要とする多くの人たちが地域の中で生き生きと暮らすことができています。

このように住民同士の支え合いが活発な東海村ですが、近年では地域の担い手の減少が問題となってきています。この背景には、これまで地域福祉を担っていた人たちが高齢化していることや、定年延長等により退職後に地域の担い手となる人が減少していることなどがあります。民生委員・児童委員と地区社協を対象としたニーズ調査でも、村の地域福祉の問題点として、地域福祉活動の人材不足が挙げられており、将来的な地域福祉の担い手の確保は、東海村の大きな課題といえます。

第3次計画では地域福祉活動を担う人材の育成に向け、地域福祉の考え方や活動の魅力と重要性を広める研修や情報発信に取り組んできましたが、ニーズ調査では地域福祉活動の情報が不足しているという意見をいただいていることから、東海村の地域福祉活動について、これまで以上に周知を図る必要があります。

そのため、第4次計画では、幅広い世代の住民の皆さんに向けて地域福祉の理念と知識を伝える講座や研修を行うことで、地域福祉に対する意識と理解の向上を促します。あわせて、地域福祉の情報を効果的に受発信・共有することで、地域課題を把握するとともに、住民の地域福祉活動への参加を促進します。また、盛んに行われている住民主体の小地域福祉活動がより一層活性化するよう、活動の支援や補助を行います。

さらに、地域福祉を取り巻く状況が複雑化、多様化している昨今、地域福祉に携わる行政職員のスキルアップの必要性が高まっているため、行政職員に対して、知識だけでなく、積極的に地域に出て住民と地域の課題を共有し、ともに解決していくという意識を醸成していきます。



●施策の展開

施策の方向性	具体的な施策例
<p>地域福祉の理念を広めるとともに、地域福祉活動参加のきっかけをつくります。</p>	<p>教育委員会、村社協、住民との連携により、子ども(小・中・高校生)に対する地域福祉教育を実施します。 <small>施策番号 1-1-1</small></p>
	<p>コミュニティ・スクール(※¹⁸)を基点に、子どもやその親をはじめとした住民の地域活動への意識向上を図ります。 <small>施策番号 1-1-2</small></p>
	<p>村社協や小地域福祉関係団体と連携し、地域福祉に関する講座や講演会、イベントを開催します。 <small>施策番号 1-1-3</small></p>
	<p>認知症サポーターやゲートキーパー(※¹⁹)等を養成するための講座や研修を実施します。 <small>施策番号 1-1-4</small></p>
	<p>講座等の受講後にアンケートを実施し、地域福祉に関する理解や関心の変化を調査します。 <small>施策番号 1-1-5</small></p>
<p>効果的な情報受発信により、地域課題を適切に把握するとともに地域福祉活動への参加を促進します。</p>	<p>住民や各福祉分野の団体と情報交換を行い、地域の課題を共有します。 <small>施策番号 1-2-1</small></p>
	<p>ホームページやSNS等を活用した地域福祉活動やボランティアに関する情報発信、参加申込の仕組みなどを分かりやすいものにし、より参加しやすくします。 <small>施策番号 1-2-2</small></p>
<p>住民による地域に根差した小地域福祉活動の一層の活性化を支援します。</p>	<p>地域福祉の専門家である「支え合いコーディネーター」を配置し、地域に根差した小地域福祉活動を支援します。 <small>施策番号 1-3-1</small></p>
	<p>小地域福祉活動の活性化を図るため、施設整備や活動資金に対する補助を実施します。 <small>施策番号 1-3-2</small></p>
	<p>住民同士の日常的な支え合いを促すため、生活支援ボランティアの普及を行います。 <small>施策番号 1-3-3</small></p>
<p>行政職員に対し、地域福祉の推進に必要な専門性を身に付けるための教育を行い、一人ひとりのスキルアップを図ります。</p>	<p>新規採用職員に対する福祉分野の基礎研修を実施します。 <small>施策番号 1-4-1</small></p>
	<p>重層的支援体制の整備等、庁内連携が重要な福祉施策について職員研修を実施します。 <small>施策番号 1-4-2</small></p>
	<p>職員が地域との協働の重要性を実感できるよう、住民主体の地域活動の現場に職員を派遣します。 <small>施策番号 1-4-3</small></p>

¹⁸ コミュニティ・スクール…学校関係者だけでなく、保護者や地域住民が学校運営に参画することで、地域が協働して子どもを育成するとともに、地域の実情を反映した特色ある学校をつくる仕組み。

¹⁹ ゲートキーパー…身近にいる自殺の危険を抱えた人に気づき、その人の話を聞いたり必要に応じて専門相談機関へとつないだりして、適切に対応することができる人。

基本目標2

地域で支え合う体制（しくみ）づくりを推進 します

●現状と課題

国はこれまで、高齢者、障がい者、子育て世帯など、対象者ごとに公的支援制度を整備し、質・量ともに充実を図ってきました。

しかし、近年では人口減少や社会構造、ライフスタイルの変化により、親の介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」や、高齢の親がひきこもりの子どもの生活を支える「8050問題」など、複数の分野にまたがる課題を抱えるケースが増えてきており、従来の対象者ごとの支援では対応が困難になってきています。また、支援を必要としているものの、既存の制度の対象にならないため、適切な支援を受けられないという「制度の狭間」の問題も発生しています。

東海村においても、障害者手帳所持者数や生活保護受給者数が増加傾向にあり、今後も地域で課題を抱える人が増加していくことが予想されます。また、個人や世帯が同時に複数の課題を抱え、それらが複雑に絡み合っているケースも増えているため、複雑化・複合化した課題を抱えている人や家庭に対して、包括的に支援する体制の構築が求められています。加えて、地域で発生している課題を早期に発見し、適切な対応を行うためには、行政や公的支援機関だけでなく、地域住民同士がつながりを持ち、支え合うことも重要です。

第3次計画では、福祉・保健・医療だけでなく、それ以外の分野の職種や機関、地域団体とも連携し、分野にとらわれない包括的な支援体制づくりに取り組みました。支援体制の構築に向けて行われた関係者間のケース会議では、参加者のスキルアップとともに支援機関の間の連携が強化されました。

第4次計画では、この先さらに増加すると考えられる福祉ニーズに対応するため、重層的な支援体制の整備を進め、各支援機関の連携を強化するとともに、それぞれの課題に対して適切な支援機関へとつなぎます。

また、高齢者、障がい者、子どもなど世代を超えた人々の交流や役割を生み出し、地域住民が支え合う「共生の場」を確保します。

なお、支援が必要な人に適切な支援を届けるためには、支援が必要な人の個人情報が必要です。そのため、個人情報の活用についてルールを定め、住民の皆さんに周知することで、支援のために個人情報を利用することへの理解を促進します。

●施策の展開

施策の方向性	具体的な施策例
<p>複雑化・多様化した生活課題に対応するため、重層的な支援体制を整備し必要な支援を届けます。</p>	<p>生活に複合的な課題をもつ個人や家族に対し、多様な支援機関との調整を行い適切な支援を提供します。 <small>施策番号 2-1-1</small></p> <p>母子保健、子育て支援、教育、高齢者支援、障がい者支援等、各分野の相談員や支援員等が、異なる分野の生活課題の相談を受けたり発見したりした場合には適切な機関につなぎます。 <small>施策番号 2-1-2</small></p>
<p>分野を超えた新たなつながりと役割を生み出す共生の場をつくります。</p>	<p>子どもや高齢者、障がい者等の活動の場、交流の場等を確保するとともに、居場所の多機能化を推進します。 <small>施策番号 2-2-1</small></p>
<p>個人情報保護と利用のルールをつくり、地域及び関係機関が適切に活用します。</p>	<p>民生委員・児童委員や自治会、地区社協、NPO法人、村社協等から収集した個人情報の管理及び活用方法について検討します。 <small>施策番号 2-3-1</small></p> <p>個人情報の取扱いについて、住民、民生委員・児童委員、地区社協、村社協職員及び行政職員向けの研修や啓発を行います。 <small>施策番号 2-3-2</small></p>
<p>地域診断を実施し、地域ごとの課題解決に活用します。</p>	<p>住民や民生委員・児童委員、地区社協等の協力を得ながら、小学校区単位での地域課題を把握し、解決策を検討します。 <small>施策番号 2-4-1</small></p>



基本目標3

安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します

●現状と課題

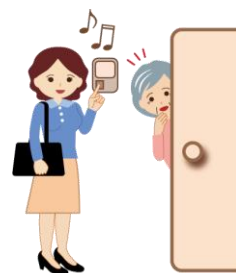
平成23年3月に発生した東日本大震災により、災害に対する備えの重要性が強く認識されるようになりました。

行政では、日頃から避難所の確保や防災組織の整備等、災害に備えた取組みを行っていますが、災害発生時には、行政職員の被災や、道路の損壊、救援要請の集中などにより、行政の支援がすぐには届かない可能性があります。そのため、住民一人ひとりが自主的に防災に取り組む必要があります。



第3次計画では、住民主体の防災体制づくりの支援と災害対策の強化を行いました。東海村では、住民の皆さんが主体的に防災活動に取り組んでおり、第3次計画期間内においても安心サポーター制度や自主防災訓練など、防災体制の充実が図られました。

第4次計画では、防災体制の一層の強化に向け、災害時における応急対策や復旧体制の確保など、行政主体の支援体制を整備するとともに、住民主体の防災活動を推進し、自主的な防犯活動や地域で支援が必要な人の見守り活動についても支援を行います。



また、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の流行により、地域福祉活動における感染症対策が急務となりました。東海村では新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営要領を作成するなど、既に対策を進めていますが、住民の皆さんが安心して地域活動ができるよう、第4次計画においても感染症対策を推進していきます。

ニーズ調査では、買い物や病院への交通手段の不足が地域の問題点として挙げられています。自家用車等の移動手段を持たず、外出が困難である人の移動を支援するため、公共交通機関の整備や、地域のニーズに合わせた交通サービスの提供を行います。

見守りや緊急時の支援体制の整備状況については、住民の多くが整っているかわからないと回答しているため、情報発信を強化することで周知を促し、サービス利用へとつなぎます。

●施策の展開

施策の方向性	具体的な施策例
<p>災害発生時における行政主体の支援体制の整備と住民主体の防災活動の支援を推進します。</p>	<p>行政職員の災害発生時における実践能力の育成と、住民や事業者の適切な避難行動に対する知識の向上を図ります。 施策番号 3-1-1</p>
	<p>災害発生時における応急対策・復旧に必要な物資の備蓄、住民の生活を支援する物資の備蓄を行います。 施策番号 3-1-2</p>
	<p>避難行動要支援者の情報整備と地域の支援者との情報共有及び支援体制づくりを進めます。 施策番号 3-1-3</p>
	<p>住民主体の防災組織の整備と活動強化を支援します。 施策番号 3-1-4</p>
<p>地域住民主体の見守り活動や防犯活動を支援します。</p>	<p>行政や関係機関、住民等と連携し、保護が必要な子どもや支援が必要な高齢者、障がい者等の課題解決に向けて協議します。 施策番号 3-2-1</p>
	<p>住民による子どもや高齢者、障がい者等の見守り活動や、自主的な防犯活動を支援します。 施策番号 3-2-2</p>
<p>住民が安心して地域活動ができるように、災害発生時等における感染症対策を推進します。</p>	<p>住民主体の地域活動(見守り活動や健康づくり等)における感染症対策を支援します。 施策番号 3-3-1</p>
	<p>災害発生時等における避難所運営等の際の、感染症対策を徹底します。 施策番号 3-3-2</p>
<p>地域の実情に合った交通サービスを充実させ、交通弱者の移動を支援します。</p>	<p>公共交通、民間移送サービス、福祉サービス事業者等による交通サービスの充実を図り、移動が困難な住民を支援します。 施策番号 3-4-1</p>
	<p>地域の実情に合った交通サービスの実施に向け、定期的に住民ニーズの実態把握を行います。 施策番号 3-4-2</p>
<p>安全・安心な生活のために必要な情報を提供し、サービス利用を促進します。</p>	<p>緊急時の支援や日常的な見守り支援を住民が身近に利用できるように、情報発信を強化します。 施策番号 3-5-1</p>

基本目標4

すべての人々の権利擁護（アドボカシー）を推進します

●現状と課題

地域には様々なハンディキャップを持って暮らしている人々があります。例えば、自分で意思表示ができない子どもなどは、虐待やいじめといった重大な権利侵害の危険にさらされています。また、特に高齢者、知的障がい者や精神障がい者については、病状等の進行により、自己の判断でサービスの選択や利用、財産処分等が困難になることがあり、場合によっては不利益を被ってしまう可能性があります。

このような人々が、地域の中で自分らしく安心して暮らしていくためには、適切な福祉サービスが受けられ、権利がきちんと守られるための支援が必要です。

第3次計画では、「福祉的な支援を必要とする全ての人々の権利擁護(アドボカシー)を推進します」という基本目標をもとに、成年後見制度の利用支援や、多様な相談を受け必要な支援へとつなぐ総合相談窓口づくり、権利擁護の普及啓発、福祉サービス利用者がサービスを適切に受けられているかをチェックする体制の強化を行いました。窓口で受けた相談について、庁内各課で情報共有が行われたり、福祉サービス事業所への実地調査が、サービス利用者に対する虐待の未然防止や早期発見につながったりと、住民の皆さんの権利を守るための取組みは着実に進んでいます。

しかし、権利侵害の問題は依然として発生しており、村の相談窓口でも高齢者、子ども、女性などの権利擁護について多数の相談を受けています。そのため、権利擁護施策をさらに推進する必要があります。

第4次計画では、すべての住民の権利を守るために、権利擁護についての普及啓発、児童虐待防止対策の強化、福祉サービス事業所への定期的な実地指導などにより権利侵害を未然に防止するとともに、住民や支援機関が連携することによって、権利侵害が発生した場合でもすぐに相談でき、支援を受けることのできる地域をつくります。

成年後見制度については、国で利用の促進に関する法律が整備されたことや、本村でも制度の利用促進が課題となっていることから、施策を計画的に推進していきます。(76ページ「成年後見制度利用促進基本計画」参照)

●施策の展開

施策の方向性	具体的な施策例
すべての住民の尊厳を守るため、様々な権利侵害を早期に発見し、解消に向けた支援を行います。	子どもや女性、高齢者、障がい者、性的マイノリティ等の権利擁護についての普及啓発を行います。 施策番号 4-1-1
	すべての住民に対し、虐待の未然防止と重症化防止を図ります。 施策番号 4-1-2
	住民や支援機関等と連携し、権利侵害を感じた人が相談しやすい地域づくりを推進します。 施策番号 4-1-3
	福祉サービスの利用者(子ども、高齢者、障がい者等)を継続的に権利侵害から保護するため、福祉サービス事業所等への定期的な実地指導を行います。 施策番号 4-1-4
成年後見制度(未成年後見を含む)を中心としたサービス利用を推進します。	「成年後見制度利用促進基本計画」 (次ページ参照) 施策番号 4-2



成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度（未成年後見を含む）を中心としたサービス利用を推進します

1. 成年後見制度の概要

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な人に対して、家庭裁判所から選任された成年後見人等が、本人の意思や生活に配慮しながら財産管理や契約等の重要な意思決定を代理して行うことで、判断能力が不十分な人の権利を守る制度です。

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の大きく2つに分けられます。その内容は以下の通りです。

①法定後見制度

判断能力が不十分になった際に、本人や親族等が家庭裁判所に申し立て、成年後見人等を選任する制度です。

選任される成年後見人等は、本人の判断能力の程度に応じて以下の3つに分類されます。

- ・後見－判断能力が全くない人
- ・保佐－判断能力が著しく不十分な人
- ・補助－判断能力が不十分な人

②任意後見制度

本人の判断能力が十分なうちに、自ら任意後見人を選任し、将来判断能力が低下した場合に備える制度です。



2. 計画策定の背景と趣旨

今後高齢化の進行に伴い、認知症等によって判断能力に不安を抱える高齢者の増加が予想されることから、成年後見制度の需要は高まっていくと考えられます。

しかし、成年後見制度の発足以降、利用は増加傾向にはあるものの、制度が必要な人の人数と比較すると十分な利用状況であるとは言えません。

こうした状況を踏まえ、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が施行されました。同法の第14条では、市町村において成年後見制度の利用促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

3. 成年後見制度利用促進のための体制整備

国は、市町村に対して、「地域連携ネットワーク」を構築し、成年後見制度の利用促進等により判断能力が十分でない人の権利擁護が図られ、安心できる地域生活が支えられるようにすることを求めています。

●地域連携ネットワーク

権利擁護支援の必要な人が成年後見制度等を活用しつつ、住み慣れた地域でその人らしく暮らしていけるように、地域の様々な人や組織が連携して支援する体制のことです。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を担い、既存の保健・医療・福祉の連携(医療・福祉につながる仕組み)に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとしています。

地域連携ネットワークは、権利擁護の中心的な役割を担う「中核機関」、本人を後見人等とともに支える「チーム」と、専門的な支援や地域課題の検討等を行う「協議会」で構成するものです。

「中核機関」

主に、①広報、②相談、③成年後見制度利用促進、④後見人支援の4つの機能を担います。

具体的には、以下に解説する「チーム」に対する専門職による助言等や、地域の権利擁護(4つの機能)を果たすように主導する役割があり、地域における連携・対応強化の推進役になっていくことが期待されています。

なお、設置・運営については地域の実情に応じて市町村の直営もしくは委託等により、市町村が整備し、その運営に責任をもつこととされています。

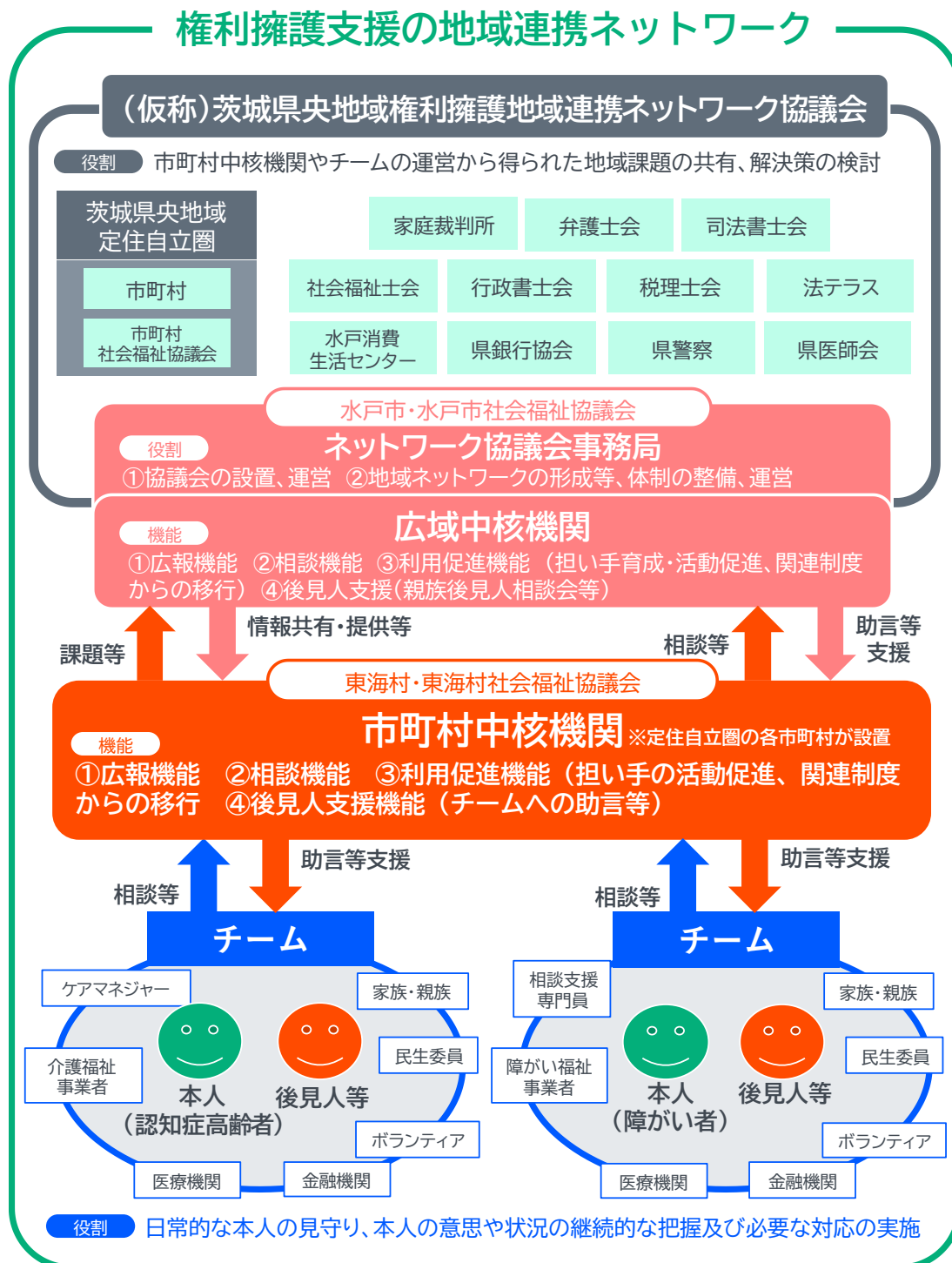
「チーム」

本人に身近な親族や後見人、医療・福祉の関係者等がチームとなって、権利擁護が必要な人を支援します。日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行います。

「協議会」

医療・福祉分野に加え、司法関連等の専門職団体や関係機関によって構成するものです。チームから中核機関に上がってきた相談に対し、専門職団体や関係機関による助言など、必要な支援を行います。また、中核機関やチームの運営から得られた地域課題の解決策を検討し、提案を行います。

本村においては、「茨城県央地域定住自立圏(※²⁰)」の構成市町村と協調し、圏域による地域連携ネットワーク構築に向けた取組みを進めています。前述の中核機関については、水戸市に置く「広域中核機関」と各市町村に置く「市町村中核機関」により、その機能を整備していくこととしています。



20 茨城県央地域定住自立圏…5市3町1村(水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、城里町、茨城町、大洗町、東海村)で構成するもので、圏域全体としての人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」「圏域マネジメント能力の強化」の3つの観点から連携する取組みを定めており、取組みの一つに成年後見支援事業がある。

4. 本村の現状

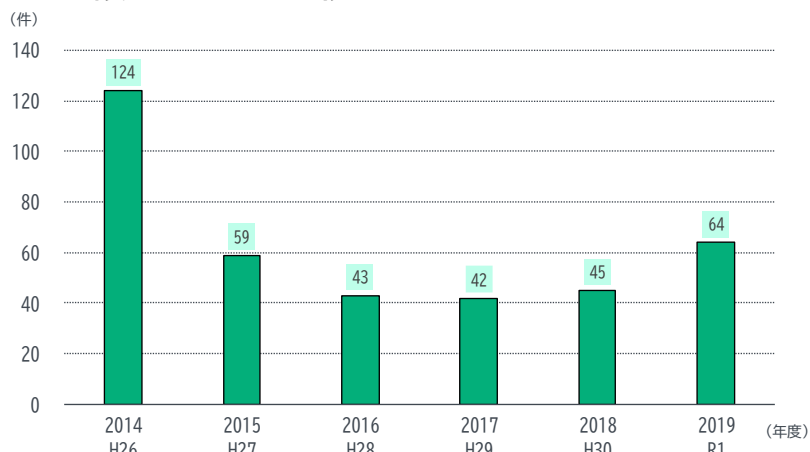
本村の令和元年10月時点における総人口は38,393人です。65歳以上の高齢者は9,524人、人口に占める割合である高齢化率は24.8%です。また、認知症のおそれのある高齢者が約760人、療育手帳マルA、A所持者数が134人(令和2年3月時点)、精神障害者保健福祉手帳1級所持者数が24人(令和元年10月時点)と、合わせて918人にのびります。

一方、水戸家庭裁判所の統計によると、村内で成年後見制度を利用している人は112人(令和元年10月時点)であることから、制度の利用につなげていない人が数多くいることが考えられます。

5. 成年後見制度に関する住民の意識

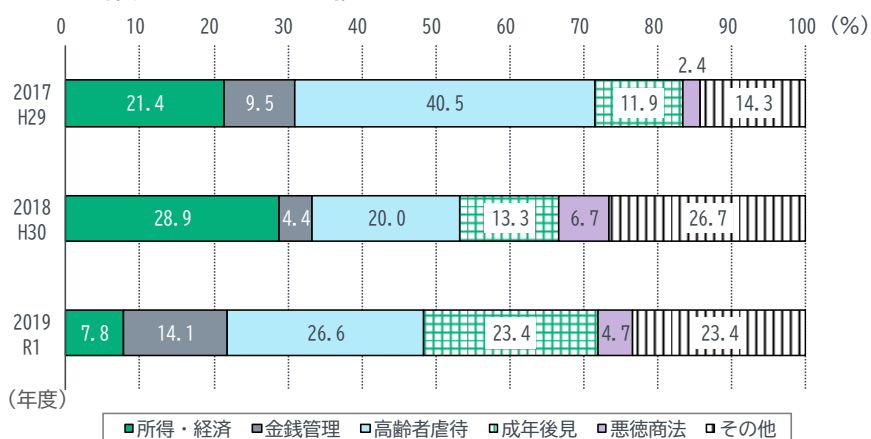
地域包括支援センターでの権利擁護相談は、近年増加傾向にあります(グラフ①)。また、その相談内容では成年後見に関するものが増えてきています(グラフ②)。

グラフ① 権利擁護相談件数の推移



資料：東海村福祉部高齢福祉課調べ

グラフ② 権利擁護相談内容の推移



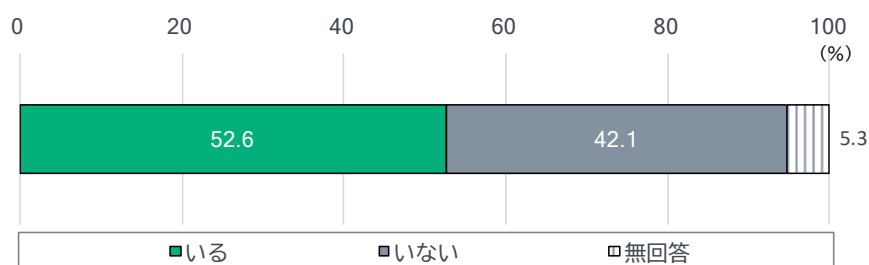
資料：東海村福祉部高齢福祉課調べ

介護・障がい等サービス事業所を対象としたアンケートでは、利用者の中に成年後見制度の申立ての必要がある人がいると回答している事業所が半数を超えています(グラフ③)。

しかし、住民を対象としたアンケートでは、住民の2割以上が成年後見制度を全く知らないと回答しており(グラフ④)、制度の需要が高い反面、認知度はあまり高くないことがわかります。

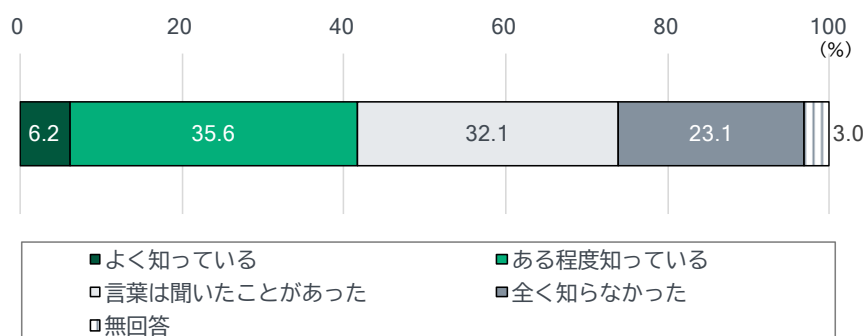
本村においても制度の利用促進が課題となっており、制度と相談窓口の周知や、制度を利用しやすい体制づくりに取り組む必要があります。

グラフ③ 制度の申立てが必要な人はいるか



資料：成年後見制度に関する介護・障がい等サービス事業所ニーズ調査

グラフ④ 成年後見制度の認知度



資料：住民ニーズ調査

5. 具体的な取組み

具体的な施策例	内容
<p>権利擁護支援のための中心的な役割を担う中核機関を設置し、運用します。</p>	<p>・茨城県央地域定住自立圏に設置する「(仮称)茨城県央地域権利擁護地域連携ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)」及び水戸市が設置する広域中核機関と協調し、圏域における権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。</p> <p>・市町村中核機関やチームの運営から得られた地域の課題を協議会で共有して解決策を検討し、地域における権利擁護支援の向上を図ります。</p> <p style="text-align: right;">施策番号 4-2-1</p>
<p>成年後見制度利用支援事業の普及啓発を推進します。</p>	<p>・住民に対し、支援が必要な人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを、広報紙やホームページを活用して具体的に周知・啓発します。</p> <p>・福祉サービス事業所等を通じて、サービス利用者やその家族に対して成年後見制度の情報を提供します。</p> <p style="text-align: right;">施策番号 4-2-2</p>
<p>積極的な相談支援の継続により、相談対応力の強化を図ります。</p>	<p>・福祉サービス事業所等と連携し、権利擁護支援が必要な人やその家族からの相談に対応し、必要な支援につなぎます。</p> <p>・多様な相談や対応の事例を蓄積することで、コーディネート機能等の対応力強化を図ります。</p> <p style="text-align: right;">施策番号 4-2-3</p>
<p>後見人の育成や活動支援、チーム支援の提供等により、成年後見制度の利用を促進します。</p>	<p>・茨城県央地域定住自立圏の成年後見支援事業における市民後見人(※²¹)養成講座やフォローアップ研修により、市民後見人を育成します。</p> <p>・成年後見制度利用が必要な人に対して、親族や後見人、保健・医療・福祉関係者等で構成するチームによる支援を提供します。</p> <p>・法人後見事業(※²²)や日常生活自立支援事業(※²³)といった権利擁護支援事業の利用を促進するとともに、利用者の状態に応じて成年後見制度への移行を支援します。</p> <p style="text-align: right;">施策番号 4-2-4</p>
<p>チームによる支援が円滑に行われるよう、専門家の知見を活用します。</p>	<p>・後見人等チームから相談を受けた専門的な知見が必要な事案については、広域中核機関を通じて協議会の専門家等による支援につなぎます。</p> <p style="text-align: right;">施策番号 4-2-5</p>

- 21 市民後見人…本人の親族や福祉専門職ではない一般の市民で、他人の後見等を行うために、成年後見人等として家庭裁判所から選任された人。市民後見人になるために特別な資格等は必要ないが、適切な活動を行うために、市区町村等が実施する養成講座を受講するなどして、必要な知識や技術、態度を身に着ける必要がある。
- 22 法人後見事業…社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う事業。
- 23 日常生活自立支援事業…福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行うことにより、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活を送れるよう支援する事業。成年後見制度と似ているが、成年後見制度では財産管理や重要な契約などの法律行為を行うことができるのに対し、日常生活自立支援事業では支援できる範囲が日常生活で行われる事務処理など、法律行為を伴わないものに限定されている。

資料編

資料1 東海村で展開されている様々な地域福祉活動

資料2 統計データ

2-1 人口動態に関する統計

2-2 子どもに関する統計

2-3 高齢者に関する統計

2-4 障がい者に関する統計

2-5 地域活動に関する統計

2-6 地域で困っている人に関する統計

2-7 社会資源に関する統計

付属資料

- ・東海村地域福祉計画推進会議設置要綱
- ・東海村地域福祉計画推進会議委員名簿

資料1. 東海村で展開されている様々な地域福祉活動

村内で行われている地域福祉活動について、団体・組織ごとにご紹介します。

(1) 社会福祉協議会(村社協)

社会福祉協議会は、フォーマルな組織に分類されますが、独自事業の実施に加え、インフォーマルな活動をサポートすることで地域福祉を推進する中核的な組織です。

村社協は、住民、民生委員・児童委員、当事者組織(生活課題を持つ本人やその家族の組織)、行政などが、住民の生活圏である「地域」という場を基盤として、様々な生活課題の解決や、ともに支え合い、分かち合って暮らすことのできる地域社会の創造に向け、「協働」して地域福祉活動を推進していけるよう、コーディネーターとしての役割を果たしています。

少し難しい話になりますが、地域住民が福祉力をつけ、住民主体による小地域福祉活動(※²⁴)がさらに活性化するよう、「コミュニティエンパワメント」という専門的な手法があります。「エンパワメント」とは、「力をつけてもらう」「力を発揮してもらう」というような意味です。もともとは、高齢者や障がい者がホームヘルプサービスなどの福祉サービスを利用するときに、“一から十まで全てを手助けするのではなく、一人ひとりの残された能力や隠れた能力を引き出し、それを活用することで、自立に向けた支援を行うこと”を指しています。

この「エンパワメント」に「地域」を意味する「コミュニティ」という言葉を付けた「コミュニティエンパワメント」は、“住民主体による小地域福祉活動を展開する際に、住民一人ひとりの心の内に隠れている「ほうっておけない」「自分たちで何とかしなければ」という気持ちを引き出し、その気持ちを実際の行動に結びつけてもらうことで、地域の福祉力を向上させていこうというアプローチ”のことです。

村社協は、こうしたアプローチにより小地域福祉活動を支援していますが、その中で特に力を入れていることの 하나가、地区社会福祉協議会(地区社協)の支援です。



▲村社協の YouTube 出前講座の検索画面と配信動画

²⁴ 小地域福祉活動…一般的に、住民の顔が見える日常生活圏を基礎に行われる住民主体・住民参加による様々な福祉活動の総称をいう。見守りやサロン、住民同士の交流などを通して「地域」にある様々な福祉課題にみんなで取り組んでいこうという活動のこと。

(2)地区社会福祉協議会(地区社協)

地区社協は、地域で暮らすひとり暮らし高齢者、体の弱い高齢者、障がいのある人、子育て中の親など、幅広い生活課題を抱えた人たちが、孤立することなく安心して生活できるよう支援していくことを目的として、平成19年度に設立されました。

6つの小学校区に一つずつ組織されており、住民自身が自分たちの住んでいる地域における生活課題を自分たちの問題として捉え、問題解決に向けて様々な活動を推進していく自主的な組織で、各地域の福祉コミュニティの中心的な役割を担っています。

現在、地区社協では、約1,000人の「ふれあい協力員(※²⁵)」を中心に、地域の特徴を生かしながら、「見守りネットワーク事業」、「ふれあい・いきいきサロン」などの小地域福祉活動を展開しています。



▲地区社協(真崎) 世代間交流事業



▲ふれあい協力員(子育て支援事業)



▲ふれあい協力員(ふれあい食事会)



▲ふれあい協力員(子育て支援事業)



▲サロン(いきいきサロンあいあい)



▲サロン(石神健康麻雀会)

²⁵ ふれあい協力員…地区社協の活動に賛同し、ボランティアで活動に参加する人たち。地区社協活動の中核的な存在であり、日常的な声かけや見守り、その他各種事業を精力的に推進している。地域の中でお互いに支え合う共助の精神で、自分にできる範囲のことをできる範囲で手伝う、というのが基本姿勢となっている。令和2年10月現在、村には1,218人のふれあい協力員と70人のふれあい協力員リーダーがいる。

(3) 民生委員・児童委員

住民の皆さんが福祉関係の様々な問題で困っているとき、「住民の立場に立ってあらゆる生活上の相談に応じる」のが民生委員・児童委員です。

民生委員・児童委員は、昭和23年に制定された「民生委員法」という法律に基づき、厚生労働大臣から委嘱されるボランティア(身分的には非常勤特別職の地方公務員)で、「児童福祉法」という法律に定められた「児童委員」という役職も兼ねていることから、「民生委員・児童委員」と呼ばれます。任期は3年で、3年に一度、全国一斉に改選が行われます。

東海村では、65人(うち3人は児童の問題を専門に扱う主任児童委員)の民生委員・児童委員(以下「民生委員」)が担当区域を定め、援助を必要とする方々の生活状態の把握、相談・助言活動、情報の提供と援助のほか、行政や村社協など関係機関の行う業務への協力を行っています。

また、個人で活動する以外にも、「東海村民生委員・児童委員協議会」を組織し、団体としても、定例会の開催、他の福祉団体との交流、各種研修会・勉強会の開催、広報紙の発行、行政への政策提言(「こういう制度をつくったらどうですか」といった要望など)を積極的に行っています。

なお、民生委員・児童委員は、担当地域において個別に相談や問題解決のための援助活動を行いつつ、行政との連携を密にし、公的な支援への橋渡し役ともなることから、小地域福祉活動を推進していく上で、なくてはならない存在として機能しています。

特に本村の民生委員は、行政からの依頼によって、毎年、70歳以上(今後、75歳以上とする方向で検討中)の全ての高齢者宅を個別訪問し、心身の状況や家族の状況などに関する聴き取りを行う「高齢者状況調査」を通し、地域の実情をよく把握しています。今後、小地域福祉活動をより活発化させていくためには、このように地域の要支援者の動向を最もよく把握している民生委員・児童委員との連携を、一層強化していく必要があります。



▲高齢者状況調査



▲分野別研修会

現状の問題としては、アパートの増加や個人の意識の変化、個人情報保護に対する誤解などにより、民生委員・児童委員が活動しづらくなっていることがあります。他人との交流を拒み意識的に玄関に表札を出さない人には、「届けたい情報を届けられない」といったことや、援助が必要な状態であるにも関わらず、「ほうっておいてくれ」などと、自ら援助を拒否する人などには「支援の手を差し伸べられない」といったケースも出てきています。

このような人たちの増加に合わせて、活動する上での疑問や悩み、それに不安を抱えた民生委員・児童委員から、行政に対して寄せられる相談も増えてきています。全国的には、「民生委員・児童委員のなり手がいない」という問題もクローズアップされていますが、背景には、このような「活動の難しさ」があるものと思われます。

今後、民生委員・児童委員制度を守り、活動に「やりがい」や「誇り」を持ってもらうためには、活動内容のPRや、研修の強化、委員の心理面でのケアなど、行政や村社協による様々なバックアップやフォローアップが必要です。

(4)単位自治会・地区自治会

自治会や、自治会を構成する最小単位である「班」は、地縁によって構成される「地縁団体」で、自治会や班は、私たちが生活していく上での最も基礎的な単位とってよいものです。実際に、赤い羽根共同募金・日本赤十字社の社資(社費と寄付金を合わせて「社資」と呼びます)・村社協会費などの募集、民生委員・児童委員の推薦などは、自治会に依頼しています。

東海村の場合、自治会は「単位自治会」と「地区自治会」に区分されますが、その概要や考え方は、次のとおりです。

●単位自治会

原則として一定の地域内において、そこに暮らしているすべての住民と、事務所を会員とすることを旨とした住民自治組織で、令和2年10月1日現在の単位自治会数は30です。

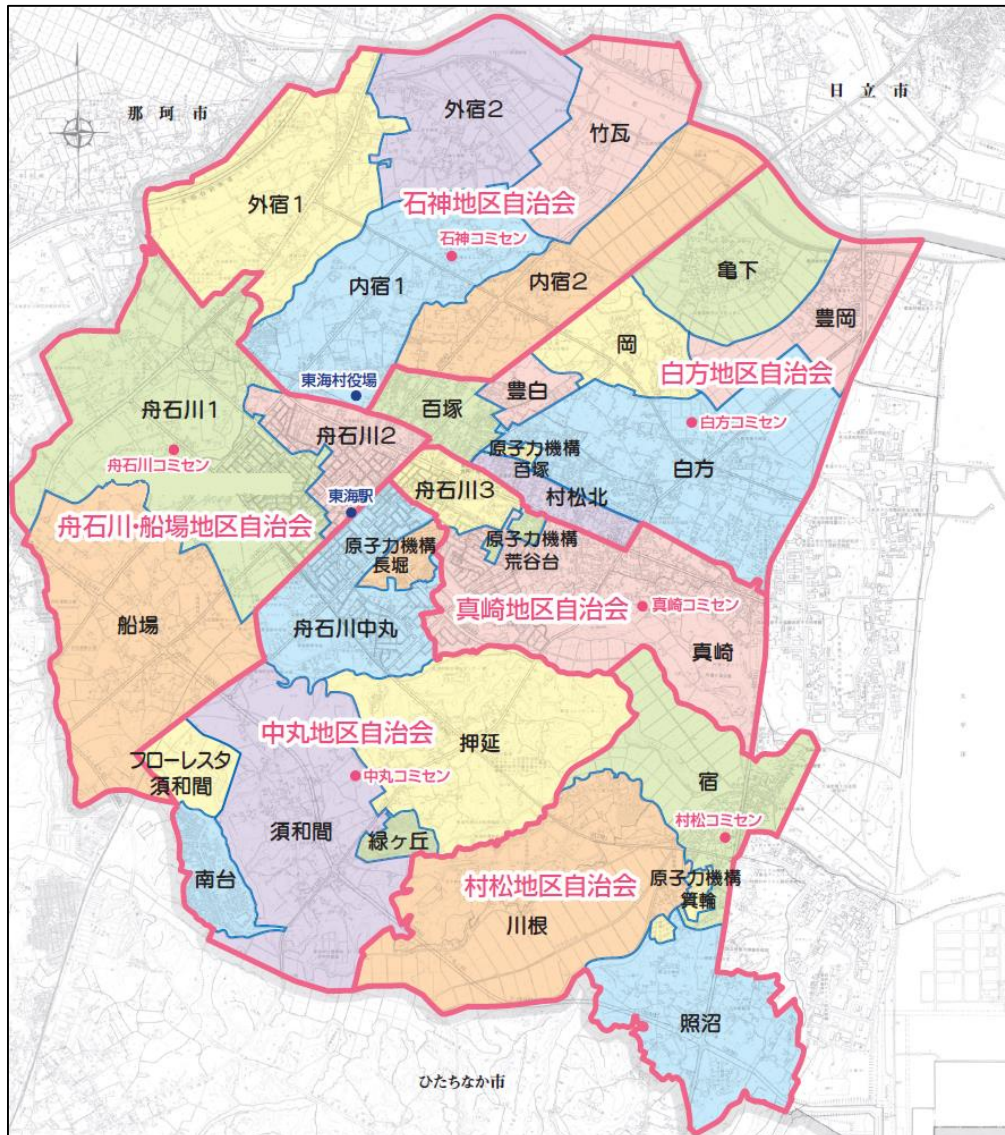
自治会内の住民の親睦・交流を目的とした事業、清掃活動などのほか、地域内に生じる様々な生活課題の解決に向けた事業の企画・立案・実施を行うなど、地域を代表しつつ、地域の共同管理に当たります。ちなみに、30の単位自治会は、484の「班」から構成されています。

●地区自治会

30ある単位自治会の活動の中には、各単位自治会で行うよりも小学校区を単位として行う方が、より効率性・実効性が高いと考えられる事業があります。これらを行う自治組織として、小学校区単位に、6つの地区自治会が設立されています。

なお、小学校区単位とした理由は、①子ども会・PTA活動などは小学校区を単位として行われていること ②小学校区単位は、比較的住民の顔が覚えやすく、子どもでも高齢者でも参加できる範囲であるといわれていること ③本村の場合、様々な活動の拠点となるコミュニティセンターが、小学校区単位に設置されていることなどです。

自治会の問題としては、住民意識の多様化や、暮らし方の変化の中にあって、自治会や班に入らない・入る必要性を感じない人が、新たに東海村に転入してきた人や若い人たちを中心に増えていることが挙げられます。今後、住民に自治会の役割をいかに理解してもらうか、また、加入率をいかに高めていくかが、自治会や行政に与えられた大きな課題の一つとなっています。



▲地区自治会区域図(地区社会福祉協議会の区域割りも同様です)

(5) ボランティア

東海村は、ボランティア活動が非常に活発で、これが村の自慢の一つにもなっています。ボランティア活動は、「自分のできるときに、できることをやりたい」というスタンスの活動から、「特定の人たちの生活課題の解決を目指したい」というスタンスの活動まで幅広いのが特徴です。

ボランティアの持つ性格として、一般的には、自発性、主体性、公共性、対等性、開拓性(フォーマルサービスが無い、あるいは少ない分野の活動を新たに行うこと)、無償性などがあるとされています。

令和元年度末現在、本村でボランティア登録をしているのは、111団体(活動者4,689人)と個人65人です。その活動範囲は、福祉分野(高齢者福祉、障がい児・者福祉、子育て・青少年福祉)、文化伝承、環境・自然保護、まちづくり、地域安全、学術・文化・芸術・スポーツなど、大変幅広いものです。

村では、住民が自主的に活動できる場所として、平成25年度に「村民活動センター」をオープンしました。そこでは、ボランティア団体等が自分たちの活動のために印刷機、コピー機、活動室を利用できるよう整備しています。

また、総合福祉センター「絆」内の村社協の事務室内には、「東海村ボランティア市民活動センター『えがお』」があり、ボランティア市民活動に関する次の事業を行っています。

●相談、登録、紹介

ボランティア市民活動に関する各種相談、個人・団体等の登録、紹介を行っています。

●連絡・調整

ボランティア市民活動推進のため、福祉団体、施設や関係機関等とのネットワークを構築し、連絡・調整を行っています。

●情報収集・提供、啓発

ボランティア市民活動に関する情報を幅広く収集するとともに、ホームページ、マスコミの活用を通じて、ボランティア市民活動に関する情報を地域に届けています。また、講演会や研修会等を開催し、ボランティア市民活動についての理解を得て、活動がより広がることを目指し、普及啓発活動を行っています。

●福祉教育の推進

村内全ての小・中学校を「福祉教育推進校」に指定し、次代を担う子どもたちに対する福祉教育の実践に力を入れるとともに、そのための支援、企画、協力者の調整などを行っています。

●各種講座の開催

新たな活動者の開拓を目的とした各種講座を開催することにより、市民活動を支える人材を育て、ボランティア市民活動団体の活性化を図っています。

●活動費の支援

ボランティア市民活動に必要な助成金の交付や各種民間団体等の助成金申請に対しての支援を行っています。



▲個人ボランティア(腹話術)



▲団体ボランティア(東海村太鼓保存会)

以上の各種事業のほかに、「有償サービス」事業として、日常生活を送る上で不自由を感じている高齢者、障がい児・者、子育て家庭などを対象に、下記団体の協力会員が、低額有料で様々な支援を行っています。

①地域福祉支援ボランティア「はーとふる」(令和2年11月末現在 協力会員31人、利用会員39人)

支援が必要な方の自宅を訪問し、家事支援や食事づくりの支援などを行います。利用できる方は、ひとり暮らし等の65歳以上の高齢者または障がい者で、支援が必要な方です。また、村内高齢者施設での傾聴ボランティアなど、見守り活動にも取り組んでいます。

②ファミリー・サポート・センター「すくすく」(令和2年11月末現在 協力会員52人、利用会員個人1,070人・団体46団体)

保育サービス講習会を修了した方、あるいは保育士・幼稚園教諭などの有資格者が、個人またはグループでの集団保育を行っています。利用できる方は、首の据わった生後3ヶ月ぐらいの乳児から、小学6年生までの児童です。ただし、体調の悪いお子さんは利用できません。

③移送サービスボランティア「はーとろーど」(令和2年11月末現在 協力会員21人、利用会員81人)

移送サービス運転者認定講習を修了した協力会員が、体の弱い高齢者や障がい者の外出支援のため、協力会員の自家用車を使用し、村内移送を行っています。また、村社協の福祉車両を使い、車イスやストレッチャーに乗ったままの移送も行っています。利用できる方は、公共交通機関の利用が困難な村内在住の要支援・要介護者または障がい者です。



▲地域福祉支援ボランティア「はーとふる」 ▲移送サービスボランティア「はーとろーど」

(6)NPO法人、一般社団法人

NPO法人(正式には「特定非営利活動法人」という)及び一般社団法人は、会費、寄付金、ボランティアなどの資源を用いて、営利(お金を稼ぐこと)を目的とせず、例えば「公共の福祉の向上」といったように、それぞれの組織が目指す目標(ミッション)の実現のために活動する民間団体です。

特徴としては、①組織化されていること、②民間であること、③利益を分配しないこと、④自己統治・自己決定していること、⑤自発的であること、⑥非宗教的であること、⑦非政治的であることなどが挙げられます。

NPO法人の基本となる法律は、平成10年に成立した特定非営利活動促進法(通称:「NPO法」)です。この法律が成立したことにより、ボランティア団体などの任意団

体が、比較的簡単に法人格を取得できるようになりました。法律に全20の活動分野が明示されていますが、このうち「保健・医療・福祉分野」で活動するNPO法人が、全国で最も多くなっています。

また一般社団法人は、平成18年に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」ができ、設立されるようになりました。

東海村では、令和2年10月現在、福祉関係のNPO法人が6つ、一般社団法人が1つ活動しています。



▲NPO 法人まつぼっくり



▲一般社団法人ハピネス

(7)その他の組織・団体など

その他、地域福祉の推進に関係がある団体として、高齢者クラブ、青少年育成東海村民会議、子ども会、女性の会、青年会、高校生会、消防団などが挙げられます。母子寡婦福祉会、身体障害者福祉協議会、難病者の会、遺族会(戦没者の遺族により組織される会)など、同じ生活課題を持つ本人や家族の組織である「当事者団体」もあります。

また、民生委員・児童委員と同じように、法律に基づいて国から委嘱される人権擁護委員、保護司なども活動しています。

さらに、広い意味では、村内で活動している社会福祉法人、生活協同組合、農業協同組合、商工会、観光協会、学校、企業など、あらゆる組織・団体が地域福祉に関わるものであり、社会資源(※²⁶)の一つとして、ともに地域福祉を進めていくことが期待される組織・団体です。



▲募金活動(高校生会)



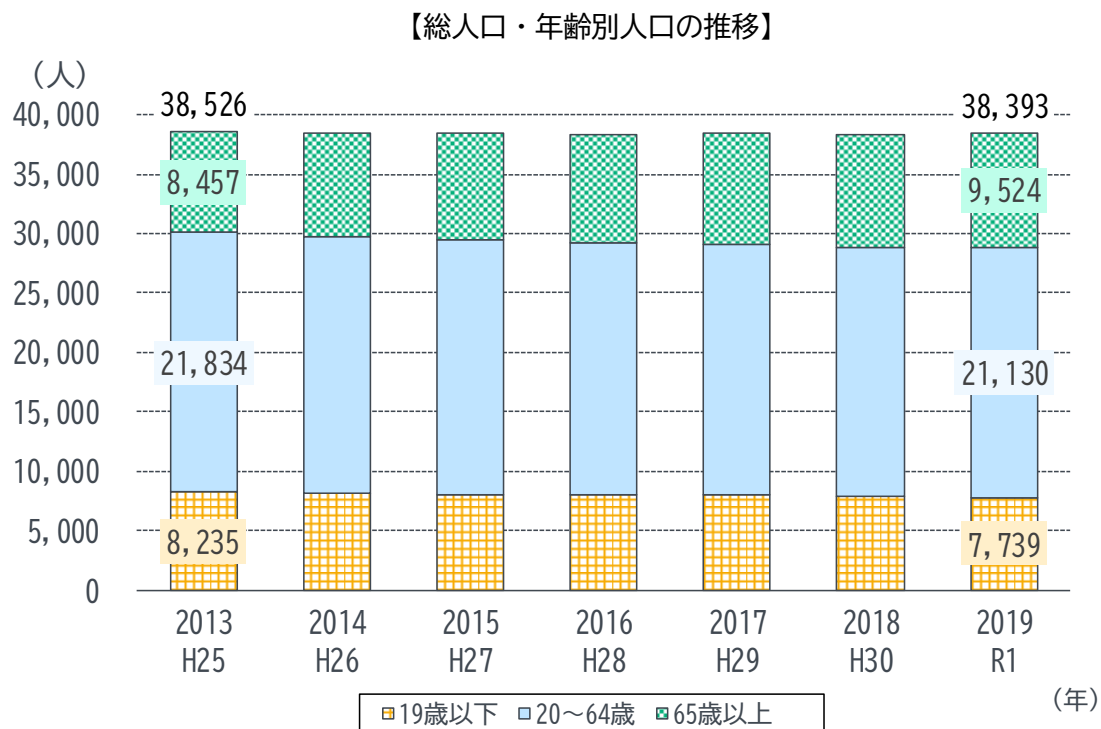
▲募金活動(子ども会)

²⁶ 社会資源…利用者のニーズを充足させるために動員されるあらゆる物的・人的資源を総称したもの。具体的には、人材、法律や制度、施設や機関など、援助を必要とする人々のニーズによって多様性がある。

資料2. 統計データ

2-1. 人口動態に関する統計

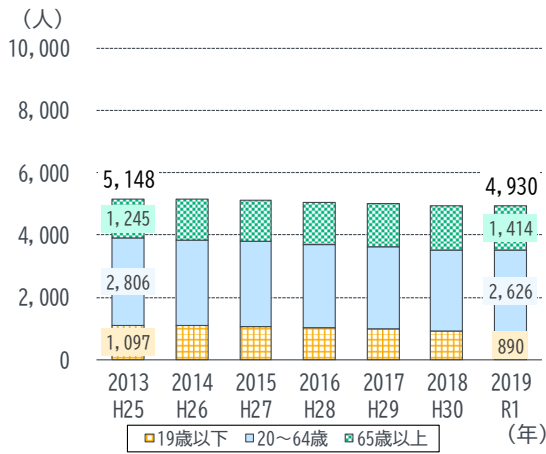
資料2-1(1)① 総人口・年齢別人口の推移



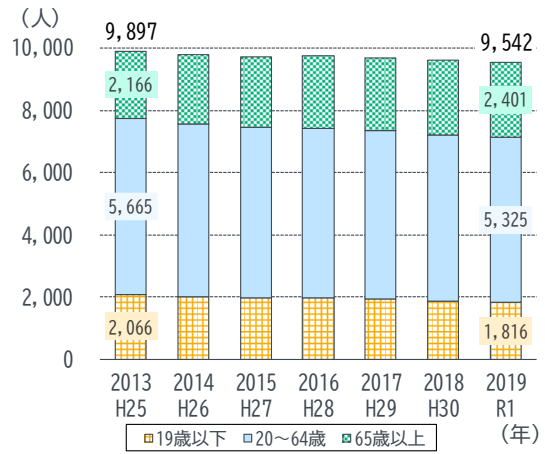
資料：東海村ホームページ「とうかいの統計」企画総務部総務課掲載データ
各年10月1日現在

資料2-1(1)② 総人口・年齢別人口の推移(地区別グラフ)

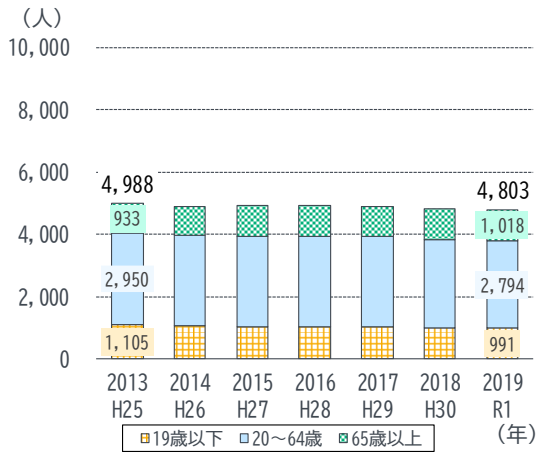
【石神地区の総人口・年齢別人口の推移】



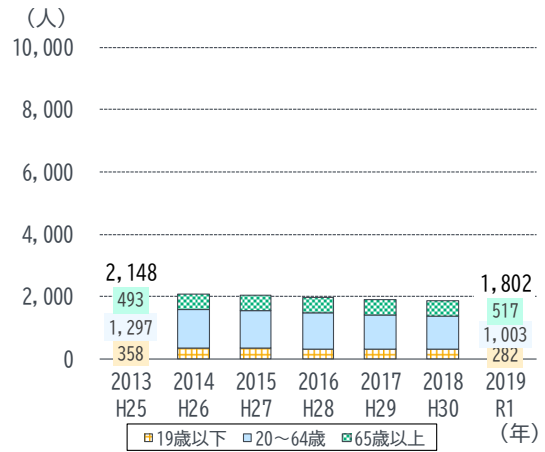
【白方地区の総人口・年齢別人口の推移】



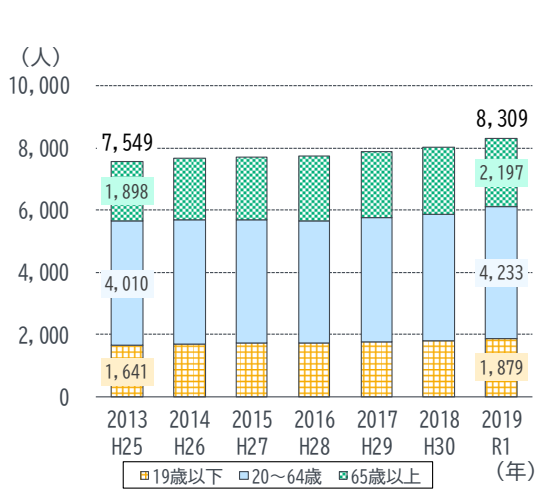
【真崎地区の総人口・年齢別人口の推移】



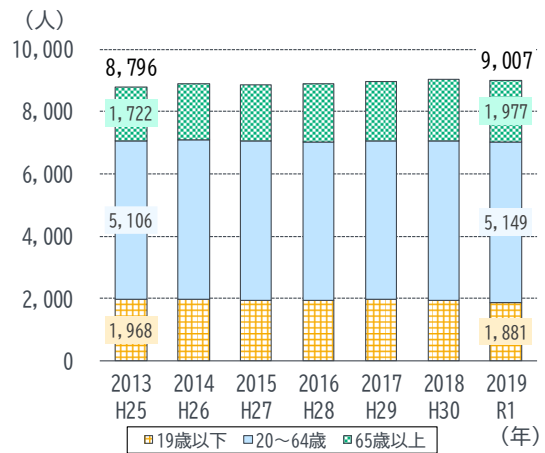
【村松地区の総人口・年齢別人口の推移】



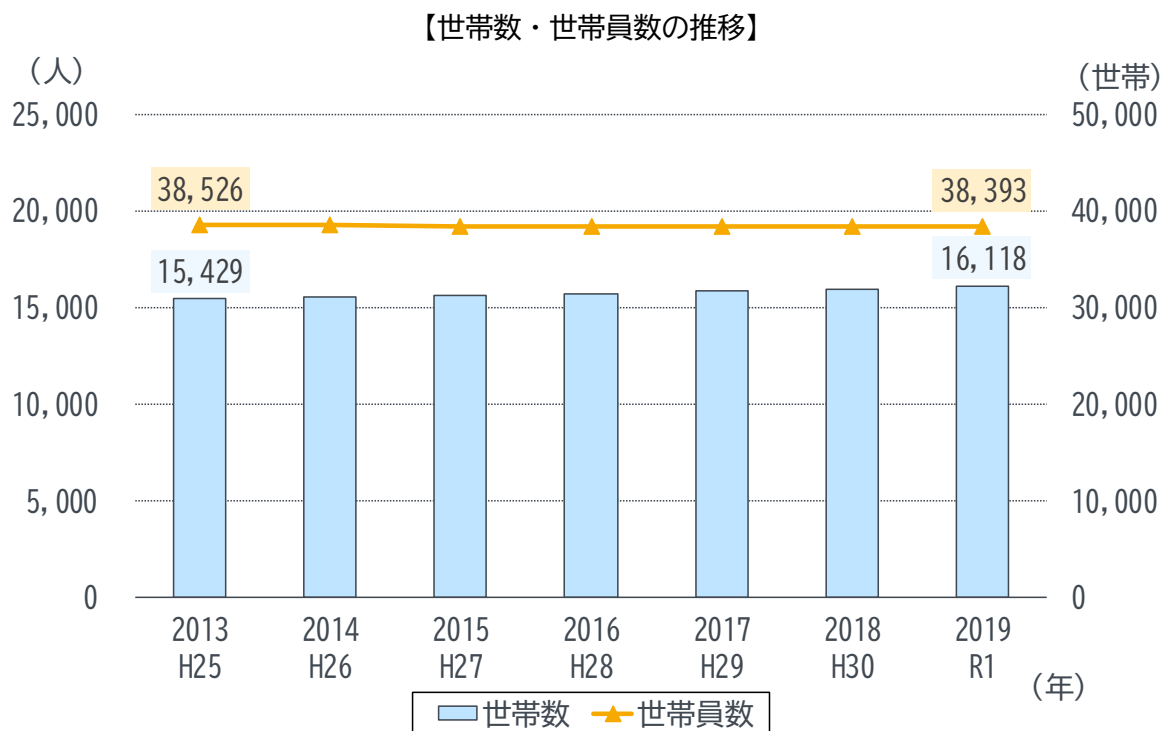
【中丸地区の総人口・年齢別人口の推移】



【舟石川・船場地区の
総人口・年齢別人口の推移】



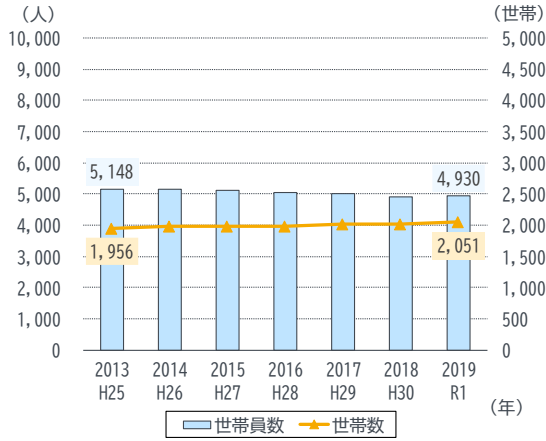
資料2-1(2)① 世帯数・世帯員数の推移



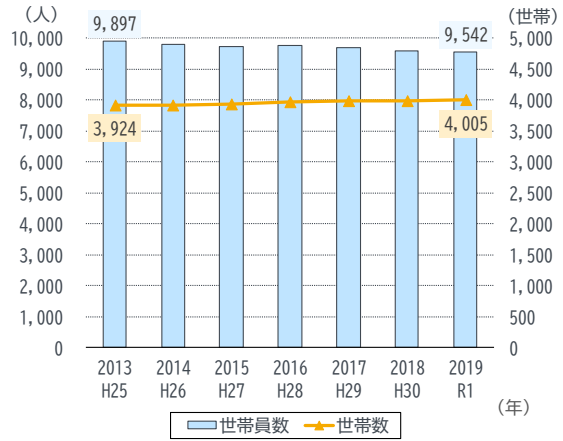
資料：東海村ホームページ「とうかいの統計」企画総務部総務課掲載データ
各年10月1日現在

資料2-1(2)② 世帯数・世帯員数の推移(地区別グラフ)

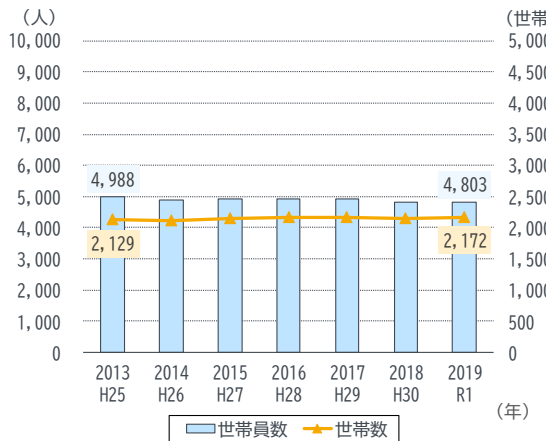
【石神地区の世帯数・世帯員数の推移】



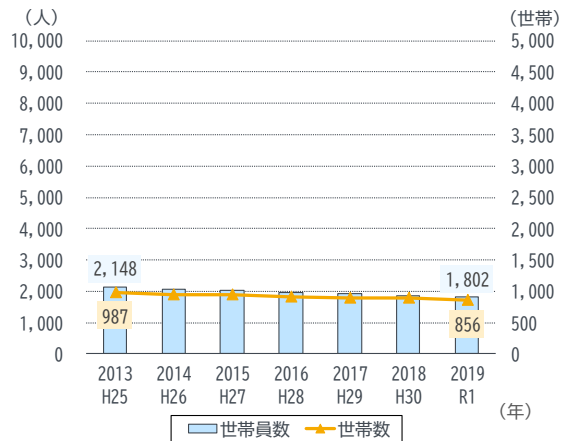
【白方地区の世帯数・世帯員数の推移】



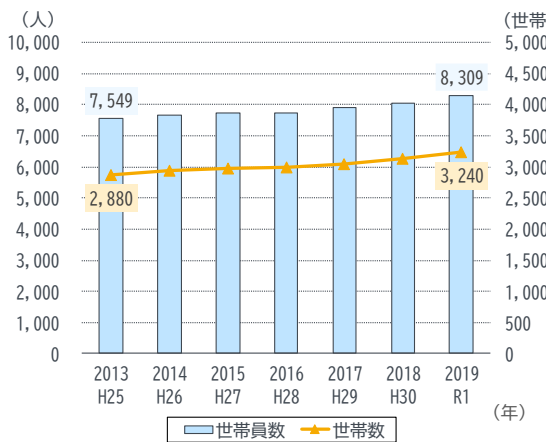
【真崎地区の世帯数・世帯員数の推移】



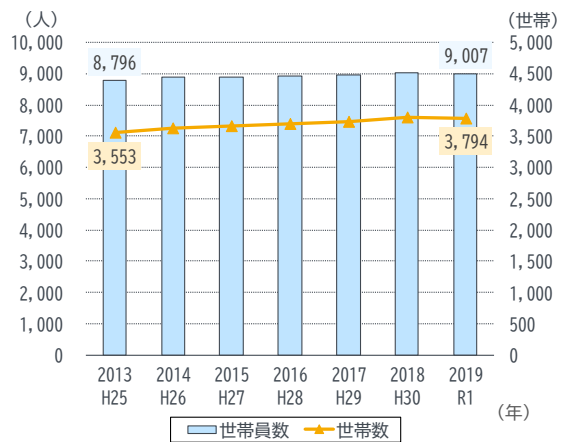
【村松地区の世帯数・世帯員数の推移】



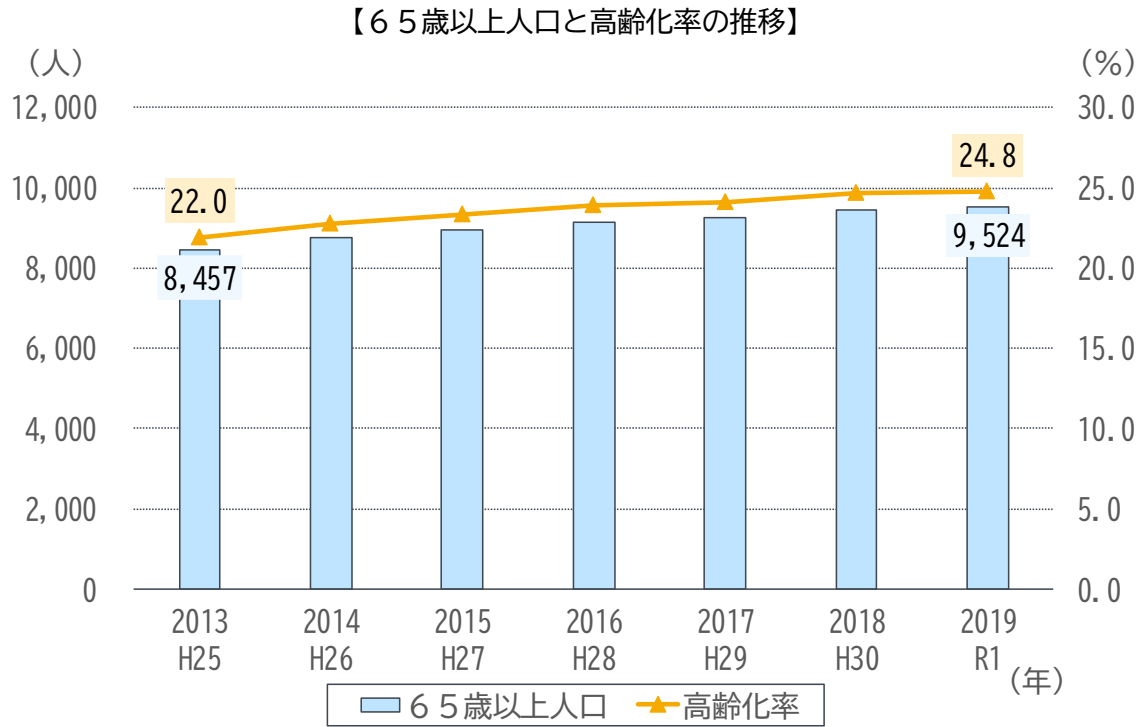
【中丸地区の世帯数・世帯員数の推移】



【舟石川・船場地区の世帯数・世帯員数の推移】

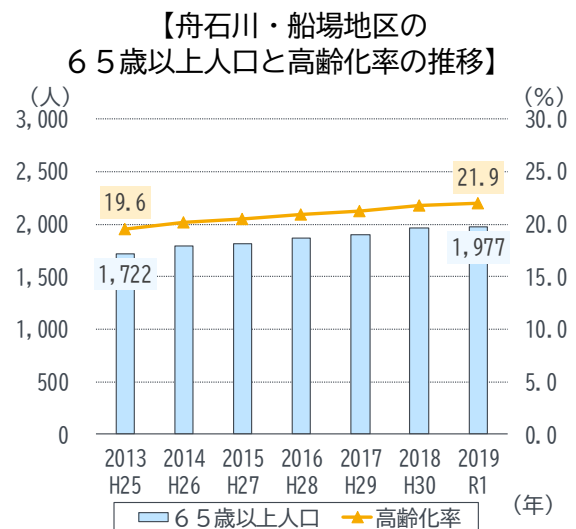
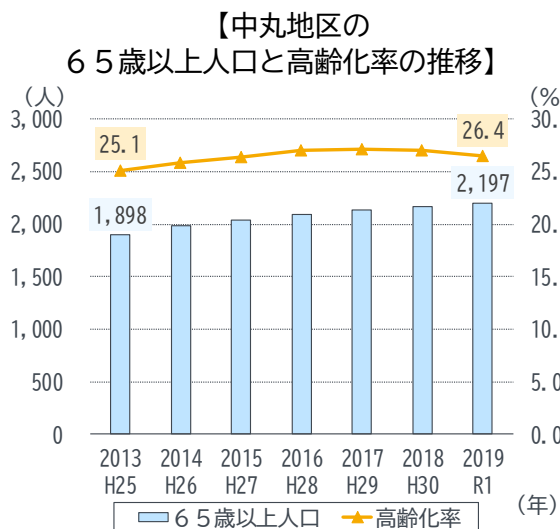
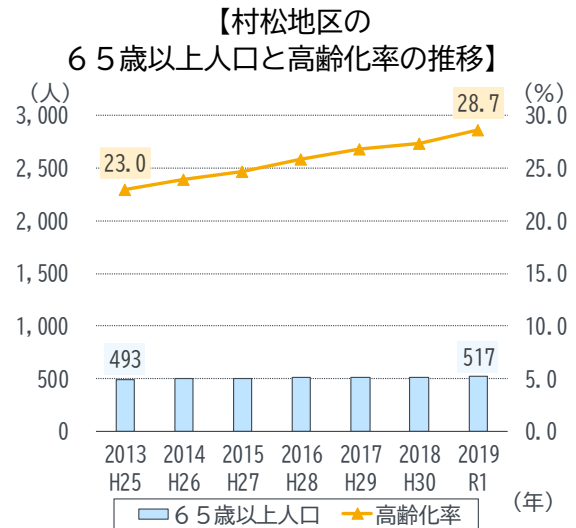
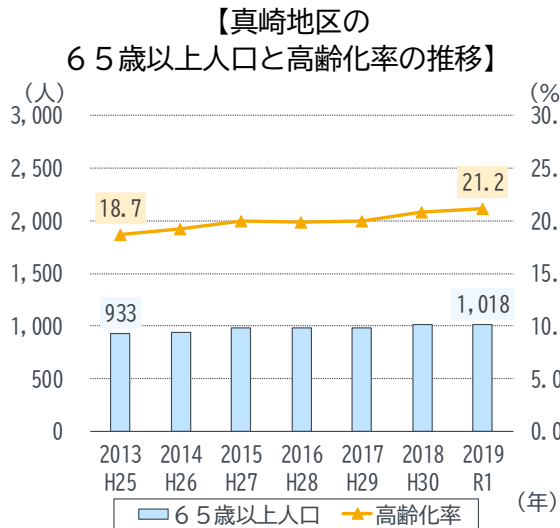
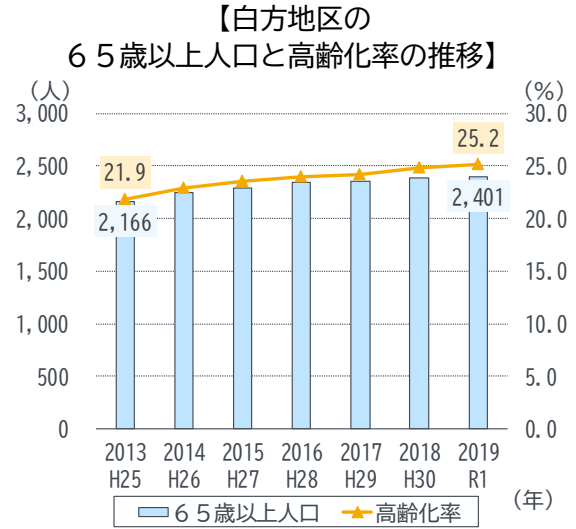
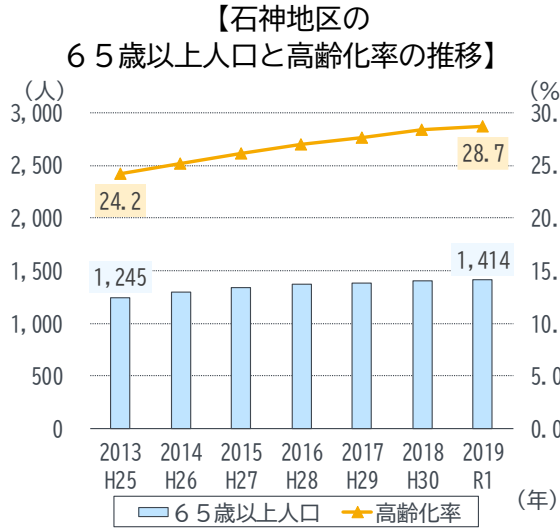


資料2-1(3)① 65歳以上人口と高齢化率の推移



資料：東海村ホームページ「とうかいの統計」企画総務部総務課掲載データ
各年10月1日現在

資料2-1(3)② 65歳以上人口と高齢化率の推移(地区別グラフ)



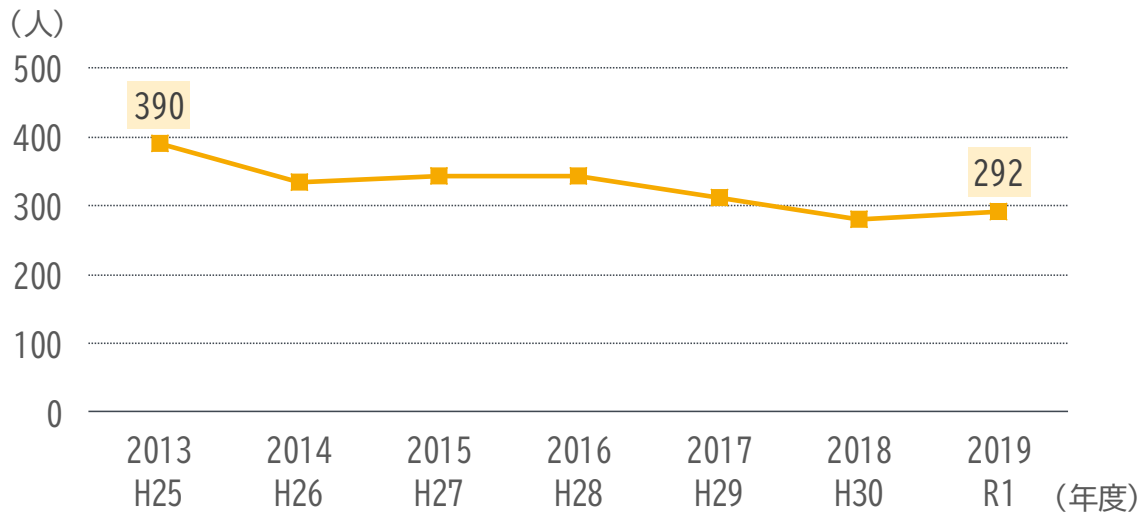
資料2-1(4) 出生数と普通出生率の推移

(単位：人，%)

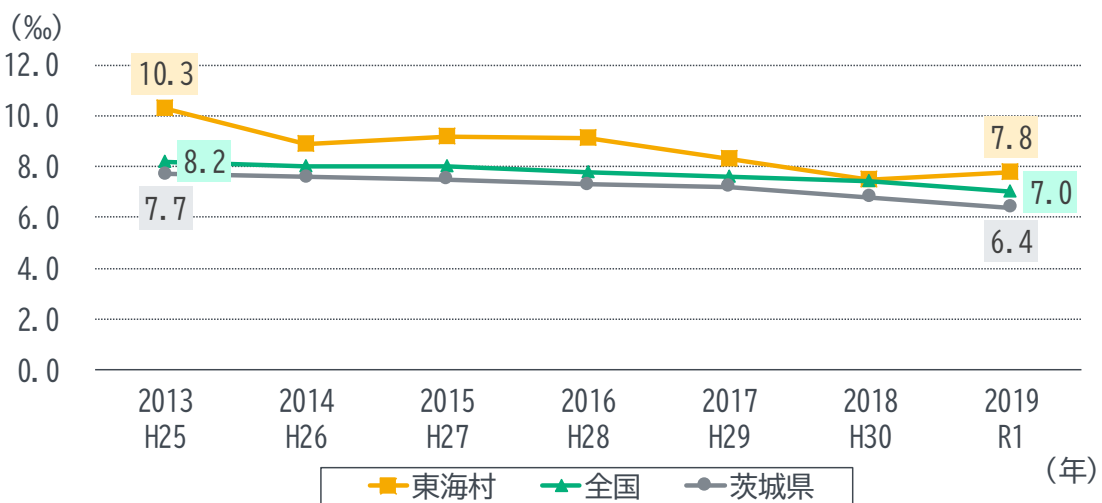
		内訳	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
東海村	出生数		390	335	344	342	312	280	292
	普通出生率(%)		10.3	8.9	9.2	9.1	8.3	7.5	7.8
参考	茨城県	出生数	22,358	21,873	21,700	20,878	20,431	19,368	18,004
		普通出生率(%)	7.7	7.6	7.5	7.3	7.2	6.8	6.4
	全国	出生数	1,029,816	1,003,539	1,005,677	976,978	946,065	918,400	865,239
		普通出生率(%)	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6	7.4	7.0

資料：東海村は茨城県「人口動態統計」
茨城県・全国は厚生労働省「人口動態統計」

【出生数】



【普通出生率】



2-2. 子どもに関する統計

資料2-2(1) 保育所通所児童数と待機児童数の推移

(単位：人)

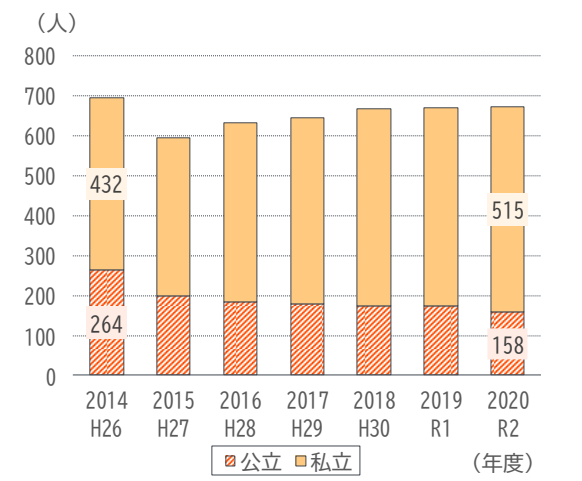
保育施設名	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	通所児童数	待機児童数	通所児童数	待機児童数	通所児童数	待機児童数	通所児童数	待機児童数	通所児童数	待機児童数	通所児童数	待機児童数	通所児童数	待機児童数
百塚保育所	119	—	130	—	121	—	114	—	113	—	113	—	103	—
村松保育所	77	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
舟石川保育所	68	—	68	—	64	—	65	—	62	—	60	—	55	—
けやきの杜保育所※令和2年5月開所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
とうかい村松宿こども園(2号・3号認定)	—	—	84	—	84	—	91	—	90	—	91	—	90	—
公立 計	264	—	198	—	185	—	179	—	175	—	173	—	158	—
チューリップ保育園	99	14	89	25	87	7	80	6	83	1	82	9	84	2
みぎわ保育園	103	—	100	—	90	—	88	—	93	—	89	—	88	—
おおぞら保育園	131	—	119	—	110	—	114	—	114	—	113	—	115	—
サンフラワーこどもの森保育園	99	—	90	—	87	—	78	—	88	—	85	—	81	—
さちのみ認定こども園	—	—	—	—	44	—	58	—	52	—	58	—	60	—
おーくす船場こども園	—	—	—	—	29	—	48	—	63	—	70	—	71	—
キララ東海ナーサリー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16	—
私立 計	432	—	398	—	447	—	466	—	493	—	497	—	515	—
東海村 合計	696	14	596	25	632	7	645	6	668	1	670	9	673	2

資料：東海村福祉部子育て支援課調べ

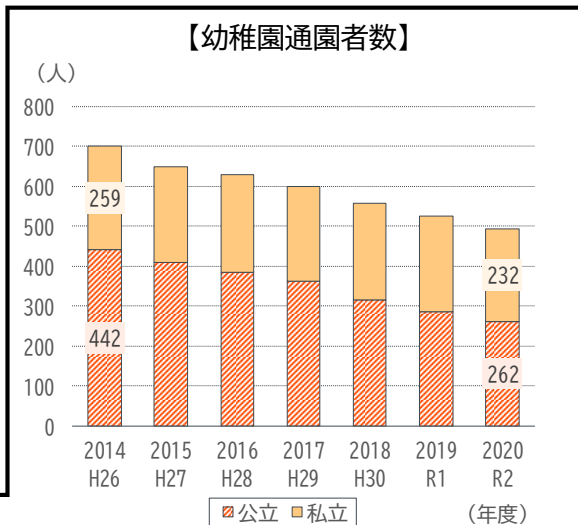
各年4月1日現在

けやきの杜保育所は令和2年5月開所。とうかい村松宿こども園は2号・3号認定

【保育所通所者数】



【幼稚園通園者数】



資料2-2(2) 幼稚園通園者数の推移

(単位：人)

幼稚園名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
村松幼稚園	190	167	163	159	133	118	114
石神幼稚園	54	48	44	39	30	25	32
舟石川幼稚園	84	85	78	74	65	56	42
宿幼稚園	35	—	—	—	—	—	—
須和間幼稚園	79	74	69	63	55	54	48
とうかい村松宿こども園(1号認定)	0	36	30	28	32	32	26
公立 計	442	410	384	363	315	285	262
学校法人諏訪学園 みぎわ幼稚園	259	239	245	237	243	240	232
私立 計	259	239	245	237	243	240	232
東海村 合計	701	649	629	600	558	525	494

資料：東海村福祉部子育て支援課調べ

各年5月1日現在

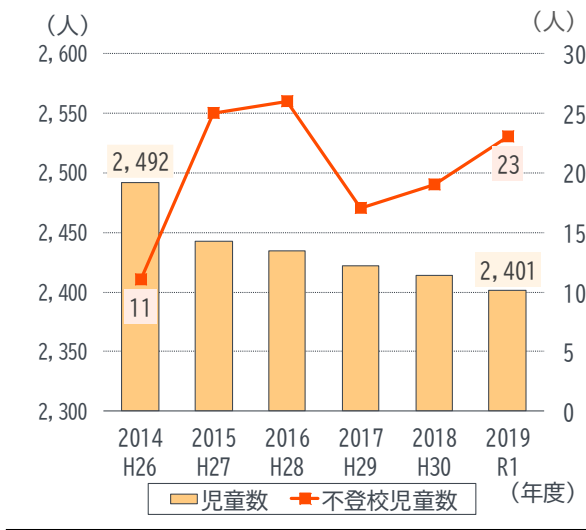
資料2-2(3) 小学校児童数と不登校児童数の推移

(単位：人)

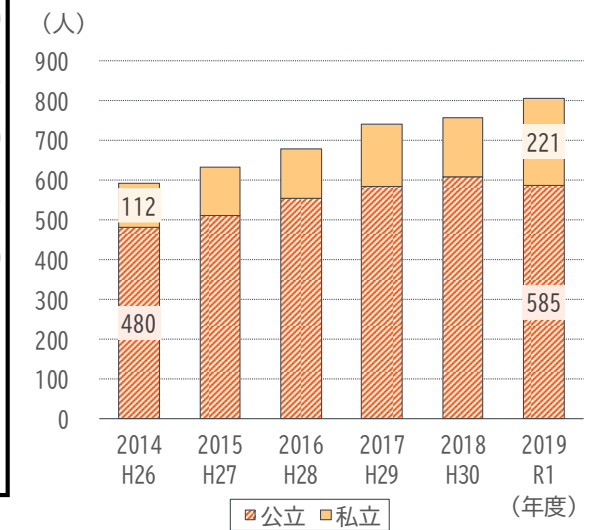
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童数	2,492	2,443	2,435	2,422	2,414	2,401
不登校児童数	11	25	26	17	19	23

資料：学校基本調査
各年5月1日現在

【小学校児童数と不登校児童数の推移】



【放課後児童クラブ通所児童数の推移】



資料2-2(4) 放課後児童クラブ通所児童数と待機児童数の推移

(単位：人)

放課後児童クラブ名	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	通所児童数	待機児童数	通所児童数	待機児童数	通所児童数	待機児童数	通所児童数	待機児童数	通所児童数	待機児童数	通所児童数	待機児童数
石神学童クラブ	74	0	78	0	84	0	94	0	110	0	114	0
白方学童クラブ	125	0	130	0	126	0	132	0	130	0	128	0
村松学童クラブ	69	0	80	0	80	0	78	0	73	0	61	0
照沼学童クラブ	13	0	10	0	15	0	33	0	41	0	29	0
中丸学童クラブ	88	0	94	0	120	0	120	0	126	0	126	0
舟石川学童クラブ	111	0	119	0	128	0	126	0	128	0	127	0
公立 計	480	0	511	0	553	0	583	0	608	0	585	0
チューリップ学童クラブ	44	0	47	0	47	0	45	0	42	0	45	0
学童クラブ キッズガーデン白方	40	0	47	0	42	0	38	0	34	0	50	0
学童クラブ ジョリーボード	28	0	27	0	32	0	36	0	36	0	43	0
おーくす船場学童クラブ	-	0	-	0	5	0	39	0	37	0	83	0
私立 計	112	0	121	0	126	0	158	0	149	0	221	0
東海村 合計	592	0	632	0	679	0	741	0	757	0	806	0

資料：東海村福祉部子育て支援課調べ
各年5月1日現在

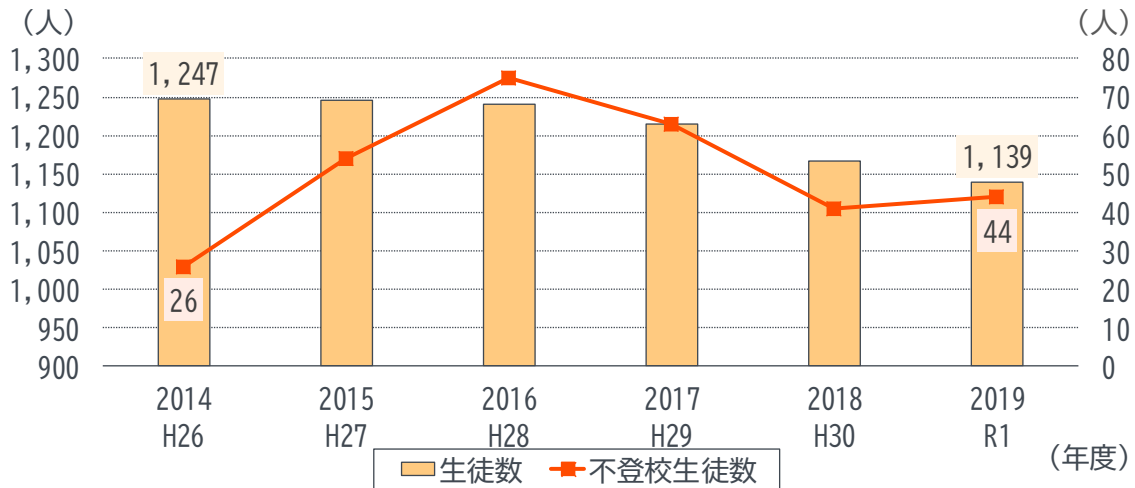
資料2-2(5) 中学校生徒数と不登校生徒数の推移

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
生徒数	1,247	1,245	1,240	1,215	1,167	1,139
不登校生徒数	26	54	75	63	41	44

資料：学校基本調査
各年5月1日現在

【中学校生徒数と不登校生徒数の推移】



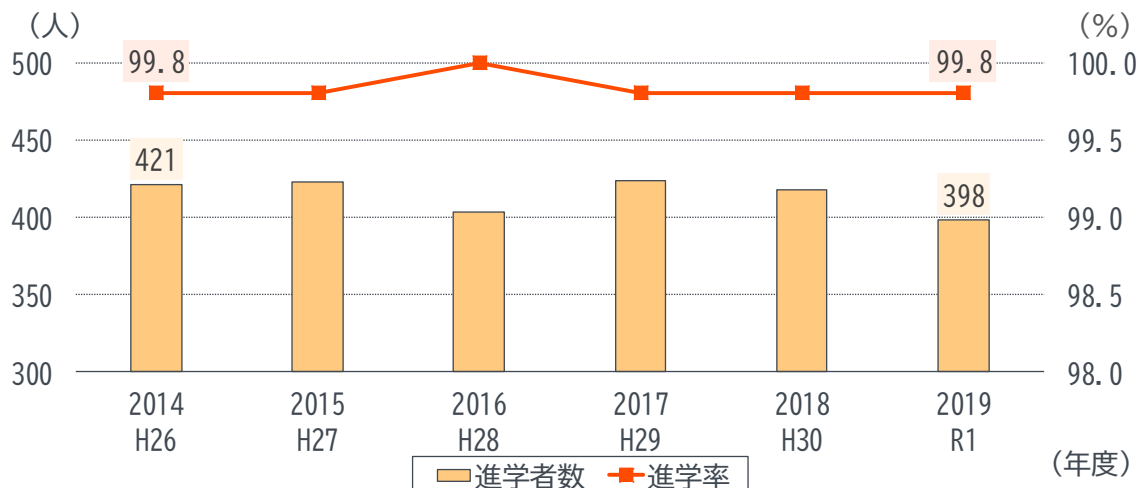
資料2-2(6) 中学卒業後の進学率の推移

(単位：人，%)

中学校名	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	進学者数	進学率	進学者数	進学率	進学者数	進学率	進学者数	進学率	進学者数	進学率	進学者数	進学率
東海中学校	222	100.0	224	100.0	211	100.0	208	100.0	209	99.5	199	99.5
東海南中学校	199	99.5	199	99.5	192	100.0	216	99.5	209	100.0	199	100.0
東海村 合計	421	99.8	423	99.8	403	100.0	424	99.8	418	99.8	398	99.8

資料：学校基本調査
各年5月1日現在

【中学卒業後の進学率の推移】



2-3. 高齢者に関する統計

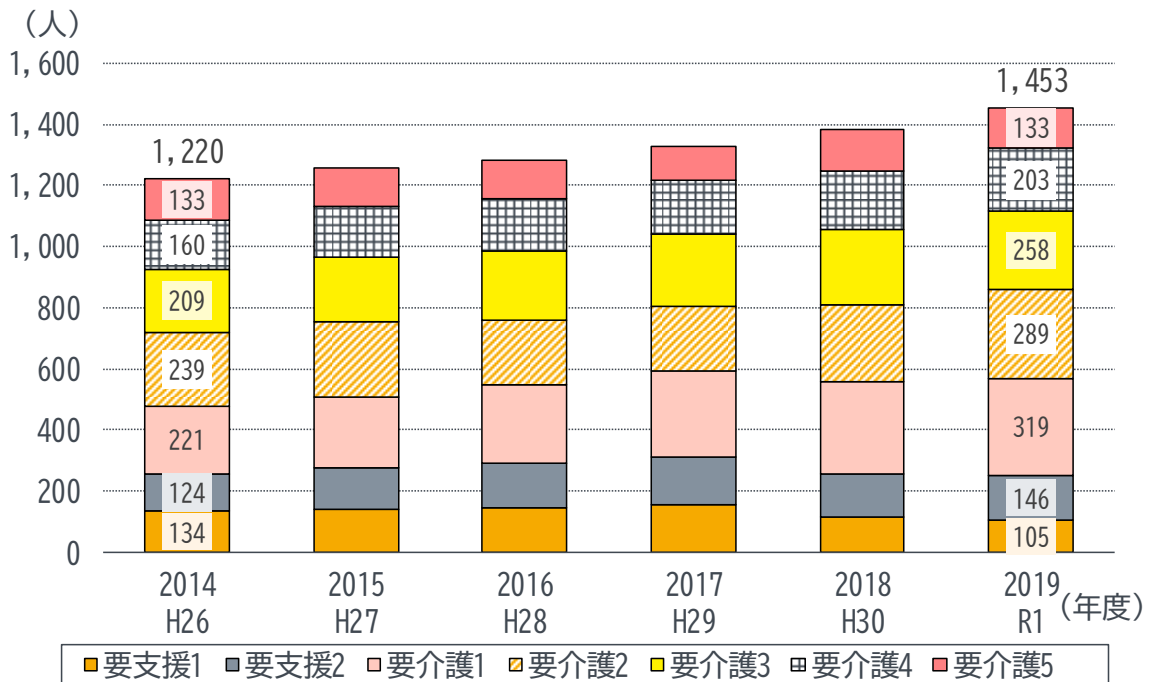
資料2-3(1) 介護認定を受けている人の人数の推移

(単位：人)

介護度内訳		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
要支援	要支援1	134	142	145	157	113	105
	要支援2	124	134	146	154	142	146
要介護	要介護1	221	231	258	282	302	319
	要介護2	239	246	211	213	254	289
	要介護3	209	214	225	237	243	258
	要介護4	160	163	169	173	191	203
	要介護5	133	128	126	112	139	133
東海村 合計		1,220	1,258	1,280	1,328	1,384	1,453

資料：「東海村福祉の概要」

【介護認定を受けている人の人数の推移】



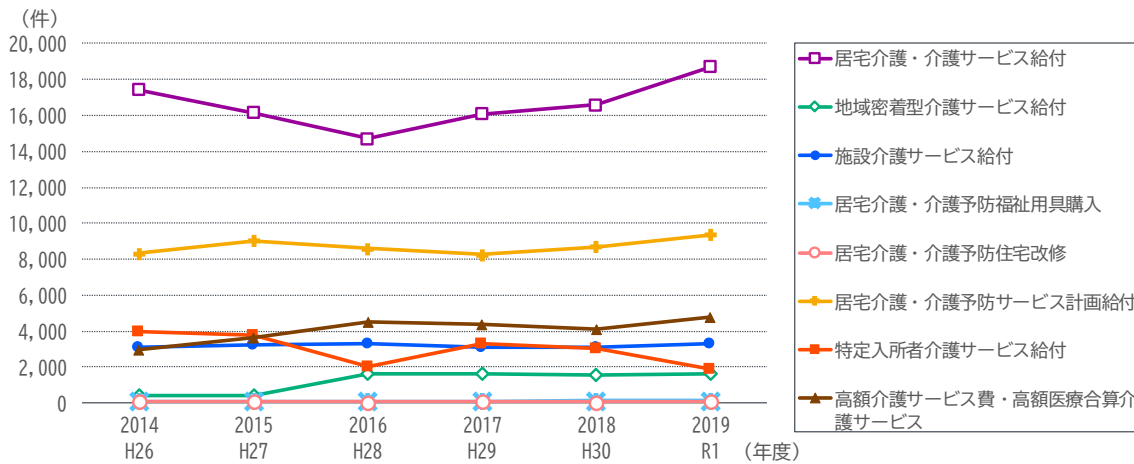
資料2-3(2) 介護保険サービス利用件数と介護給付費の推移

(単位：件，円)

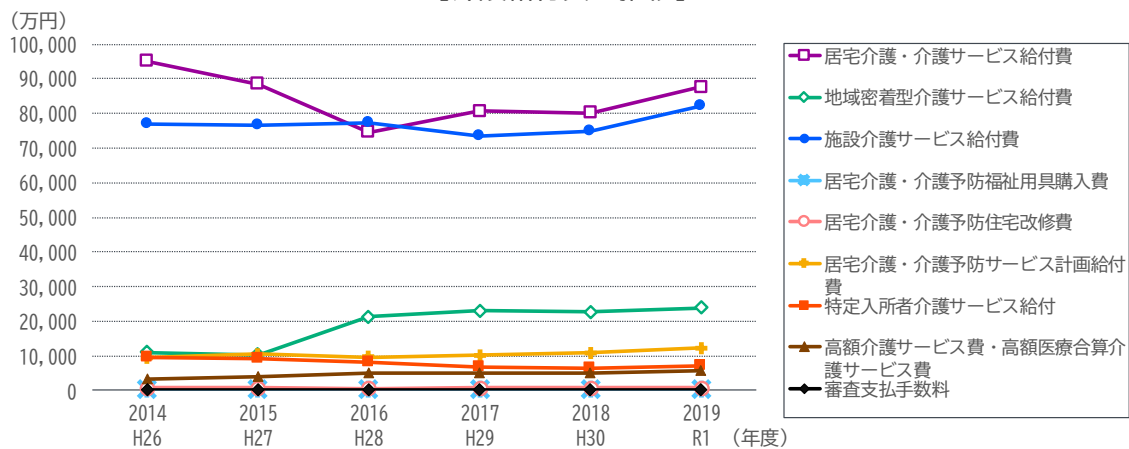
内訳		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
居宅介護・介護サービス給付費	件数(件)	17,419	16,164	14,718	16,079	16,571	18,686
	給付費(円)	951,583,219	884,379,167	746,016,904	807,457,846	801,101,582	876,355,313
地域密着型介護サービス給付費	件数(件)	435	416	1,646	1,627	1,580	1,638
	給付費(円)	110,080,908	102,156,443	211,884,466	230,332,766	226,353,456	238,629,412
施設介護サービス給付費	件数(件)	3,110	3,203	3,291	3,110	3,069	3,284
	給付費(円)	769,097,691	764,434,589	773,637,609	736,100,649	749,999,843	821,536,503
居宅介護・介護予防福祉用具購入費	件数(件)	101	92	95	99	122	131
	給付費(円)	2,243,151	2,279,819	2,169,198	2,132,785	2,866,002	2,994,719
居宅介護・介護予防住宅改修費	件数(件)	81	87	70	86	78	86
	給付費(円)	7,800,601	8,068,389	6,303,782	7,249,897	7,427,056	6,776,722
居宅介護・介護予防サービス計画給付費	件数(件)	8,318	9,021	8,601	8,252	8,700	9,370
	給付費(円)	95,032,740	104,544,942	95,379,952	100,519,150	108,445,072	121,763,121
特定入所者介護サービス給付	件数(件)	3,961	3,805	2,002	3,285	3,049	1,862
	給付費(円)	96,464,290	92,705,506	81,682,889	66,998,530	63,273,502	70,989,735
高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費	件数(件)	2,988	3,652	4,522	4,360	4,097	4,753
	給付費(円)	33,940,099	40,379,581	49,340,062	50,168,690	48,430,737	58,486,078
審査支払手数料	給付費(円)	1,924,868	746,617	1,804,928	1,738,614	1,779,882	1,937,373

資料：「東海村福祉の概要」

【介護保険サービス利用件数の推移】



【介護給付費の推移】



2-4. 障がい者に関する統計

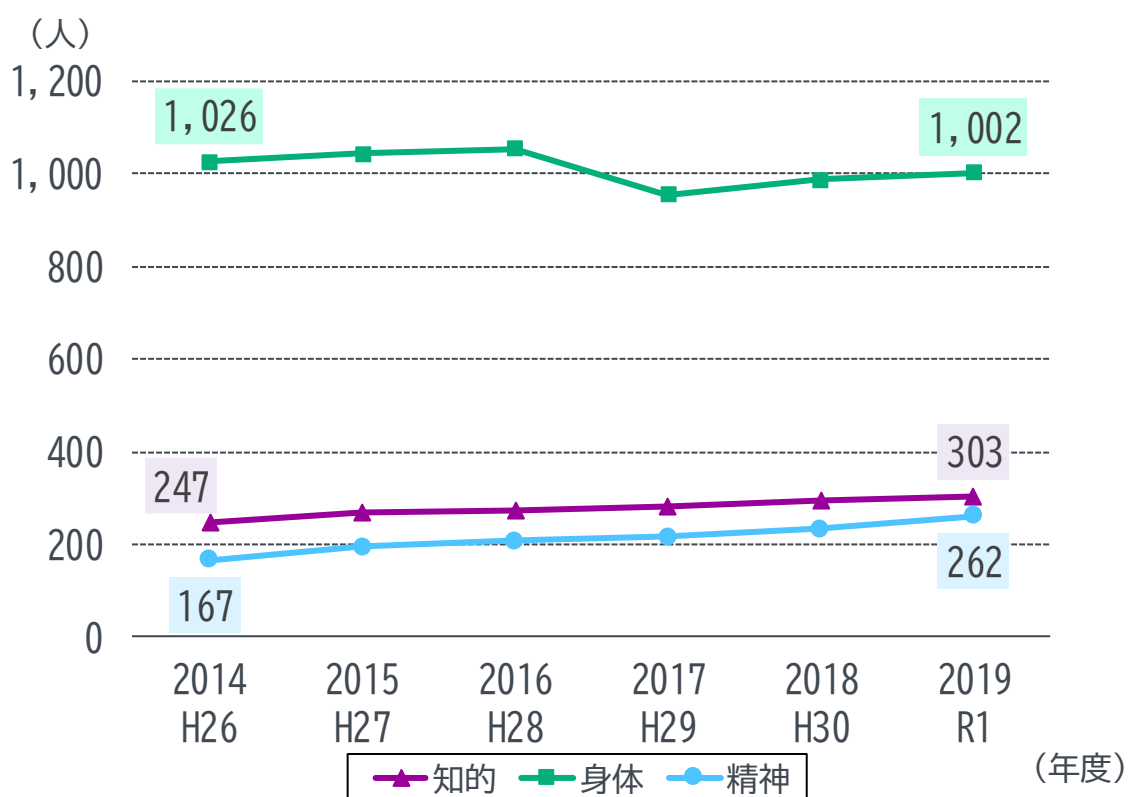
資料2-4(1) 障害者手帳所持者数(知的・身体・精神)の推移

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
知的	247	269	274	283	297	303
身体	1,026	1,044	1,054	956	988	1,002
精神	167	195	207	216	234	262

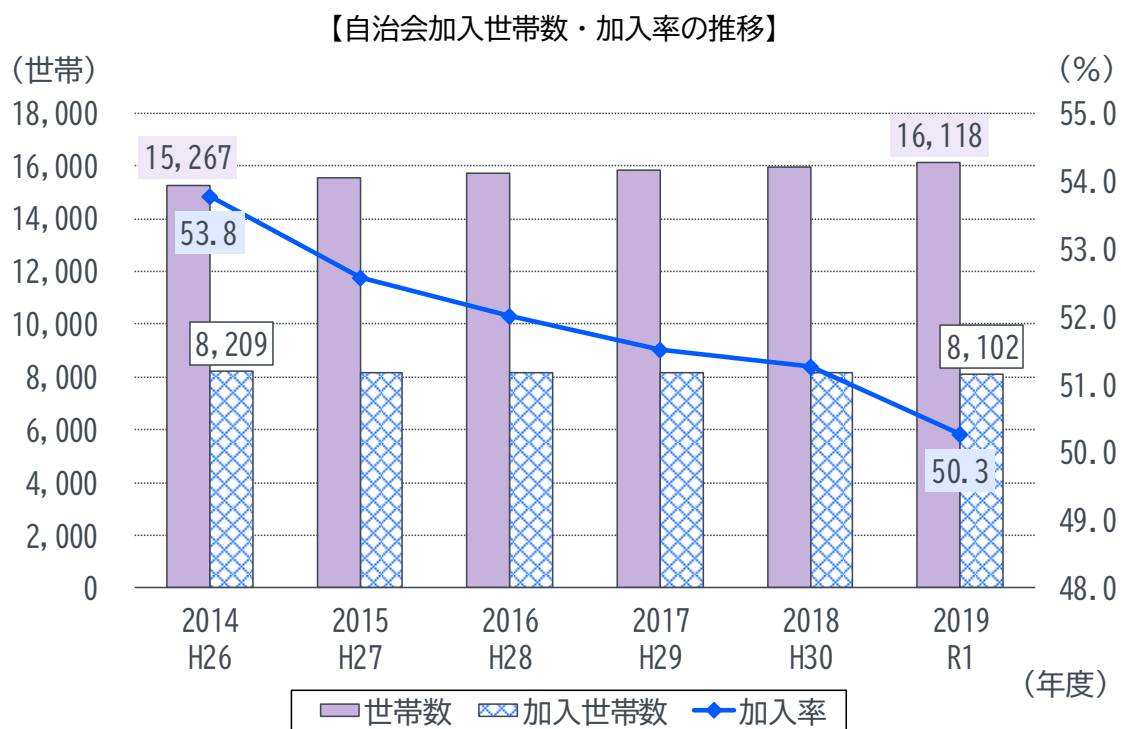
資料：東海村福祉部障がい福祉課調べ

【障害者手帳所持者数(知的・身体・精神)の推移】



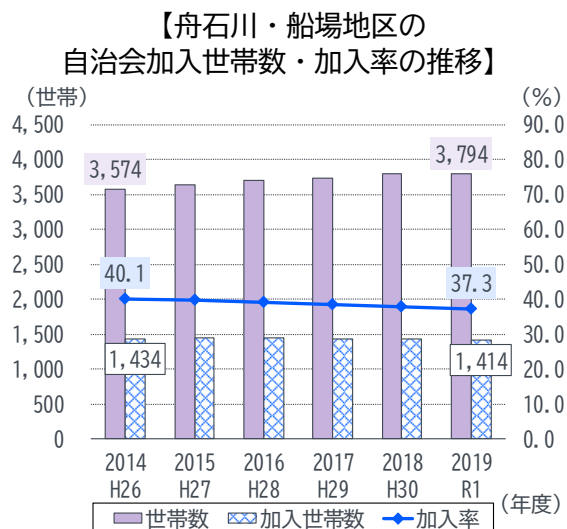
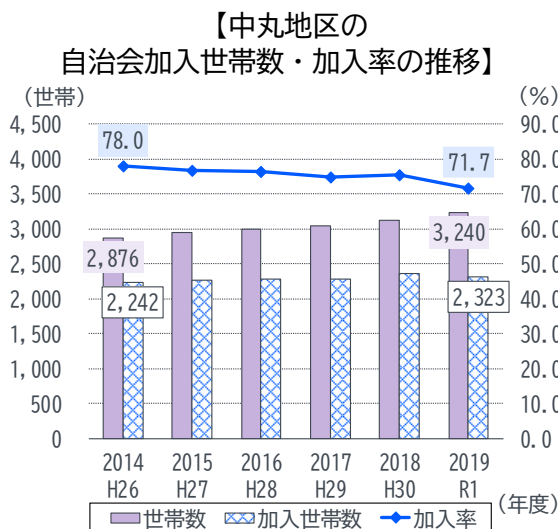
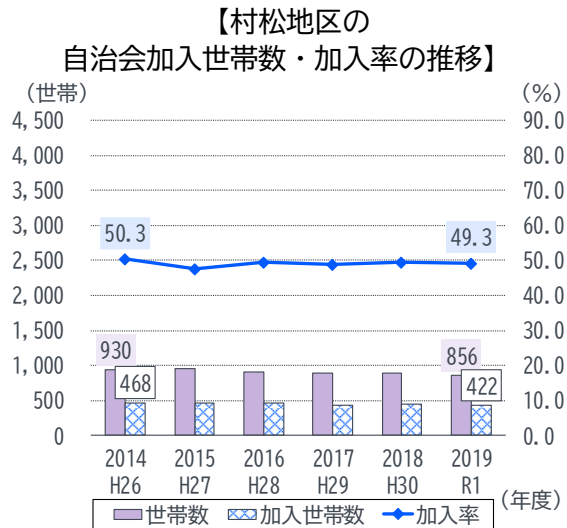
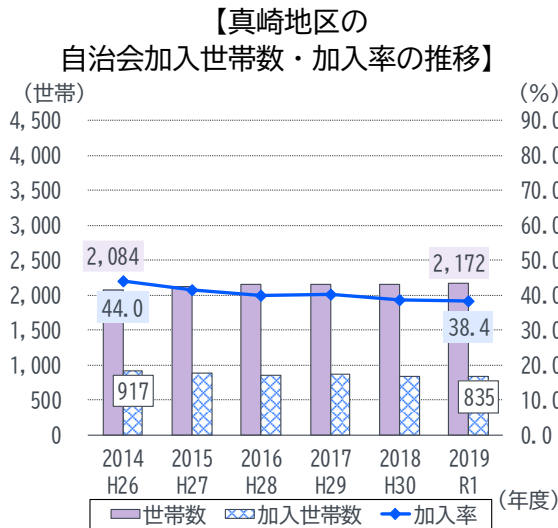
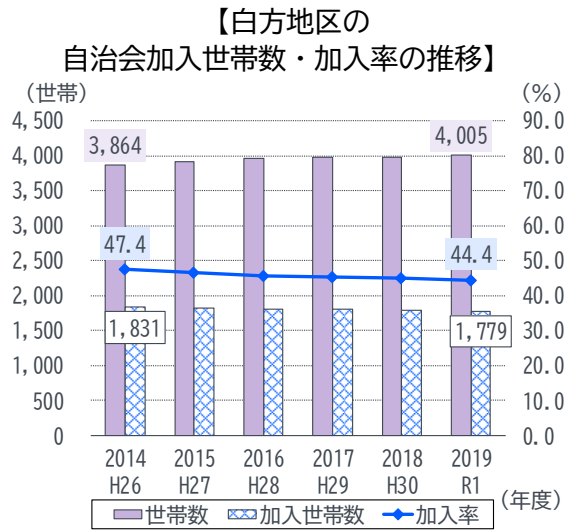
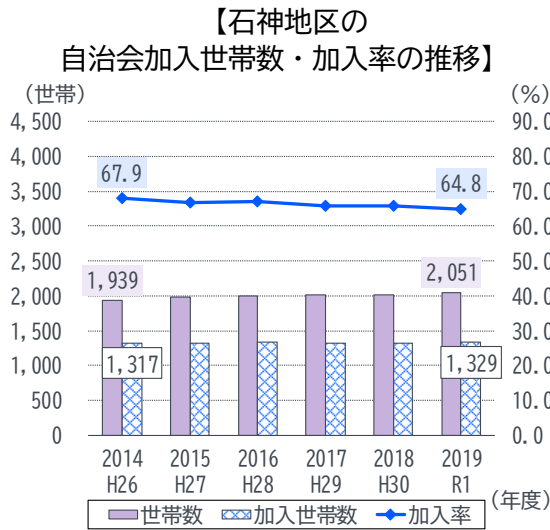
2-5. 地域活動に関する統計

資料2-5-(1)① 自治会加入世帯数・加入率の推移

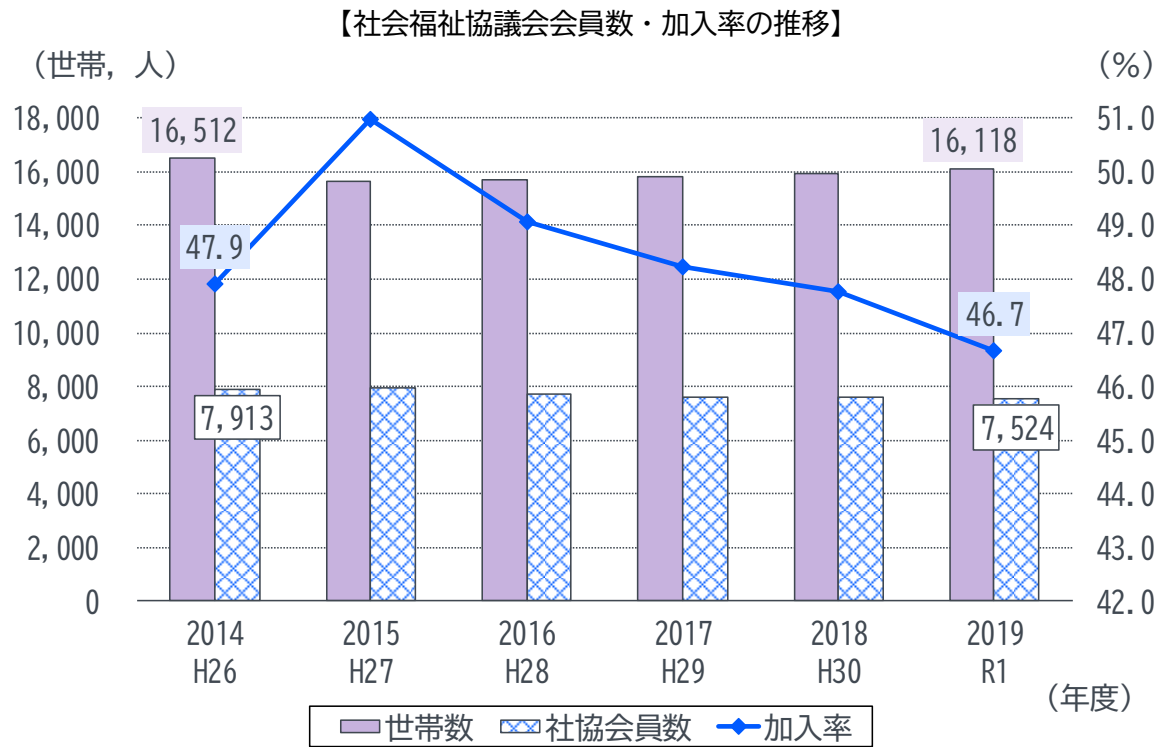


資料：東海村村民生活部地域づくり推進課調べ

資料2-5(1)② 自治会加入世帯数・加入率の推移(地区別グラフ)



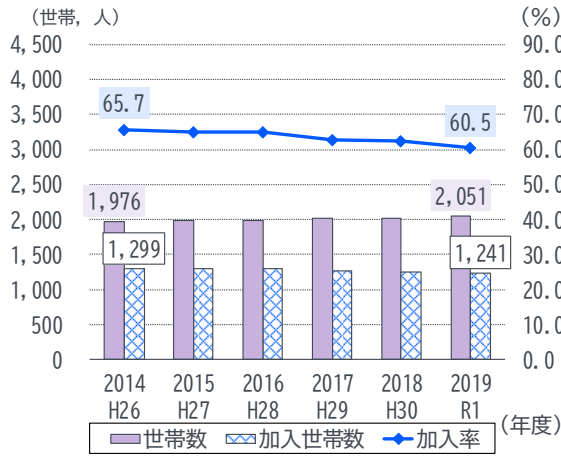
資料2-5(2)① 社会福祉協議会会員数・加入率の推移



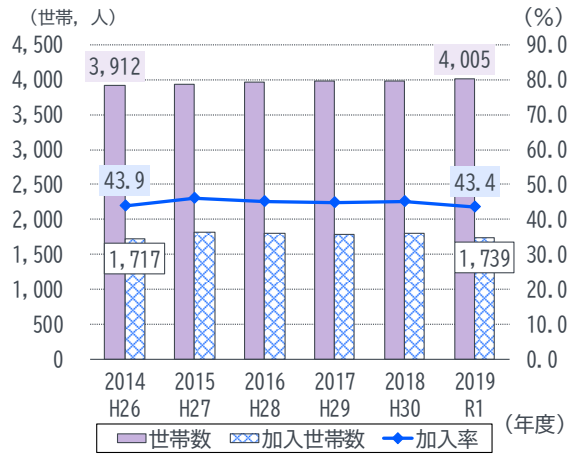
資料：東海村社会福祉協議会調べ

資料2-5(2)② 社会福祉協議会会員数・加入率の推移
(地区社協別グラフ)

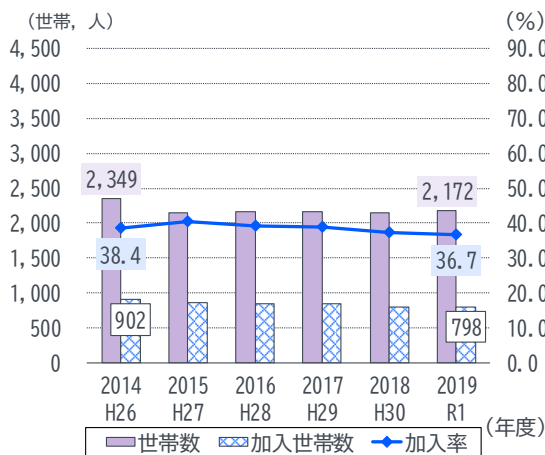
【石神地区の
社会福祉協議会会員数・加入率の推移】



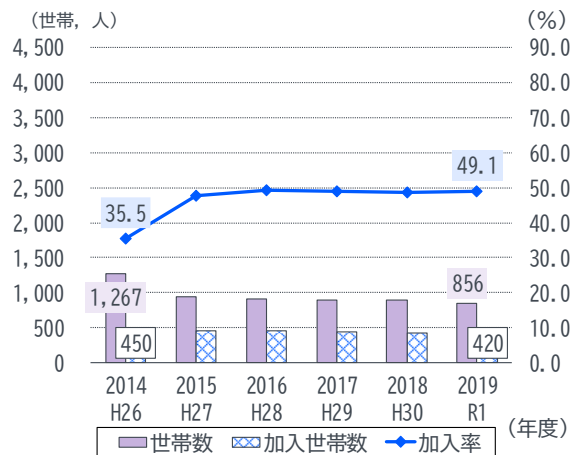
【白方地区の
社会福祉協議会会員数・加入率の推移】



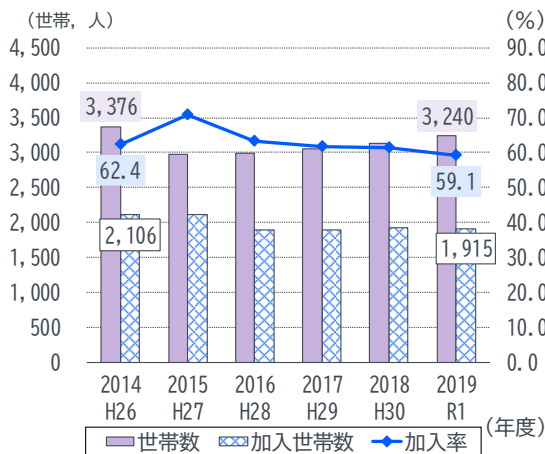
【真崎地区の
社会福祉協議会会員数・加入率の推移】



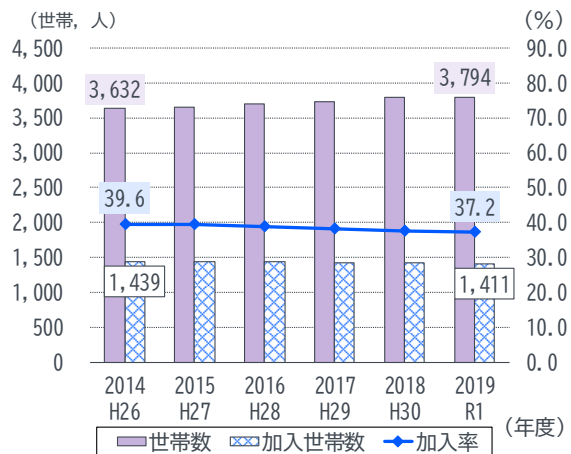
【村松地区の
社会福祉協議会会員数・加入率の推移】



【中丸地区の
社会福祉協議会会員数・加入率の推移】



【舟石川・船場地区の
社会福祉協議会会員数・加入率の推移】



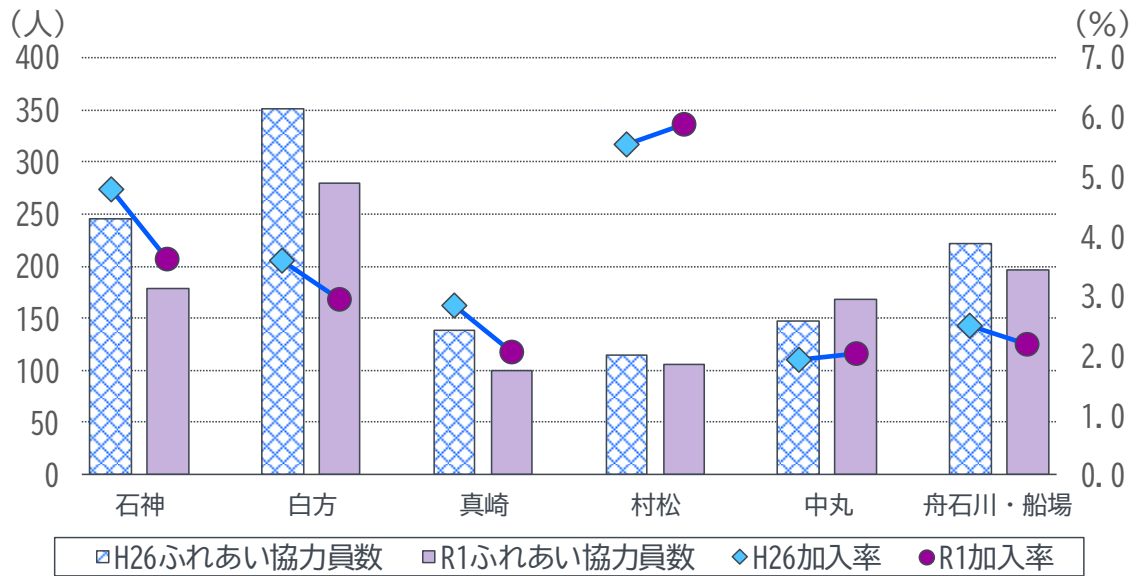
資料2-5(3) 地区社会福祉協議会ふれあい協力員数・加入率の推移

(単位：人，%)

学区名	地区名		平成26年度			令和元年度		
			人口	ふれあい協力員数	加入率	人口	ふれあい協力員数	加入率
東海 中学区	石神	外宿1区	1,078	58	5.4	977	38	3.9
		外宿2区	494	37	7.5	477	38	8.0
		内宿1区	2,486	75	3.0	2,399	51	2.1
		内宿2区	836	44	5.3	880	28	3.2
		竹瓦区	222	31	14.0	197	24	12.2
		石神 計	5,116	245	4.8	4,930	179	3.6
	白方	白方区	4,232	109	2.6	4,212	93	2.2
		豊岡区	296	20	6.8	274	12	4.4
		岡区	455	31	6.8	500	27	5.4
		百塚区	2,212	45	2.0	2,085	27	1.3
		亀下区	522	48	9.2	504	40	7.9
		原子力機構百塚区	28	3	10.7	12	1	8.3
		豊白区	718	44	6.1	722	35	4.8
		村松北区	1,295	51	3.9	1,233	45	3.6
	白方 計	9,758	351	3.6	9,542	280	2.9	
	真崎	真崎区	3,645	73	2.0	3,627	53	1.5
		舟石川3区	1,052	61	5.8	996	41	4.1
		原子力機構荒谷台区	219	5	2.3	180	5	2.8
		真崎 計	4,916	139	2.8	4,803	99	2.1
	東海中学区 計	19,790	735	3.7	19,275	558	2.9	
	南 中学区	村松	宿区	840	42	5.0	766	41
照沼区			483	42	8.7	471	41	8.7
川根区			444	19	4.3	406	21	5.2
原子力機構箕輪区			289	11	3.8	159	3	1.9
村松 計			2,056	114	5.5	1,802	106	5.9
中丸		押延区	936	16	1.7	980	19	1.9
		須和間区	973	22	2.3	1,012	23	2.3
		舟石川中丸区	1,849	31	1.7	2,118	70	3.3
		原子力機構長堀区	415	0	0.0	381	0	0.0
		緑ヶ丘区	790	39	4.9	765	23	3.0
		南台区	1,778	39	2.2	1,732	33	1.9
		フローレスタ須和間	930	0	0.0	1,321	0	0.0
		中丸 計	7,671	147	1.9	8,309	168	2.0
舟石川・ 船場		船場区	1,842	61	3.3	1,924	51	2.7
		舟石川1区	4,097	92	2.2	4,165	78	1.9
		舟石川2区	2,937	68	2.3	2,918	68	2.3
		舟石川・船場 計	8,876	221	2.5	9,007	197	2.2
南中学区 計		18,603	482	2.6	19,118	471	2.5	
東海村 合計		38,393	1,217	3.2	38,393	1,029	2.7	

資料：東海村社会福祉協議会調べ

【地区社会福祉協議会ふれあい協力員数・加入率の推移】



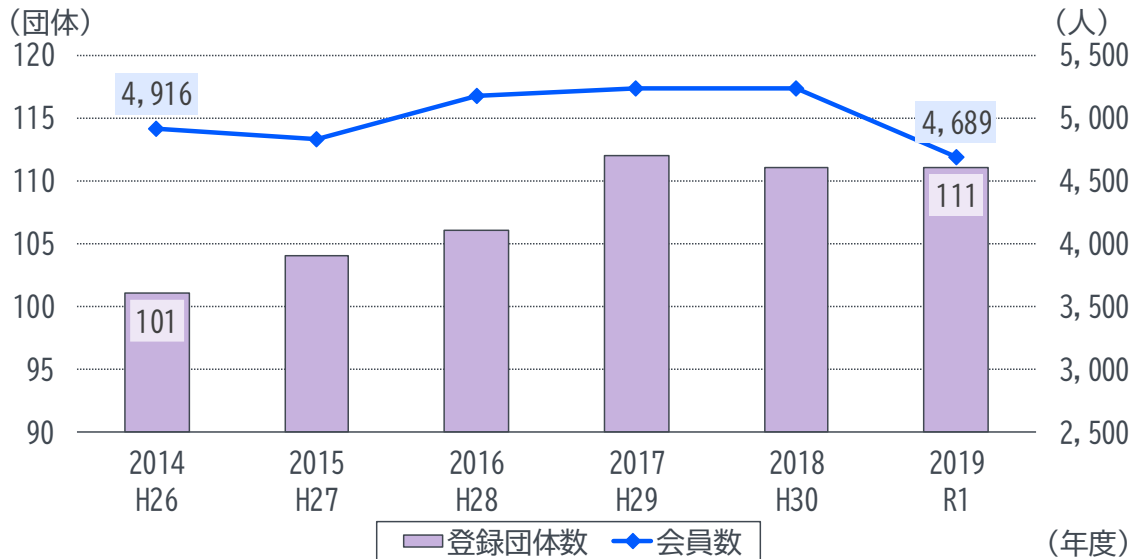
資料2-5(4) ボランティア登録団体数と会員数の推移

(単位：団体、人)

平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
登録団体数	会員数(人)	登録団体数	会員数(人)	登録団体数	会員数(人)	登録団体数	会員数(人)	登録団体数	会員数(人)	登録団体数	会員数(人)
101	4,916	104	4,833	106	5,177	112	5,242	111	5,241	111	4,689

資料：東海村社会福祉協議会ボランティア市民活動センター調べ

【ボランティア登録団体数と会員数の推移】



資料2-5(5)① 子ども会会員数・加入率の推移

(単位：人、%)

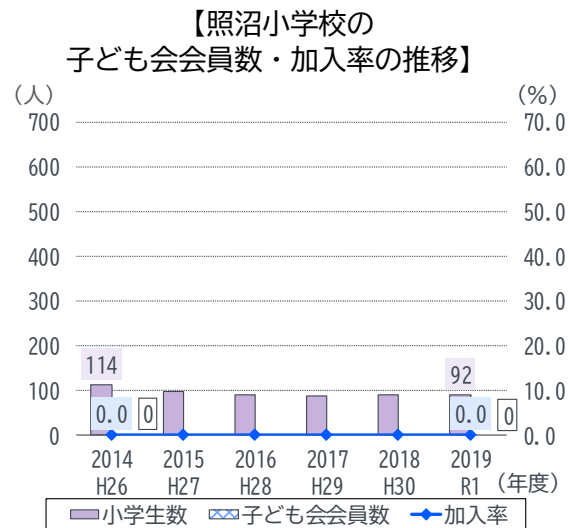
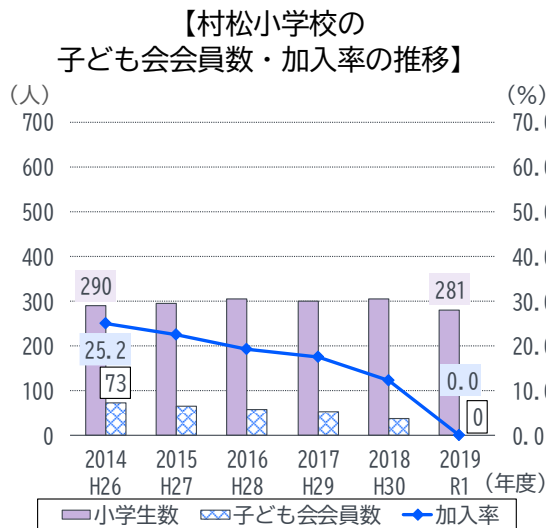
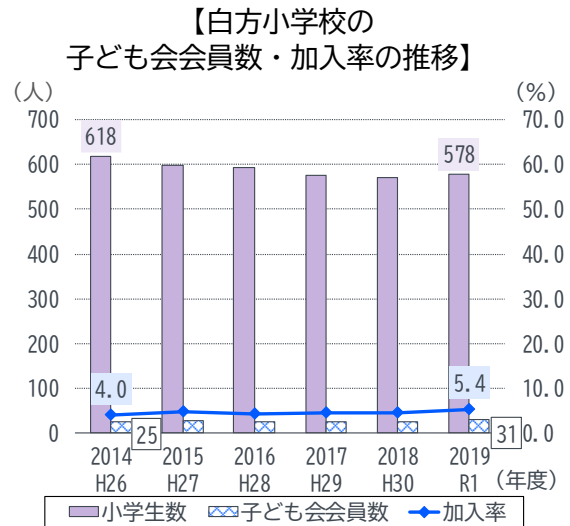
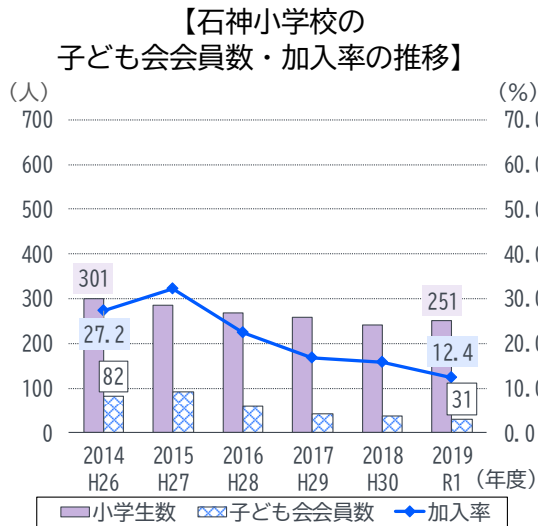
中学校区名	小学校名	平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度		
		小学生数	子ども会会員数	加入率	小学生数	子ども会会員数	加入率	小学生数	子ども会会員数	加入率	小学生数	子ども会会員数	加入率	小学生数	子ども会会員数	加入率	小学生数	子ども会会員数	加入率
東海中学校区	白方小学校	618	25	4.0	598	28	4.7	594	25	4.2	576	26	4.5	570	25	4.4	578	31	5.4
	石神小学校	301	82	27.2	286	92	32.2	267	60	22.5	257	43	16.7	242	38	15.7	251	31	12.4
	村松小学校	290	73	25.2	295	67	22.7	306	59	19.3	301	53	17.6	305	38	12.5	281	0	0.0
	東海中学校区 計	1,209	180	14.9	1179	187	15.9	1167	144	12.3	1134	122	10.8	1117	101	9.0	1110	62	5.6
東海南中学校区	照沼小学校	114	0	0.0	98	0	0.0	90	0	0.0	89	0	0.0	91	0	0.0	92	0	0.0
	中丸小学校	598	398	66.6	603	379	62.9	608	380	62.5	631	407	64.5	644	388	60.2	651	399	61.3
	舟石川小学校	571	233	40.8	563	218	38.7	570	218	38.2	568	217	38.2	562	196	34.9	548	174	31.8
	南中学校区 計	1,283	631	49.2	1264	597	47.2	1268	598	47.2	1288	624	48.4	1297	584	45.0	1291	573	44.4
東海村 合計		2,492	811	32.5	2443	784	32.1	2435	742	30.5	2422	746	30.8	2414	685	28.4	2401	635	26.4

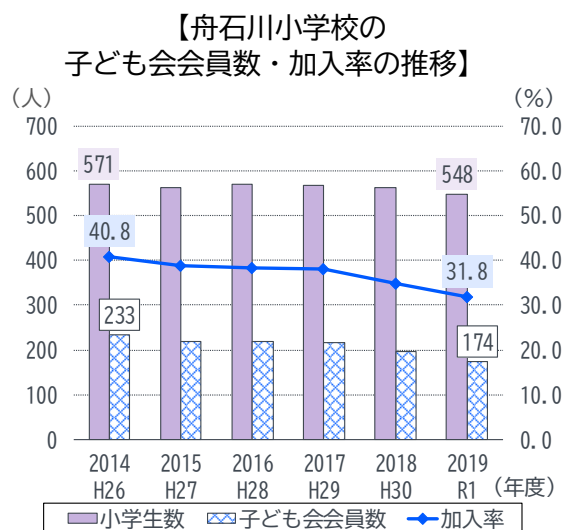
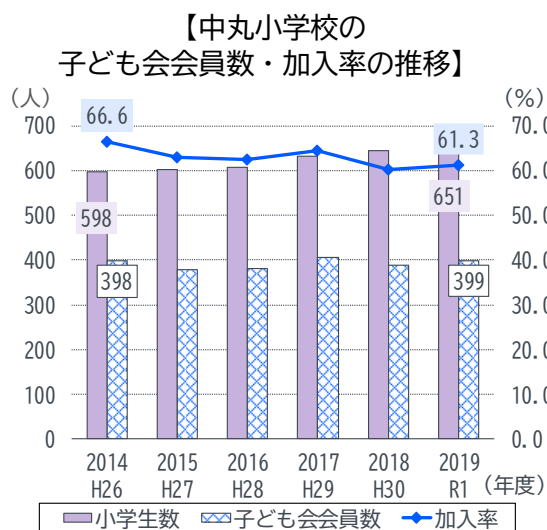
資料：東海村教育委員会学校教育課・生涯学習課調べ

小学生数は各年5月1日現在

子ども会会員数は各年4月1日現在

資料2-5(5)② 子ども会会員数・加入率の推移(地区社協別グラフ)



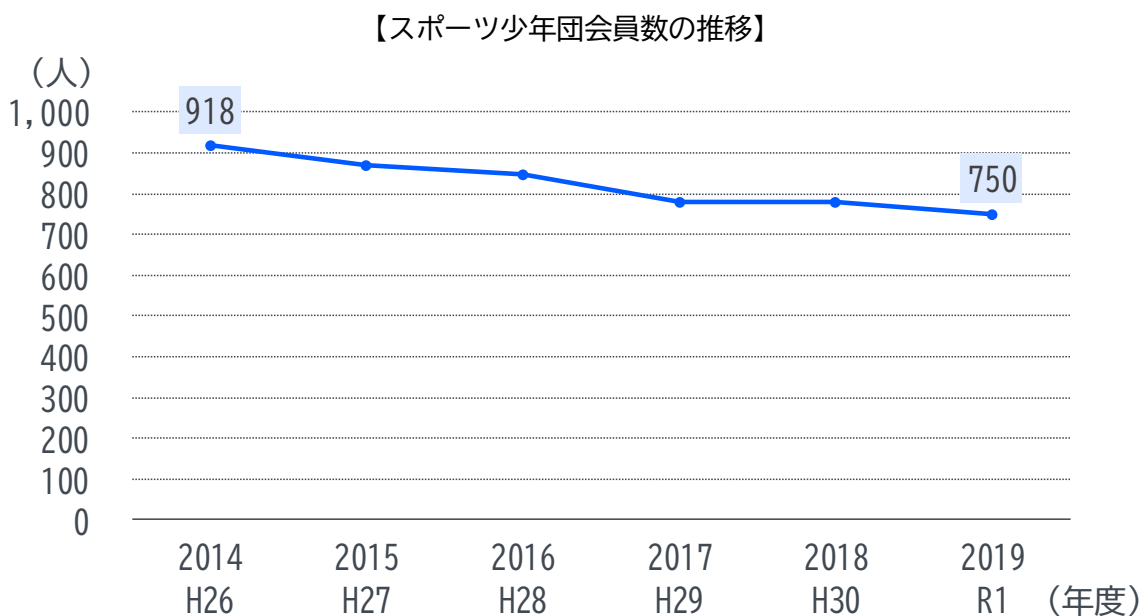


資料2-5(6) スポーツ少年団会員数の推移

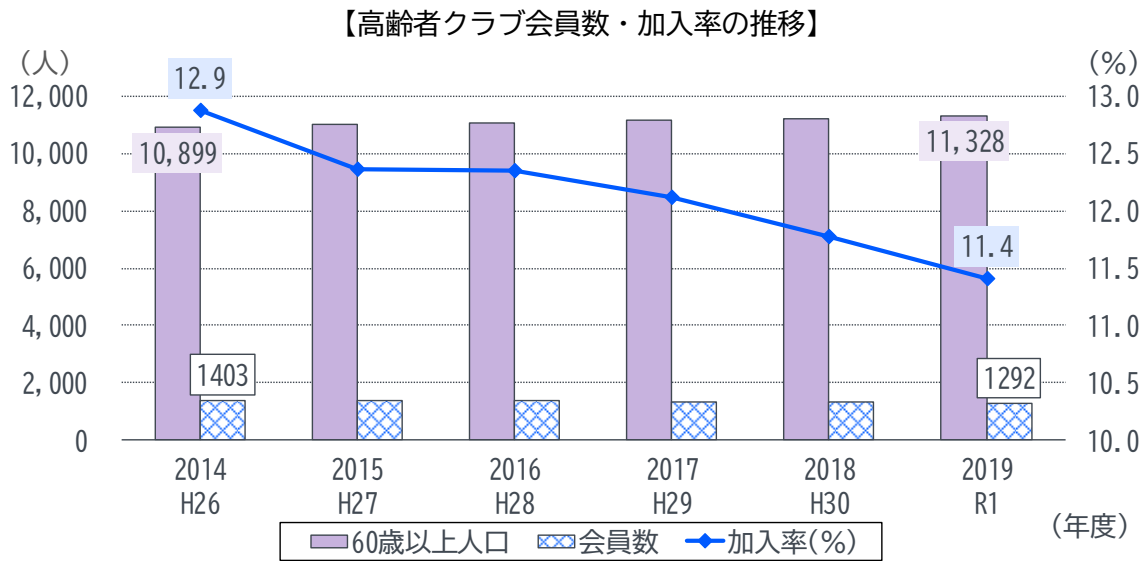
(単位：人)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
918	871	847	781	780	750

資料：東海村教育委員会生涯学習課調べ

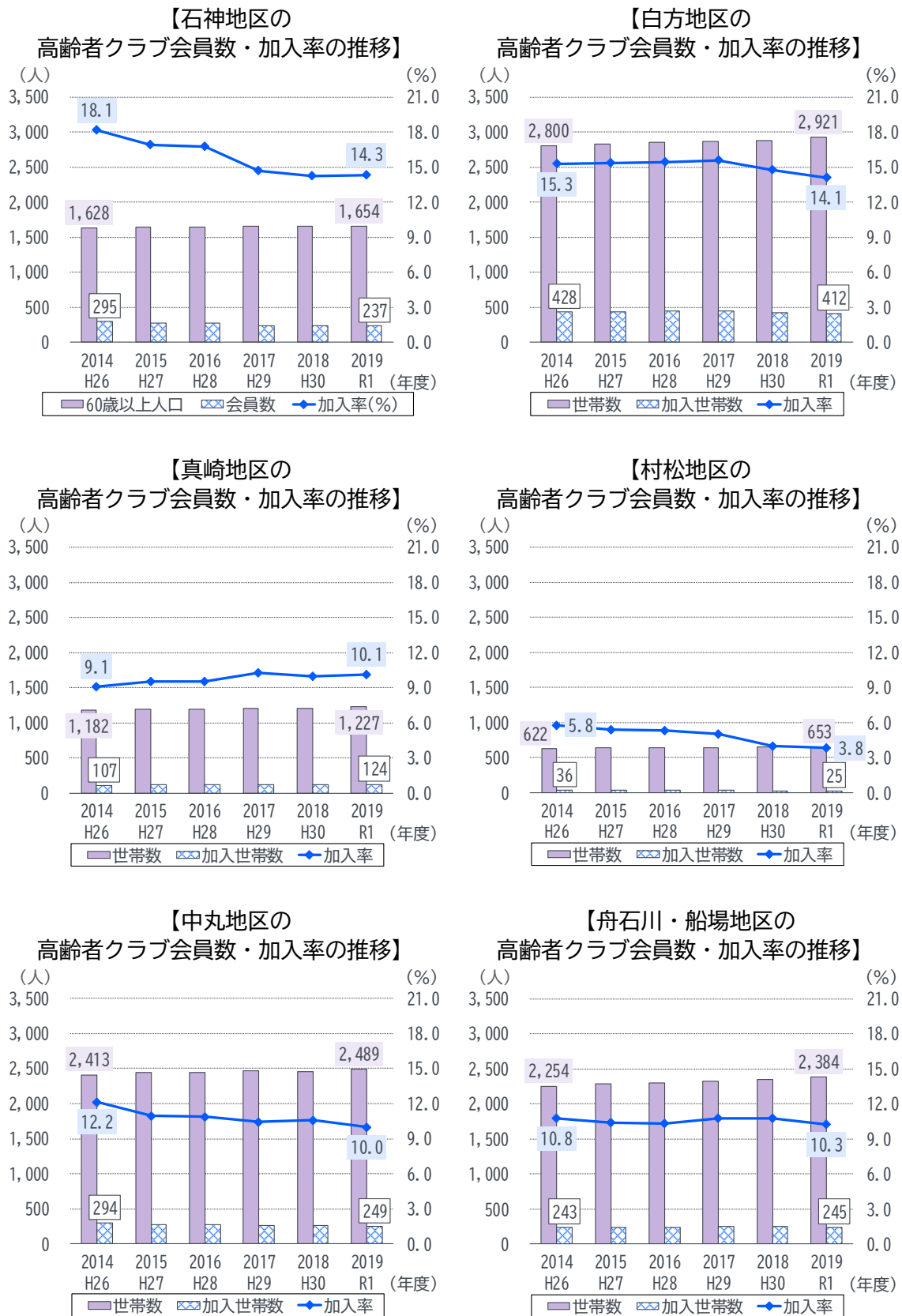


資料2-5(7)① 高齢者クラブ会員数・加入率の推移



資料：東海村福祉部高齢福祉課調べ

資料2-5(7)② 高齢者クラブ会員数・加入率の推移(地区社協別グラフ)



2-6. 地域で困っている人に関する統計

資料2-6(1) 生活保護受給者数・保護率の推移

(単位：世帯，人，%)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
東海村	被保護世帯数	149	164	172	180	181	180
	被保護人員数	223	242	249	259	266	258
	保護率(%)	5.9	6.4	6.6	6.9	7.1	6.8
(参考) 茨城県	被保護世帯数	20,061	20,551	21,049	21,661	22,228	
	被保護人員数	26,167	26,493	26,936	27,543	27,935	
	保護率(%)	9.0	9.1	9.3	9.5	9.7	
全国	被保護世帯数	1,612,340	1,629,743	1,637,045	1,640,854	1,637,422	
	被保護人員数	2,165,895	2,163,685	2,145,438	2,124,631	2,096,838	
	保護率(%)	17.0	17.0	16.9	16.8	16.6	

資料：東海村は茨城県保健福祉部福祉指導課掲載データ

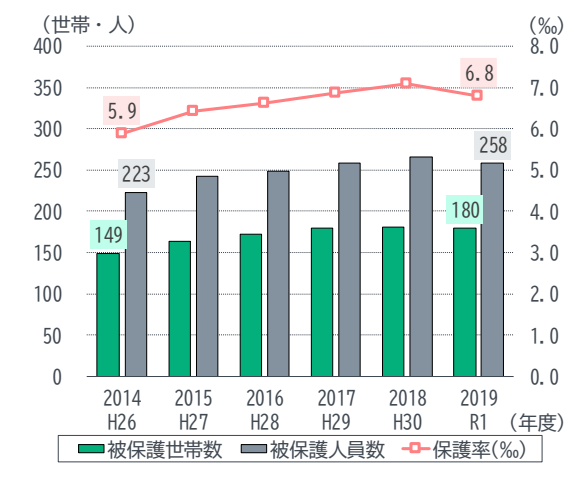
茨城県・全国は厚生労働省「被保護者調査」

東海村は平成26年度のみ3月1日時点、平成27年度以降は各年3月末時点

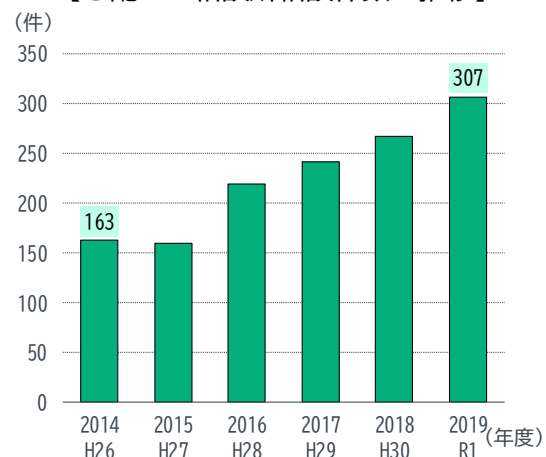
茨城県・全国は各年度月平均

各数値は保護停止中も含む

【生活保護受給世帯・人員・保護率の推移】



【心配ごと相談所相談件数の推移】



資料2-6(2) 心配ごと相談所相談件数の推移

(単位：件)

内訳		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談件数		163	160	220	242	267	307
総合 相談	電話相談	39	31	61	69	85	108
	一般相談	22	35	76	90	101	111
	人権・行政相談	2	0	0	0	0	0
	弁護士相談	55	53	51	54	55	54
	行政書士相談	45	41	32	29	26	34

資料：東海村社会福祉協議会調べ

平成28年度以降は電話相談・一般相談の合計件数が総合相談窓口での相談件数

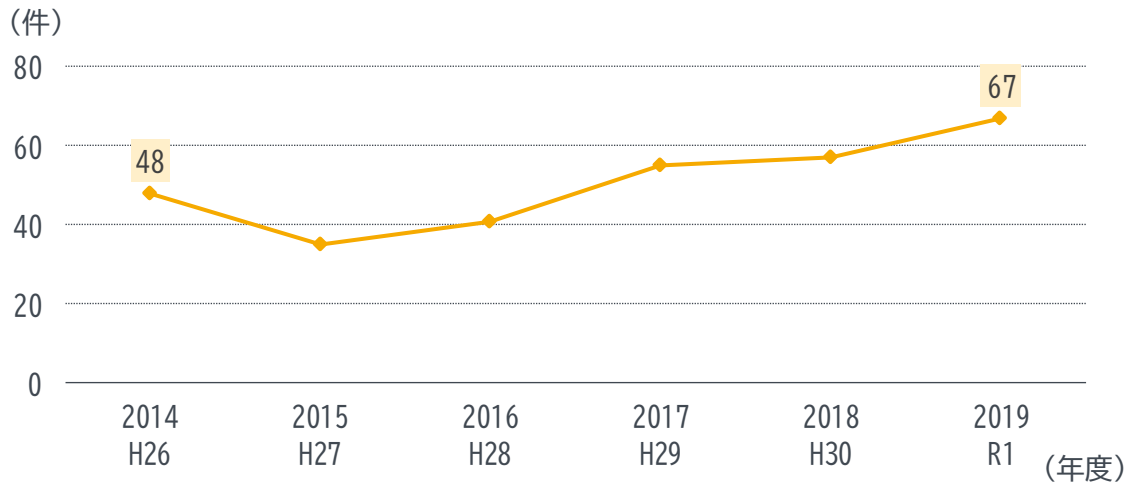
資料2-6(3) 児童虐待相談件数の推移

(単位：件)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
東海村		48	35	41	55	57	67
(参考)	茨城県	1,258	1,260	2,038	2,256	2,687	—
	全国	88,931	103,286	122,575	133,778	159,850	—

資料：東海村福祉部子育て支援課調べ

【児童虐待相談件数】



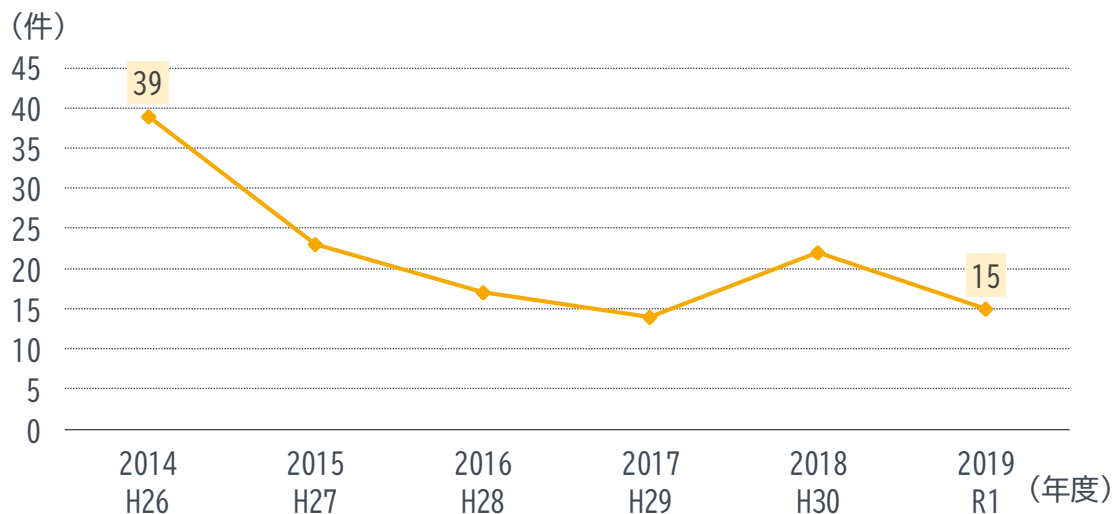
資料2-6(4) DV(家庭内暴力)に関する相談件数の推移

(単位：件)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
東海村		39	23	17	14	22	15
(参考)	茨城県	1,089	1,014	1,122	1,024	926	939
	全国	102,963	11,172	106,367	106,110	114,481	—

資料：東海村福祉部福祉総務課（村民相談室）調べ

【DVに関する相談件数】



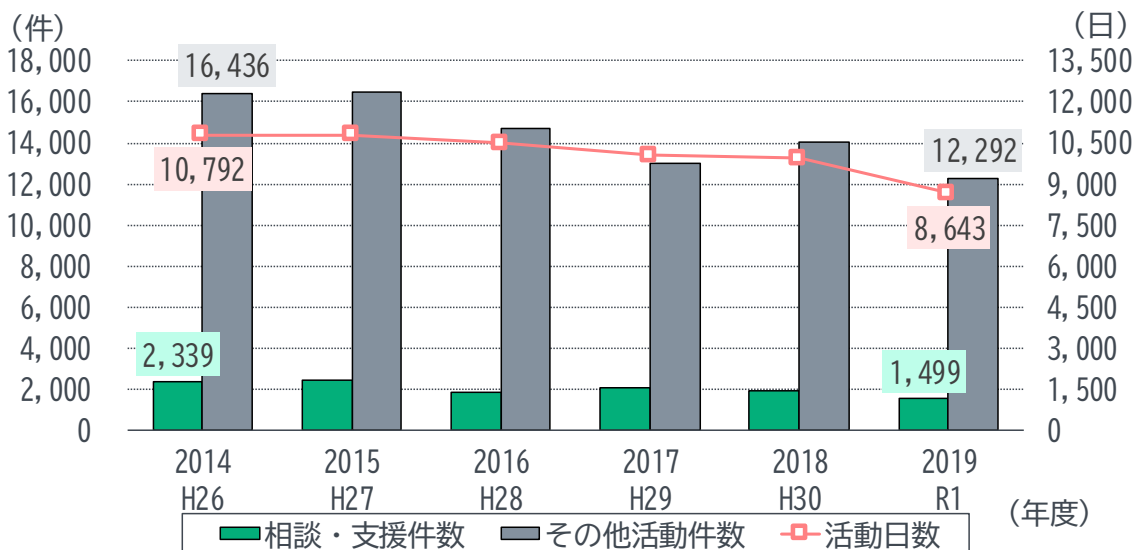
資料2-6(5) 民生委員・児童委員活動件数の推移

(単位：件、日)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
相談・支援件数	内容別	在宅福祉	489	510	270	811	216	115
		介護福祉	51	38	47	45	43	57
		健康・保健医療	154	130	123	118	151	113
		子育て母子相談	25	29	39	50	55	36
		子どもの地域生活	107	142	131	97	99	65
		子どもの教育・学校生活	78	85	77	59	104	71
		生活費	91	78	42	51	44	32
		年金・保険	4	2	5	4	7	5
		仕事	5	4	1	13	12	7
		家族関係	73	48	44	68	77	65
		住居	15	23	26	26	11	7
		生活環境	77	69	60	83	47	46
		日常的な支援	480	701	447	221	330	189
		その他	690	570	494	400	207	691
			計	2,339	2,429	1,806	2,046	1,403
分野別	高齢者に関すること	1,711	1,773	1,214	1,346	1,236	956	
	障がい者に関すること	109	107	57	106	110	70	
	子どもに関すること	212	263	255	256	270	201	
	その他	307	286	280	338	315	272	
	計	2,339	2,429	1,806	2,046	1,931	1,499	
その他活動件数	調査・実態把握	7,157	7,440	6,037	4,616	5,520	5,125	
	行事・事業・会議への参加協力	2,987	2,945	2,714	2,860	2,750	2,264	
	地域福祉活動・自主活動	3,995	3,725	3,292	3,461	3,521	2,707	
	民児協運営・研修	2,118	2,265	2,396	1,946	2,038	2,005	
	証明事務	129	97	220	131	183	181	
	要保護児童の発見の通告・仲介	50	40	14	20	23	10	
	計	16,436	16,512	14,673	13,034	14,035	12,292	
訪問日数	訪問・連絡活動	7,864	9,393	8,037	8,077	8,505	7,576	
	その他	8,551	7,580	6,342	5,177	5,372	5,101	
	計	16,415	16,973	14,379	13,254	13,877	12,677	
連絡調整回数	委員相互	4,459	4,181	4,490	2,995	3,338	2,957	
	その他の関係機関	4,062	3,773	3,473	3,003	3,176	2,497	
	計	8,521	7,954	7,963	5,998	6,514	5,454	
活動日数(日)		10,792	10,804	10,490	10,050	9,930	8,643	

資料：東海村福祉部福祉総務課調べ

【民生委員・児童委員活動件数】



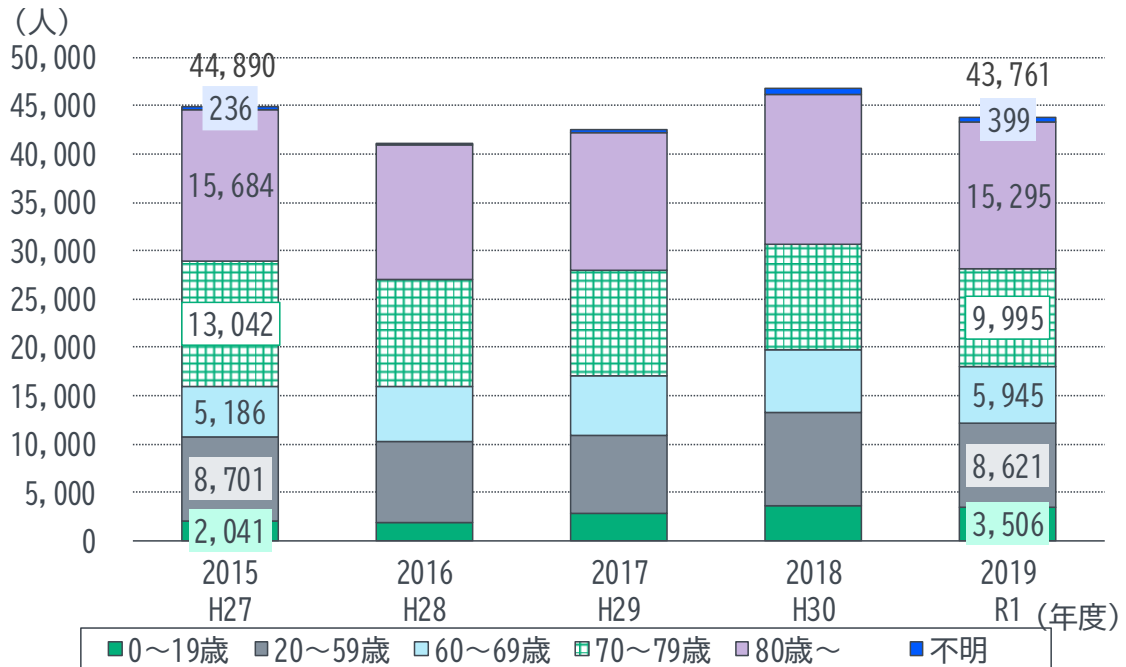
資料2-6(6) デマンドタクシー利用者数の推移(年代別集計)

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間利用者数		44,890	41,171	42,503	46,763	43,761
年代別	0～19歳	2,041	1,889	2,762	3,654	3,506
	20～59歳	8,701	8,319	8,075	9,546	8,621
	60～69歳	5,186	5,756	6,169	6,523	5,945
	70～79歳	13,042	11,100	10,994	10,978	9,995
	80歳～	15,684	13,858	14,225	15,558	15,295
	不明	236	249	278	504	399

資料：東海村企画総務部企画経営課調べ

【デマンドタクシー利用者数の推移(年代別)】



付属資料

東海村地域福祉計画推進会議設置要綱

平成15年3月17日
告示第9号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき策定された東海村地域福祉計画(以下「福祉計画」という。)を幅広い層の住民参画により円滑に推進するため、東海村地域福祉計画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項について調査し、検討する。

- (1) 福祉計画の進行管理に関すること。
- (2) 福祉計画の推進に関すること。
- (3) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し又は任命するものとする。

- (1) 村民代表(公募) 5人以内
- (2) 学識経験者 2人以内
- (3) ボランティア 5人以内
- (4) 民生委員・児童委員 3人以内
- (5) その他福祉関係者 5人以内

(委員長及び副委員長)

第4条 推進会議に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その職により委嘱され、又は任命された委員の任期は、その職にある期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 推進会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めその意見を聴くことができる。

(ワーキング委員会)

第8条 推進会議は、必要に応じ、資料の収集、現状分析、素案の作成等を行うため、ワーキング委員会を置くことができる。

2 ワーキング委員会は、地域福祉委員会、高齢福祉・介護保険委員会、障害福祉委員会及び児童福祉委員会の4部会で構成する。

3 ワーキング委員会は、委員35人以内で組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命するものとする。

(1) 村民代表(公募) 8人以内

(2) 学識経験者 2人以内

(3) ボランティア 5人以内

(4) 民生委員・児童委員 5人以内

(5) その他福祉関係者 5人以内

(6) 社会福祉協議会職員 5人以内

(7) 行政関係職員 5人以内

4 ワーキング委員会にワーキング委員長を、各部会に部会長を置く。

5 ワーキング委員長は、推進会議の委員長の指名した者をもって充て、部会長は、委員の互選によりこれを定める。

6 ワーキング委員会の会議は、必要に応じてワーキング委員長が招集し、議長となる。

7 各部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、議長となる。

8 ワーキング委員会は、必要であると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、福祉総務課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年告示第23号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年告示第42号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第60号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第51号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

東海村地域福祉計画推進会議委員名簿

■委員(◎は委員長、○は副委員長)

(敬称略)

番号	分野	氏名	所属等
1	村民代表	松井 淳子	子育て世代・ 地域福祉計画(第三次)策定委員
2	村民代表	鈴木 雄大	大学生
3	村民代表	鈴木 竣介	社会人
4	村民代表	大沼 瑠菜	高校生
5	村民代表	小泉 朱音	大学生
6	ボランティア	岡部 恵子	ボランティア連絡協議会
7	民生委員・児童委員	○ 根本 仁子	民生委員・児童委員協議会副会長
8	民生委員・児童委員	飯島真里子	民生委員・児童委員協議会主任児童委員
9	福祉関係者	◎ 深谷 真吾	子育て世代・ 居宅介護支援事業所ケアマネジャー
10	福祉関係者	茅根 元次	地区社会福祉協議会長連絡会代表 (石神地区社会福祉協議会会長)
11	福祉関係者	大内 智弘	社会福祉協議会地域福祉推進係 係長
12	福祉関係者	横須賀 こそみ	社会福祉協議会企画総務係 職員

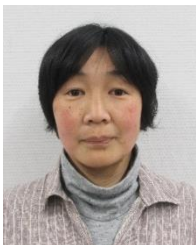
■アドバイザー

(敬称略)

1	アドバイザー	稲垣 美加子	淑徳大学教授 (総合福祉学部 社会福祉学科)
---	--------	--------	---------------------------

おわりに

東海村地域福祉計画推進会議委員からのメッセージ



松井 淳子委員

本計画の策定にあたり、学生委員さんから長年福祉活動にご尽力いただいているベテランの委員さんまで、幅広い世代のメンバーで話し合いが行われ、いろいろなことを勉強させていただきました。

時代が変化するにつれ福祉のニーズも多様化するとともに、支援を必要とする人も増えています。一方で個人情報など制限されるものも多くなり、福祉活動の取り組み方への課題もたくさんあります。

今年はコロナウイルス感染症の影響により多くの活動が制限されました。こういった状況下では大きなコミュニティでの活動は難しく、より小さく身近なコミュニティでの助け合いが重要になってくるのではないかと思います。その時・その状況において自分になにができるのか、みんなで考えていけたらいいなと思います。



鈴木 竣介委員

私は任期を残しながら就職のため千葉に引っ越しました。引っ越した街でその地域がどのような街でどのようなことに力を入れているのかを、私は地域福祉計画推進会議に参加させていただけたおかげで、知ろうと思い、知ることができました。

千葉に引っ越してからは仕事の都合や新型コロナウイルスの影響もあり、参加できないことも多くたくさんのご迷惑をおかけしました。その中でも任期最後まで委員として東海村の福祉を考えることができたことにとっても感謝しています。

今後は自分のように若い方々に地域福祉について考えてもらえるような働きかけを積極的に行っていきたいです。



大沼 瑠菜委員

社会の変容と技術革新の目ざましいこの時代にあって、地域福祉にニーズも同様の加速度で拡大しているように感じます。それに加え、新型コロナウイルスの影響で大きな孤独感を持ったり、通常よりも多くの補助・支援が増えたりしました。混沌ともいえる世の中で、少しでも多くの方が平穏な生活を送れることを願っています。そのためにも、地域に根ざした福祉支援が必要です。

私の友人にも精神疾患を持つ人がいます。しかし、学生であるということもあり、彼が十分な理解や支援を受けられているとは言い難いです。このような状況も実際に見て、一刻も早く地域福祉が浸透することが必要だと考えています。

今後の社会における最大多数の最大幸福のために、益々努力していきたいと思えます。



小泉 朱音委員

小さな頃から過ごしてきたこの東海村に、こういった形で関わらせて頂けたことをとても嬉しく思っています。

私は数年前まで、地域福祉についてはどこか遠くのここのよう、地域での取り組みにあまり関心がありませんでした。しかし今回、地域福祉計画の策定に携わる中で、福祉は他人事ではない、ということに改めて実感したと共に、支え合う大切さも学びました。より良い地域を創るのは、ここに住む私たち、みんなの力です。私も少しずつ、東海村の為になることをしていきたいと思っています。支え合いの輪がどんどん広がっていき、皆さんがより幸せに暮らせる地域になっていくことを願っています。



岡部 恵子委員

相次ぐ災害や事件、そして、今度はコロナウイルスの感染拡大で世界中が、未曾有の危機に襲われ、未だ終息の見込みもない。

こんな中、地域福祉計画推進会議も一部リモート会議となり、世界中の人たちと、宇宙ステーションとも交流できてしまうテクノロジーの便利な時代となった。

しかし、多くの人はずなっているはずなのに、オンラインでは体感できない存在感が必要、安心できる居場所や信頼できる人間関係が大切であった。何よりも、安心して暮らせる日常を願い、家族とのつながりを強く感じた1年だった。

第4次東海村地域福祉計画に当たり、今さらながら、「ながよくやっぺよ、TOKAI」の地域づくりには、まず、近所、自治会など地域の人たちが、互いに思いやりをもって助け合い、励まし合い率先して行動することが先決。小さな一歩から、明るい未来への輪を広げたい。



根本 仁子
副委員長

「東海村地域福祉計画のこども版です。家族と一緒に読んで下さい。幸せになるためのことが書いてあります。」

と、やったん祭りで子ども達にパンフレットを手渡しました。

この子達が、大人になった時も東海村が、地域で支え合い笑顔でいきいき暮らせるまちとして発展していることを想い描きながら。

そのためには、今、大人の私たちができることは、日常的に支え合うことができる活動をできる範囲で実践することです。

声をかけあって、“ながよくやっぺよー”を合言葉に、活動に参加し、一緒に行動していくことだと思います。

未来を担う子ども達をはじめ、誰もが、安心した生活を送ることができる笑顔溢れる地域に、東海村にしていきたいと思います。



飯島 真里子
委員

「生まれも育ちも東海村です」と進んで言えるようになったのは30歳を過ぎてからと思いますが、このような素晴らしい村に発展したのは歴代の東海村の方々のおかげです。

地域福祉計画のメンバーとして様々な立場の方や幅広い年齢層の方々と接し、福祉について考える機会を頂けたことは、自分の視野が広がりボランティアなどに参加するきっかけにもなりました。

これからは恩送りです。住民の声を代弁し、微力ですが行政や村社協とのかけ橋になれるように努めたいと思います。

そして、この計画に関心を持って家族や友人・職場で話題にし、将来の東海村を担う児童・生徒・学生の皆さんが『明るい未来や希望が持てるまちづくり』を実現していく原動力になることを願っています。



深谷 真吾
委員長

<向こう三軒両隣>古くから歴史のあるお寺の見えるご近所付き合いの盛んな地域で育った私は、以前に比べ地域の繋がりが薄れてきていると感じていました。要因としては、少子高齢化・孤立化によるものと叫ばれております。そのような状況の中、近年の大規模地震・洪水といった災害の頻発。そして、追い打ちをかける様に人と人の繋がりを隔てるコロナ禍。この様な時こそ地域での助け合い、支え合いが必要なのではないのでしょうか。この計画は、「ながよくやっぺよ TOKAI」のもと、前期委員より想いを受け継ぎ、他人事では無く、我が事として取り組んだ委員の方々、アドバイザーの稲垣先生、役場職員の地域(東海村)に対する熱い想いが、込められています。

ご覧いただいた方は、いかがでしたか。興味の有る所からでも是非、この計画をのぞいて見てください。ご自分の生活している地域にこれから何が必要なのか？一緒に考え活動してみませんか？



茅根 元次委員

「東海村地域福祉計画」を”餅”に例えたとしたら、4白目がつき上がりました。「つき手」の委員のみなさんは、高校生を含めた複数の学生さんが加わり、グンと若々しく杵の動きも力強く感じました。

「蒸し方」は行政職員の方が担い準備万端。また「相の手」としても「つき手」の呼吸を量りつつ、恙なく進めることが出来ました。

そして、作業が見渡せる台上の椅子には「餅つき専門家」の稲垣先生が見守り、作業の状況や隘路事項のアドバイスを頂くことができ、無事に餅つきを終えました。

偶然にも、私は2年前に「地域福祉計画推進会議」に参加することになりました。「福祉」といえば本書の「序論」等に記述の『向こう3軒両隣』くらいしか思いつかない素人レベルの年寄りにとっては、稀な学習の機会だったと感じています。

さて、つき上がった餅(地域福祉計画)は、多くの人に食され、それを地域での福祉活動の糧として消化されることが肝要です。一人ひとりでは微力でも、多数で夫々の持てる力で活動に参加し、真に「住めば都」という居心地のよい地域作りを進めたいものです。

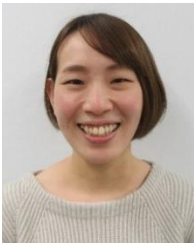


大内 智弘委員

私は、東海村社会福祉協議会から「支え合いコーディネーター」という立場で、前回から引き続きこの委員会に参加させていただきました。コーディネーターは、ボランティア活動等の住民活動と専門職、行政など、様々な人やサービス(資源)を繋げていく役割を担っています。

この地域福祉計画には、学生をはじめ、普段から住民活動を行っている地域住民の方など、様々な方が携わっていますので、私自身の立場としても、委員の皆様の意見や考え方を聞く貴重な機会となりました。

突然のコロナ禍により、“人と人とのふれあい”自体が難しい状況になってはいますが、計画遂行という俯瞰的な視点と、住民目線の視点を合わせて、この難局を乗り越えていきたいと思っています。



横須賀 こそみ
委員

ここに第4次東海村地域福祉計画が完成を迎えるまで、幾度もの話し合いの場が持たれました。東海村に住むさまざまな世代の方が集まり、地域福祉という大きな、そして大切なテーマに関して意見を出し合い、計画を練り上げました。

東海村が誇れることの一つに、地域の人々の“想いの熱さ”があると思います。この計画には、熱い想いをを持った住民一人ひとりの「夢」と「希望」と「将来への約束事」が記されています。

今、そしてこの先の未来もずっと、東海村に住む誰もが「ここで暮らしてよかったなあ」と思えるように…。これからも東海村の地域福祉について住民と共に考え、共に汗を流していきたいと思っています。

第4次東海村地域福祉計画

発行 東海村福祉部福祉総務課地域福祉推進担当
〒319-1192
茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号
電話 029-282-1711(代)
<http://www.vill.tokai.ibaraki.jp>

発行日 令和3年3月
